

## 糸満市一般廃棄物処理基本計画 資料編

## < 目 次 >

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 1. 糸満市の概要 .....                    | (資-1)  |
| (1) 糸満市の自然条件 .....                 | (資-1)  |
| (2) 糸満市の社会条件 .....                 | (資-4)  |
| 2. 関係法令 .....                      | (資-8)  |
| (1) 循環型社会の形成推進に係る法令 .....          | (資-8)  |
| (2) 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令 .....        | (資-33) |
| 3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況 .....            | (資-50) |
| (1) ごみ処理状況 .....                   | (資-50) |
| (2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況 .....            | (資-55) |
| (3) 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況 .....      | (資-58) |
| 4. 不法投棄の現状と取組 .....                | (資-64) |
| (1) 沖縄県内における不法投棄 .....             | (資-64) |
| (2) 全国における不法投棄及び不適正処理(産業廃棄物) ..... | (資-66) |
| (3) 不法投棄防止への取組 .....               | (資-68) |
| 5. 用語集 .....                       | (資-73) |
| 6. 糸満市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び審議経過 .....  | (資-79) |

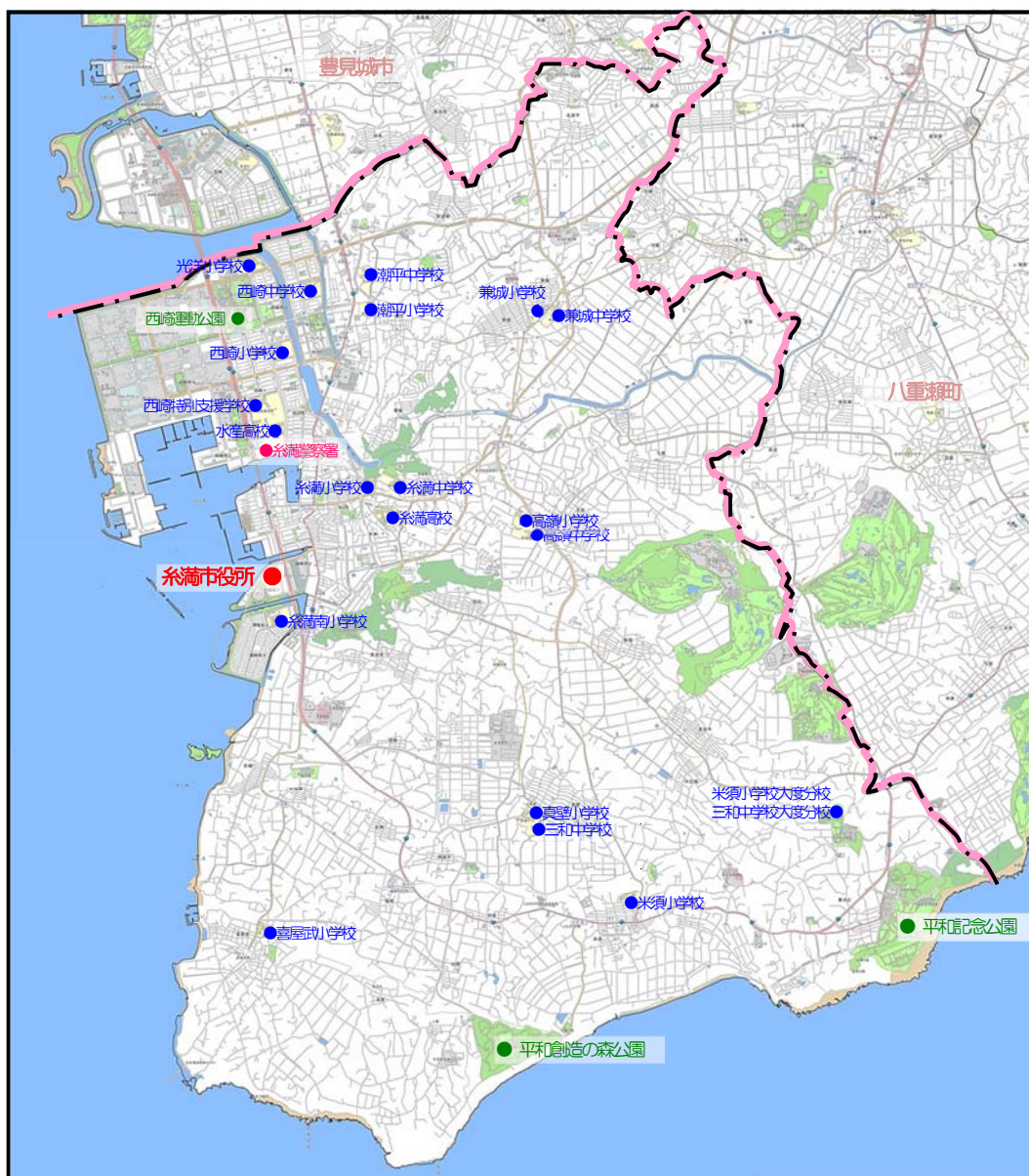
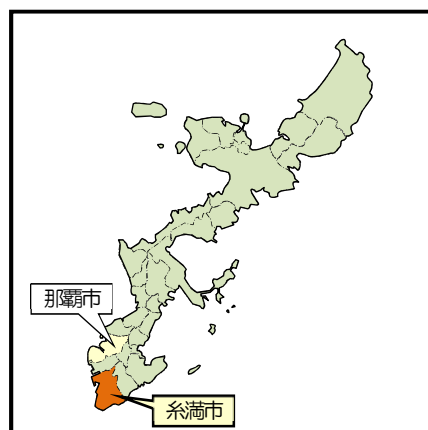


## 1. 糸満市の概要

### (1) 糸満市の自然条件

#### ① 糸満市の位置

糸満市は沖縄本島の最南端に位置し、県都那覇市から南へ 12km のところに位置しており、北側には豊見城市、東側は八重瀬町と接しています。市域面積は 46.63 km<sup>2</sup> (2017 (平成29) 年10月1日現在) となっています。



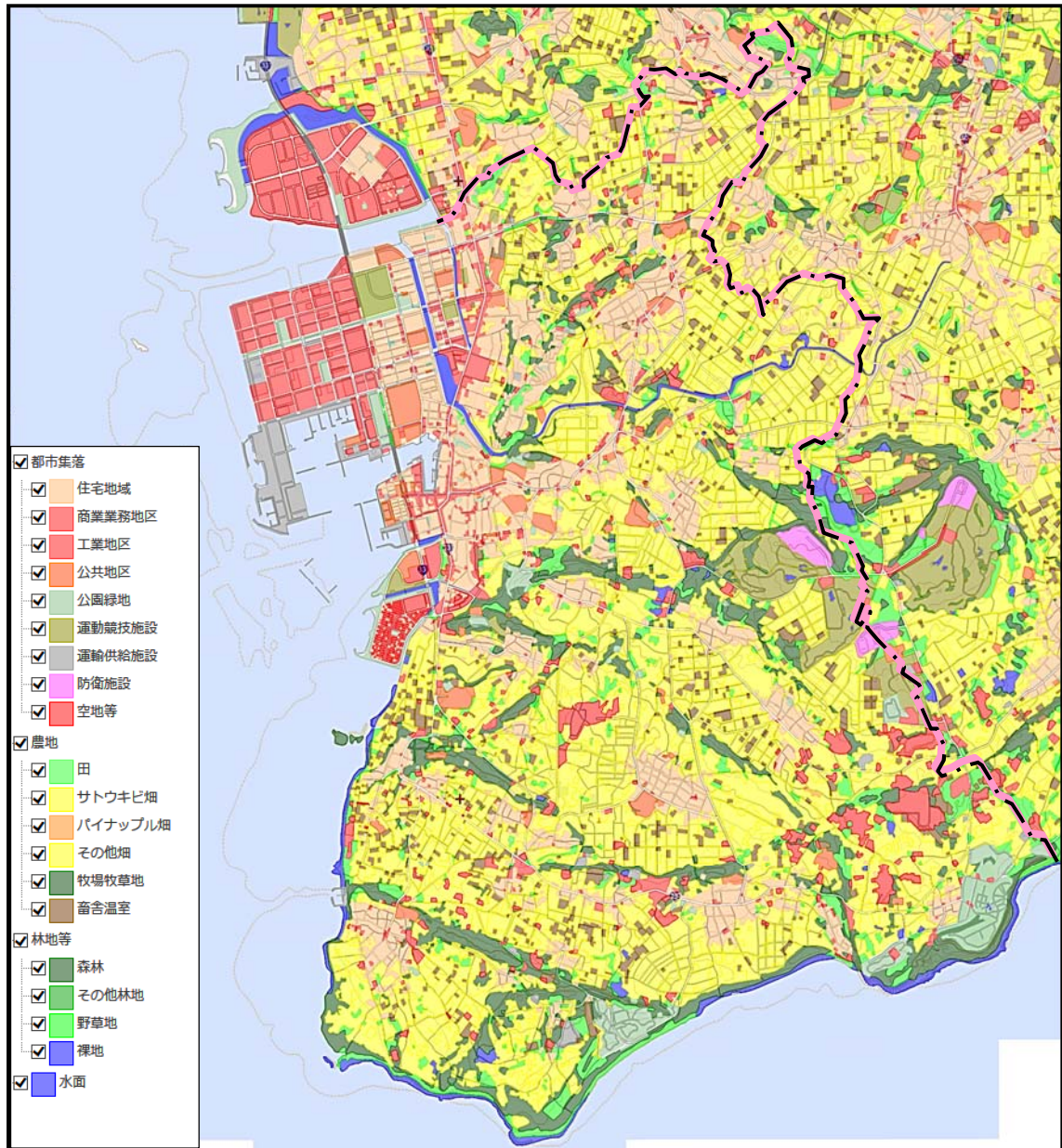
資料：沖縄県公開用地図情報システム

図 1-1 糸満市の位置



## ② 糸満市の土地利用現況

糸満市の土地利用現況を以下に示します。



資料：沖縄県公開用地図情報システム

図 1-2 糸満市の土地利用現況

### ③ 糸満市地域の気象状況

糸満市の気象状況を、平均的な気候の状態を示す「平年値」に基づいて、以下に示します。  
なお、この平年値は市に近い沖縄気象台のアメダス観測所（南城市系数）の観測データに基づくものです。

過去30年間の気温の平年値は15.2℃から27.1℃の範囲内にあり、1年を通して温暖な気候といえます。

降水量の平年値は年間を通して100mmを超えており、特に梅雨期の5月、6月と台風  
の接近が多い9月には200mmを超えています。

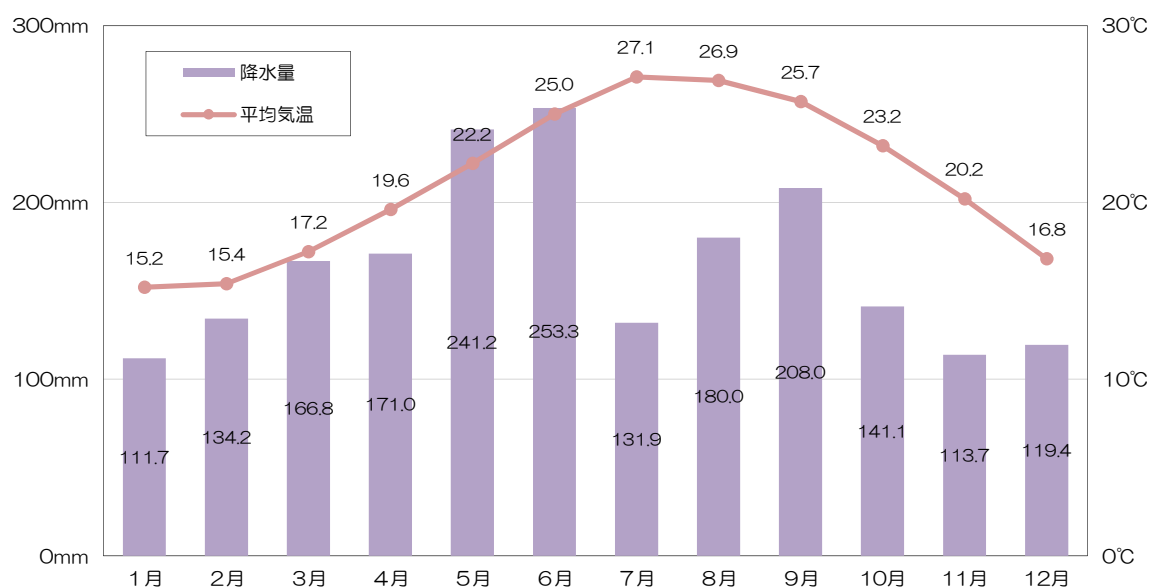


図 1-3 糸満市地域の気象状況  
(1981 (昭和56) 年から2010 (平成22) 年までの 南城市系数の平年値)

表 1-1 糸満市地域の気象状況  
(1981 (昭和56) 年から2010 (平成22) 年までの 南城市系数の平年値)

| 月         |    | 1月    | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 年       |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 気 温 (°C)  | 最高 | 18.3  | 18.6  | 20.5  | 22.9  | 25.4  | 27.9  | 30.5  | 30.4  | 29.4  | 26.7  | 23.4  | 20.0  | 24.5    |
|           | 最低 | 12.8  | 12.9  | 14.6  | 17.1  | 19.9  | 23.0  | 24.9  | 24.6  | 23.5  | 21.1  | 18.1  | 14.6  | 18.9    |
|           | 平均 | 15.2  | 15.4  | 17.2  | 19.6  | 22.2  | 25.0  | 27.1  | 26.9  | 25.7  | 23.2  | 20.2  | 16.8  | 21.2    |
| 降水量 (mm)  |    | 111.7 | 134.2 | 166.8 | 171.0 | 241.2 | 253.3 | 131.9 | 180.0 | 208.0 | 141.1 | 113.7 | 119.4 | 1,972.1 |
| 風 速 (m/s) |    | 5.9   | 5.8   | 5.5   | 5.2   | 4.9   | 4.6   | 4.5   | 5.2   | 5.4   | 6.0   | 6.2   | 6.0   | 5.4     |
| 日照時間* (h) |    | 97.6  | 93.0  | 101.2 | 109.2 | 124.7 | 134.8 | 210.1 | 191.3 | 169.9 | 160.8 | 120.6 | 122.7 | 1,633.3 |

※ 日照時間の統計期間は1986 (昭和61) 年から2010 (平成22) 年までとなっています。

資料：気象庁ホームページ

## (2) 糸満市の社会条件

### ① 糸満市の年代別人口及び世帯数

糸満市の過去 10 年間（2009（平成 21）年度～2018（平成 30）年度）の人口及び世帯数の推移を以下に示します。

合計人口及び世帯数は増加傾向にあります。1 世帯当たりの人員は、2009（平成 21）年度以降減少傾向がみられます。

年齢を 5 区分に分けた推移でみると、60 歳以下の区分の割合は減少傾向にあり、61 歳以上の区分の割合は増加傾向がみられます。

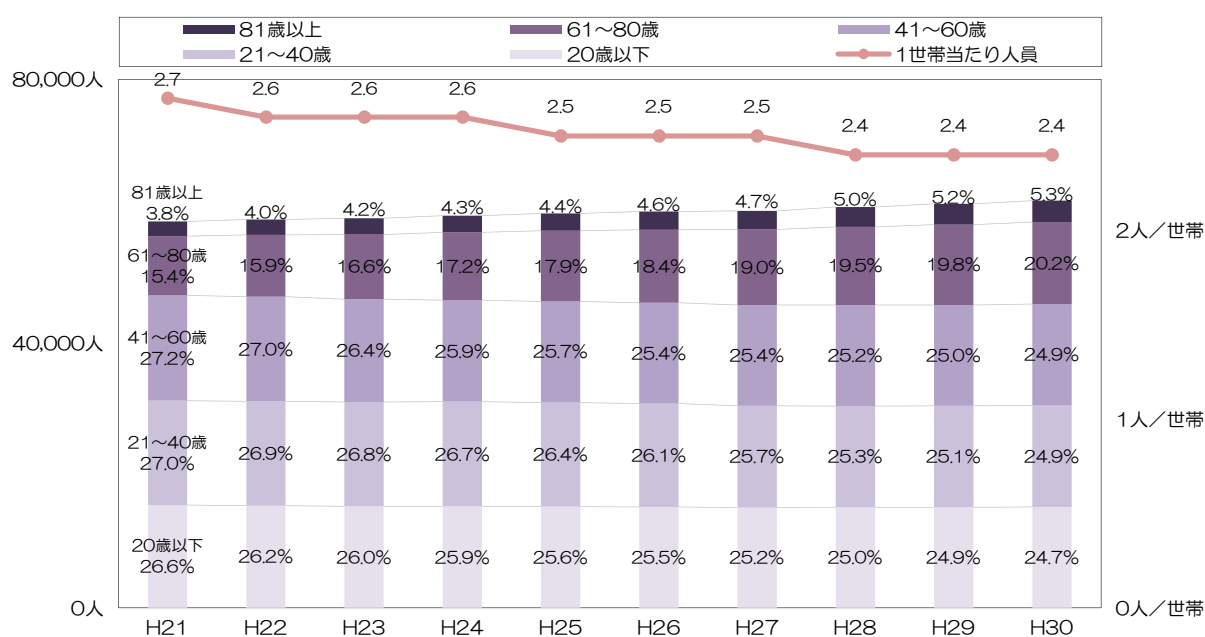


図 1-4 糸満市の年代別人口及び世帯数の推移（各年共 9 月末日現在）

表 1-2 糸満市の年代別人口及び世帯数の推移（各年共 9 月末日現在）

| 区 分 \ 年 度           | H21    | H22    | H23    | H24    | H25    | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 世帯当たり人員<br>(人/世帯) | 2.7    | 2.6    | 2.6    | 2.6    | 2.5    | 2.5    | 2.5    | 2.4    | 2.4    | 2.4    |
| 世帯数 (戸)             | 21,756 | 22,240 | 22,649 | 23,088 | 23,442 | 23,861 | 24,322 | 24,967 | 25,570 | 26,176 |
| 合 計<br>(人)          | 58,480 | 58,771 | 58,953 | 59,342 | 59,681 | 59,988 | 60,099 | 60,673 | 61,147 | 61,646 |
| 81 歳以上<br>(人)       | 2,228  | 2,325  | 2,454  | 2,533  | 2,627  | 2,770  | 2,855  | 3,011  | 3,160  | 3,268  |
| 61～80 歳<br>(人)      | 8,978  | 9,355  | 9,793  | 10,246 | 10,686 | 11,050 | 11,430 | 11,822 | 12,143 | 12,422 |
| 41～60 歳<br>(人)      | 15,924 | 15,841 | 15,553 | 15,384 | 15,312 | 15,247 | 15,240 | 15,302 | 15,292 | 15,336 |
| 21～40 歳<br>(人)      | 15,788 | 15,828 | 15,808 | 15,826 | 15,762 | 15,663 | 15,419 | 15,342 | 15,326 | 15,371 |
| 20 歳以下<br>(人)       | 15,562 | 15,422 | 15,345 | 15,353 | 15,294 | 15,258 | 15,155 | 15,196 | 15,226 | 15,249 |

資料：「人口統計」糸満市

## ② 糸満市の産業別就業者数

糸満市の過去 20 年間（1995（平成 7）年度～2015（平成 27）年度）の産業別就業者数及び構成比の推移を以下に示します。

農業・漁業等が属する第 1 次産業は 1995（平成 7）年度以降減少傾向にあり、建設業・製造業等が属する第 2 次産業は、増減を繰り返しつつ減少傾向にあります。サービス業等が属する第 3 次産業は、全体的に増加傾向がみられます。

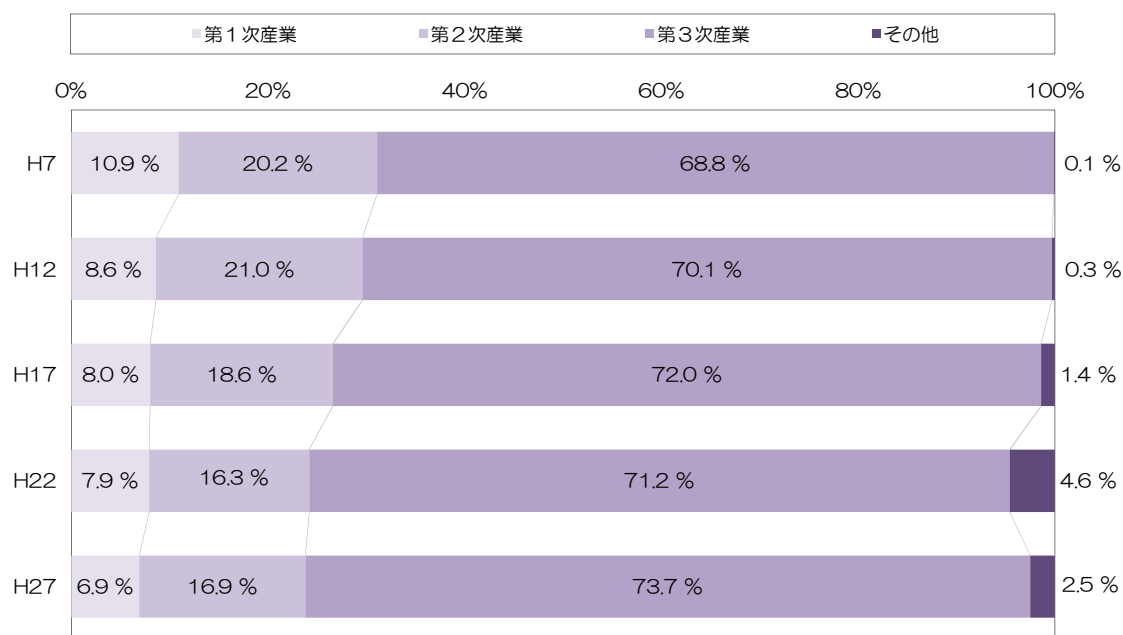


図 1-5 糸満市の産業別就業者の構成比の推移

表 1-3 糸満市の産業別就業者数及びその構成比の推移

| 区 分   |          | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業  | その他 <sup>※1</sup> | 総 数    |
|-------|----------|-------|-------|--------|-------------------|--------|
| 年 度   |          |       |       |        |                   |        |
| H 7 年 | 就業者数 (人) | 2,372 | 4,375 | 14,903 | 11                | 21,661 |
|       | (%)      | 10.9  | 20.2  | 68.8   | 0.1               | 100    |
| H12 年 | 就業者数 (人) | 1,944 | 4,713 | 15,758 | 69                | 22,484 |
|       | (%)      | 8.6   | 21.0  | 70.1   | 0.3               | 100    |
| H17 年 | 就業者数 (人) | 1,875 | 4,346 | 16,794 | 329               | 23,344 |
|       | (%)      | 8.0   | 18.6  | 72.0   | 1.4               | 100    |
| H22 年 | 就業者数 (人) | 1,905 | 3,958 | 17,305 | 1,125             | 24,293 |
|       | (%)      | 7.9   | 16.3  | 71.2   | 4.6               | 100    |
| H27 年 | 就業者数 (人) | 1,822 | 4,448 | 19,385 | 665               | 26,320 |
|       | (%)      | 6.9   | 16.9  | 73.7   | 2.5               | 100    |

※1 「その他」は分類不能の産業です。

資料：「国勢調査」総務省

### ③ 糸満市の産業別事業所数

糸満市の産業別事業所数の推移を以下に示します。

最も事業所の多い「卸売業、小売業」は減少傾向となっており、「製造業」「不動産業、物品賃貸業」「医療、福祉」の事業所数は増加傾向にあります。

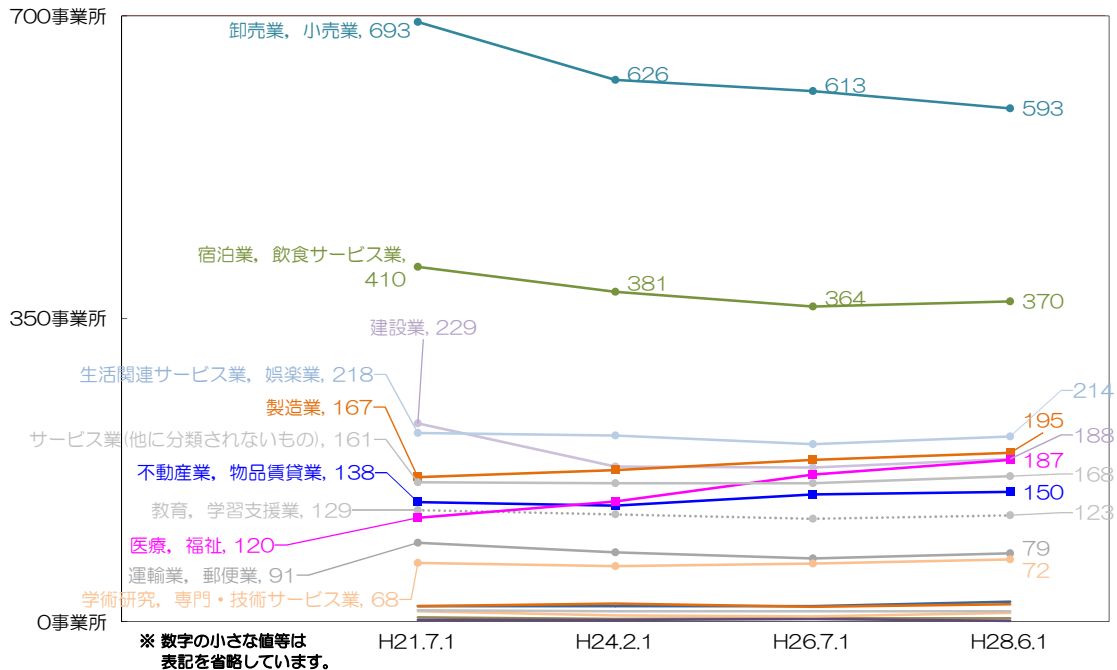


図 1-6 糸満市の産業別事業所数の推移

表 1-4 糸満市の産業別事業所数の推移

| 産業分類              | H21.7.1<br>調査 | H24.2.1<br>調査 | H26.7.1<br>調査 | H28.6.1<br>調査 | 従業者数<br>(人) |
|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 農林漁業              | 18            | 18            | 18            | 23            | 197         |
| 鉱業、採石業、砂利採取業      | 5             | 3             | 4             | 4             | 29          |
| 建設業               | 229           | 179           | 178           | 188           | 1,538       |
| 製造業               | 167           | 175           | 187           | 195           | 3,638       |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 2             | 2             | 3             | 1             | 15          |
| 情報通信業             | 12            | 7             | 6             | 10            | 137         |
| 運輸業、郵便業           | 91            | 80            | 73            | 79            | 1,577       |
| 卸売業、小売業           | 693           | 626           | 613           | 593           | 3,990       |
| 金融業、保険業           | 18            | 21            | 17            | 20            | 174         |
| 不動産業、物品賃貸業        | 138           | 134           | 147           | 150           | 404         |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 68            | 64            | 67            | 72            | 211         |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 410           | 381           | 364           | 370           | 2,325       |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 218           | 215           | 205           | 214           | 941         |
| 教育、学習支援業          | 129           | 124           | 119           | 123           | 496         |
| 医療、福祉             | 120           | 139           | 170           | 187           | 4,220       |
| 複合サービス事業          | 13            | 12            | 12            | 12            | 182         |
| サービス業(他に分類されないもの) | 161           | 160           | 160           | 168           | 722         |
| 合 計               | 2,492         | 2,340         | 2,343         | 2,409         | 20,796      |

資料：第58回～第60回沖縄県統計年鑑

④ 糸満市の主要道路の現況

糸満市の主要な道路として、国道が3路線、主要地方道が6路線、一般県道が9路線整備されています。

表 1-5 糸満市の主要道路の現況

| 道路種類  | 路 線 名     | 総延長<br>(m) | 重用<br>(m) | 未共用<br>(m) | 実延長<br>(m) | 簡易含<br>舗装率<br>(%) | 改良済<br>延 長<br>(m) | 未改良<br>延 長<br>(m) |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 国 道   | 国道331号    | 11,449     | 0         | 0          | 11,449     | 100               | 12,246            | 0                 |
|       | 国道331号(旧) | 5,183      | 0         | 0          | 5,183      | 100               | 5,183             | 0                 |
|       | 国道507号    | 10,000     | 10,000    | 0          | 0          | 0                 | 0                 | 0                 |
| 主要地方道 | 糸満与那原線    | 6,226      | 303       | 0          | 5,923      | 100               | 5,923             | 0                 |
|       | 糸満与那原線(旧) | 159        | 0         | 0          | 159        | 100               | 159               | 0                 |
|       | 那覇糸満線     | 3,626      | 60        | 0          | 3,566      | 100               | 3,566             | 0                 |
|       | 那覇糸満線(旧)  | 3,896      | 619       | 0          | 3,227      | 100               | 3,244             | 33                |
|       | 奥武山米須線    | 8,471      | 0         | 0          | 8,471      | 100               | 8,471             | 0                 |
|       | 奥武山米須線(旧) | 1,203      | 0         | 0          | 1,203      | 100               | 1,203             | 0                 |
| 一般県道  | 県道3号線     | 1,442      | 0         | 0          | 1,442      | 100               | 1,373             | 69                |
|       | 県道3号線(旧)  | 431        | 0         | 0          | 431        | 100               | 0                 | 431               |
|       | 県道15号線    | 209        | 0         | 0          | 209        | 100               | 209               | 0                 |
|       | 県道52号線    | 1,445      | 0         | 0          | 1,445      | 100               | 1,045             | 400               |
|       | 県道54号線    | 2,921      | 0         | 0          | 2,921      | 100               | 2,921             | 0                 |
|       | 県道134号線   | 750        | 0         | 0          | 750        | 100               | 40                | 710               |
|       | 魂魄之塔線     | 1,479      | 0         | 0          | 1,479      | 100               | 1,479             | 0                 |
|       | 魂魄之塔線(旧)  | 169        | 0         | 0          | 169        | 100               | 169               | 0                 |
|       | 糸満具志頭線    | 9,154      | 34        | 3,110      | 6,010      | 100               | 6,010             | 0                 |

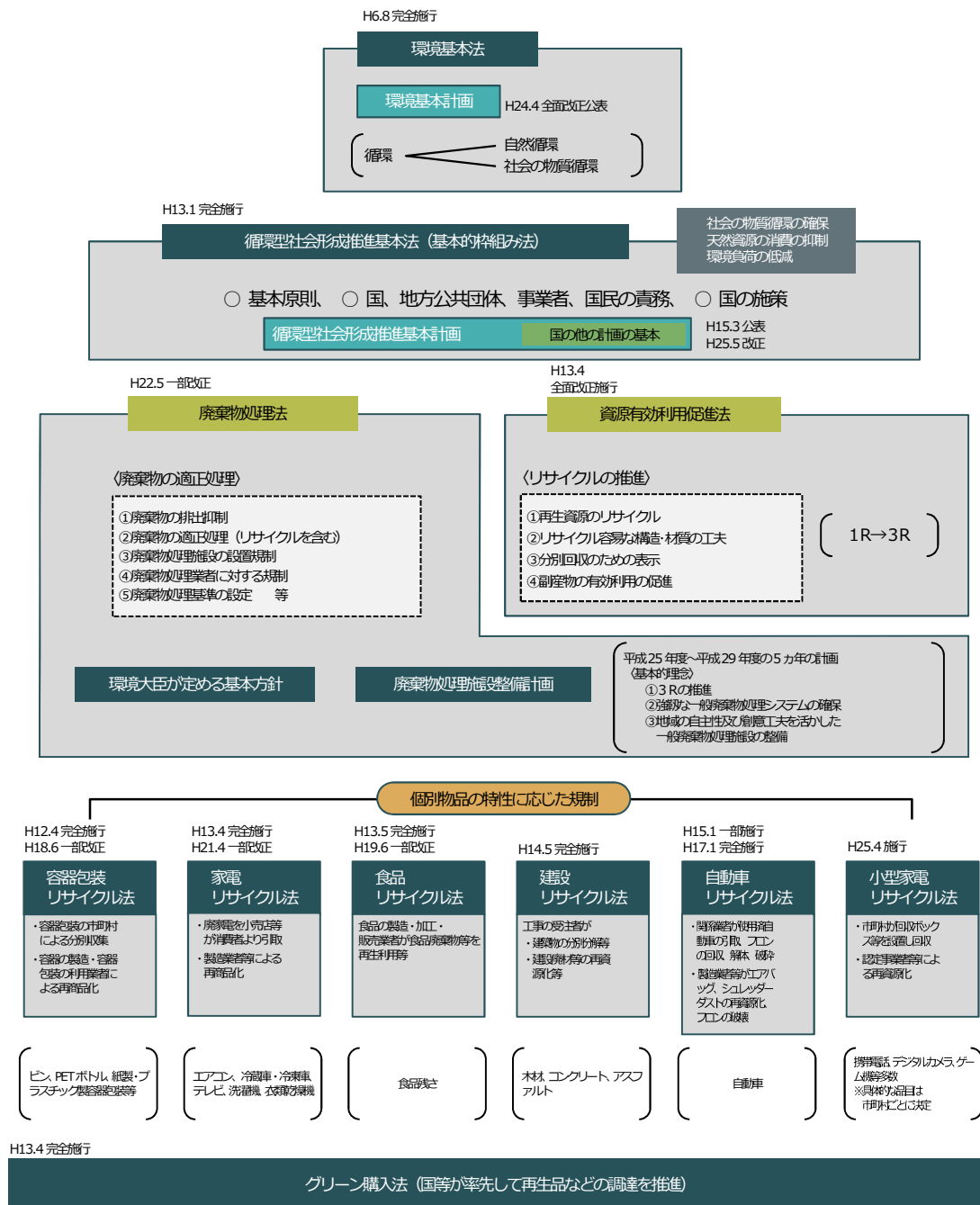
資料：「平成28年度 道路施設現況調査（平成28年4月1日現在）」沖縄県土木建築部



## 2. 関係法令

### (1) 循環型社会の形成推進に係る法令

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき各種施策が実施されています。



※「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成23年度版）」（環境省）を基に一部変更を行っている。

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成23年版）」環境省

図2-1 循環型社会の形成推進に係る法令

### ① 環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして 1993（平成 5）年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

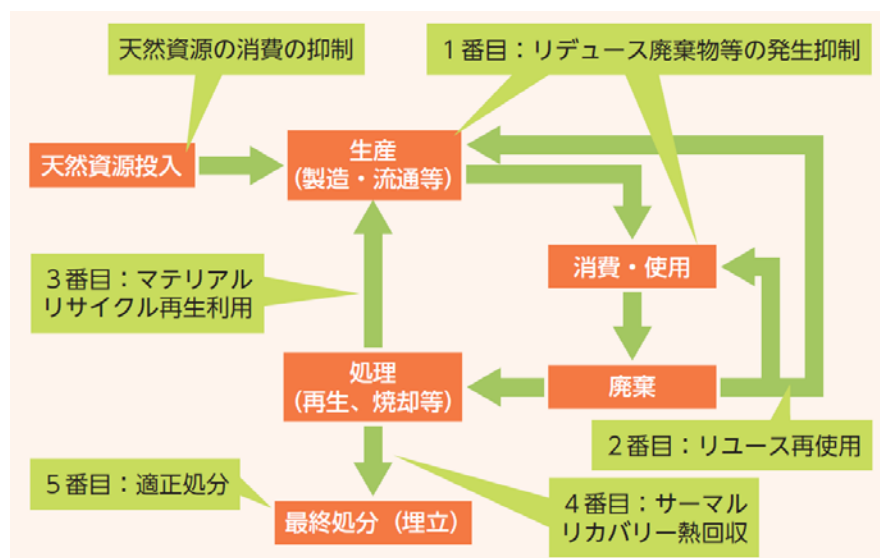
この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

また、同法に基づき、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定した「第五次環境基本計画」が策定されており、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めています。

## ② 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、2000（平成 12）年 6 月に公布され、2001（平成 13）年 1 月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。



資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）」環境省

図2-2 循環型社会の姿



表 2-1 循環型社会形成推進基本法の概要

| 循環型社会形成推進基本法の概要                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示          | 「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。                                                                                                                                                                                               |
| 2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義 | 法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。                                                                                                                                                                                                                   |
| 3. 処理の「優先順位」を初めて法定化              | ①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化     | 循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。<br>(1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。<br>(2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。                                                                                                                             |
| 5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定         | 循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。<br>(1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。<br>(2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。<br>(3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。<br>(4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。<br>(5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。<br>(6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。 |
| 6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示           | ○ 廃棄物等の発生抑制のための措置<br>○ 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置<br>○ 「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）<br>○ 再生品の使用の促進<br>○ 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等                                                                                                                      |

資料：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

### ③ 廃棄物処理法

#### 1) 廃棄物処理法の概要

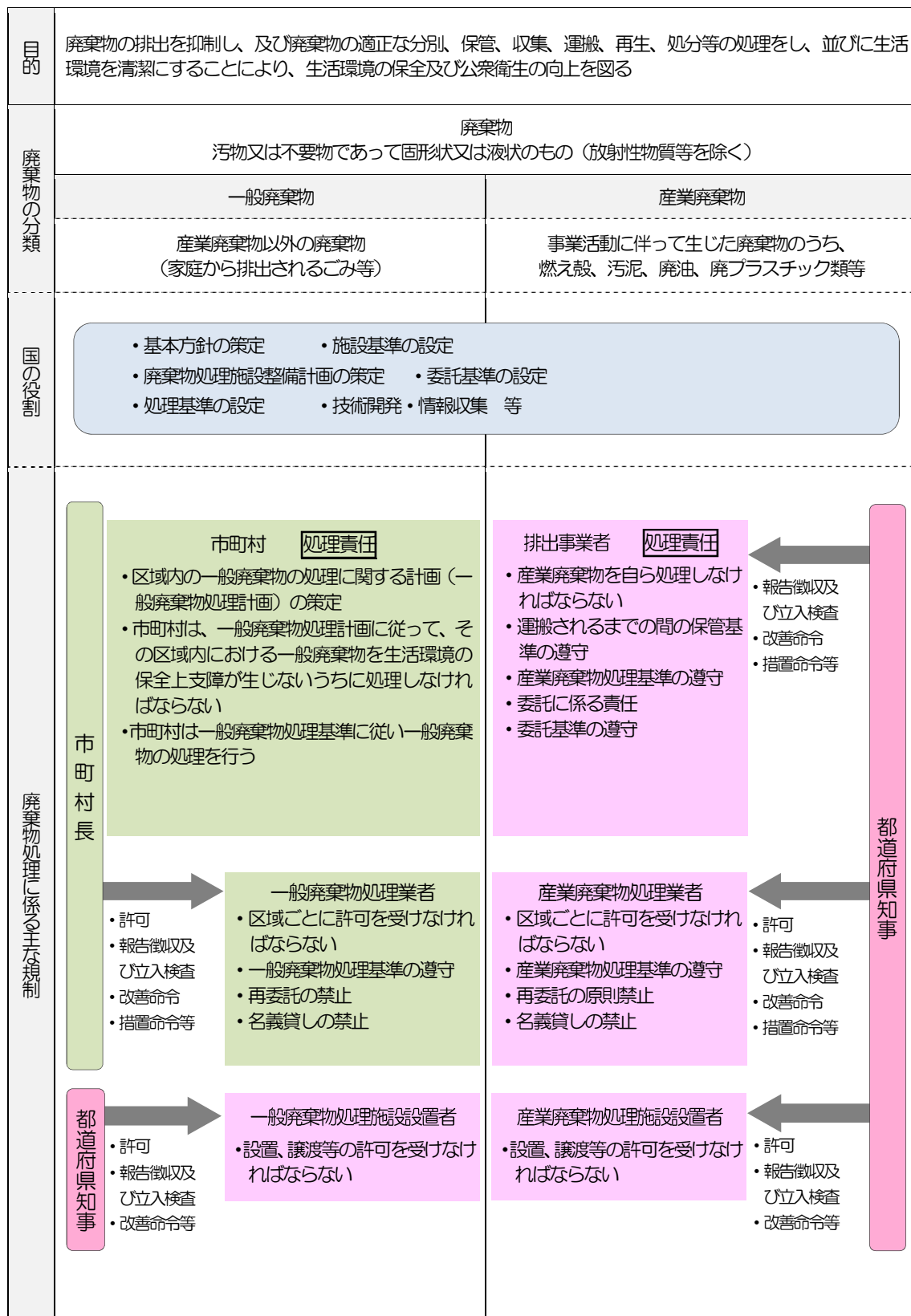
正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、1970（昭和45）年の第64回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

表2-2 廃棄物処理法の概要

|                       |                                                                                              |                                                                                                              |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目 的                   | ①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること                           |                                                                                                              |
| 定 義                   | 廃棄物<br>○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）                                                     |                                                                                                              |
|                       | 一般廃棄物                                                                                        | 産業廃棄物                                                                                                        |
|                       | ○産業廃棄物以外の廃棄物<br>-----<br>特別管理一般廃棄物<br>○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物               | ○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物<br>-----<br>特別管理産業廃棄物<br>○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物 |
| 処 理 責 任 等             | ○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。                                              | ○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う                                                                             |
| 処 理 業<br>（収集運搬業又は処分業） | ○市町村長の許可制<br>○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可                                     | ○都道府県知事の許可制<br>○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可                                                                     |
| 指 導 監 督               | ○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等                                                                 | ○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等                                                                               |
| 処 理 施 設               | ○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出）<br>○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可 | ○都道府県知事の許可制<br><br>○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可                               |
| 指 導 監 督               | ○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等<br>○都道府県知事による定期検査                                                  | ○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等<br>○都道府県知事による定期検査                                                                  |
| 輸 出 入 規 制             | ○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要                                                                    | ○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要<br>○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要                                                     |
| 再生利用に係る特 例            | ○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設設置の許可は不要                                    | ○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設設置の許可は不要                                                    |
| 広域的処理に係る特 例           | ○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要                                                    | ○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要                                                                    |
| 投 棄 禁 止               | ○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない                                                                        |                                                                                                              |
| 焼 却 禁 止               | ○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない                                                          |                                                                                                              |
| 罰 則                   | ○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）                               |                                                                                                              |

資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図 2-3 廃棄物処理法のしくみ

## 2) 廃棄物処理に係る関係者の責務

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示します。

表 2-3 廃棄物処理に係る関係者の責務

|      |      |                                                                                                                                                            |
|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国    | 国民   | 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。                                                                                       |
| 事業者  | 事業者  | 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。            |
| 市町村  | 市町村  | ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。<br>②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。                                                              |
| 都道府県 | 都道府県 | ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。<br>②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。 |
| 国    | 国    | ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。<br>②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。     |

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施（第4条第1項）
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第4条第4項）
- 一般廃棄物処理計画の策定（第6条第1項）
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第6条の2第1項）
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第6条の2第5項）
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第7条第1、6項）

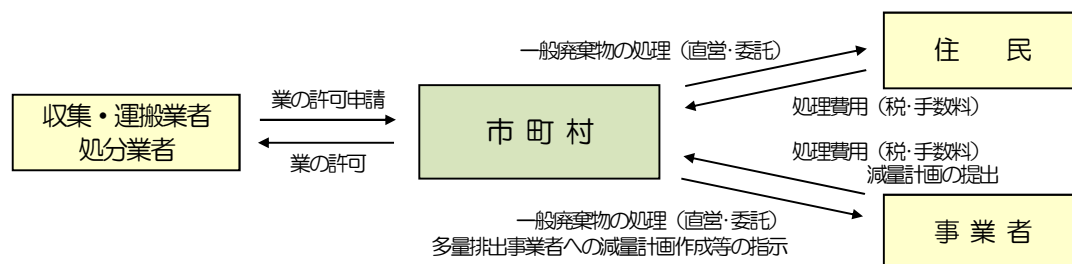
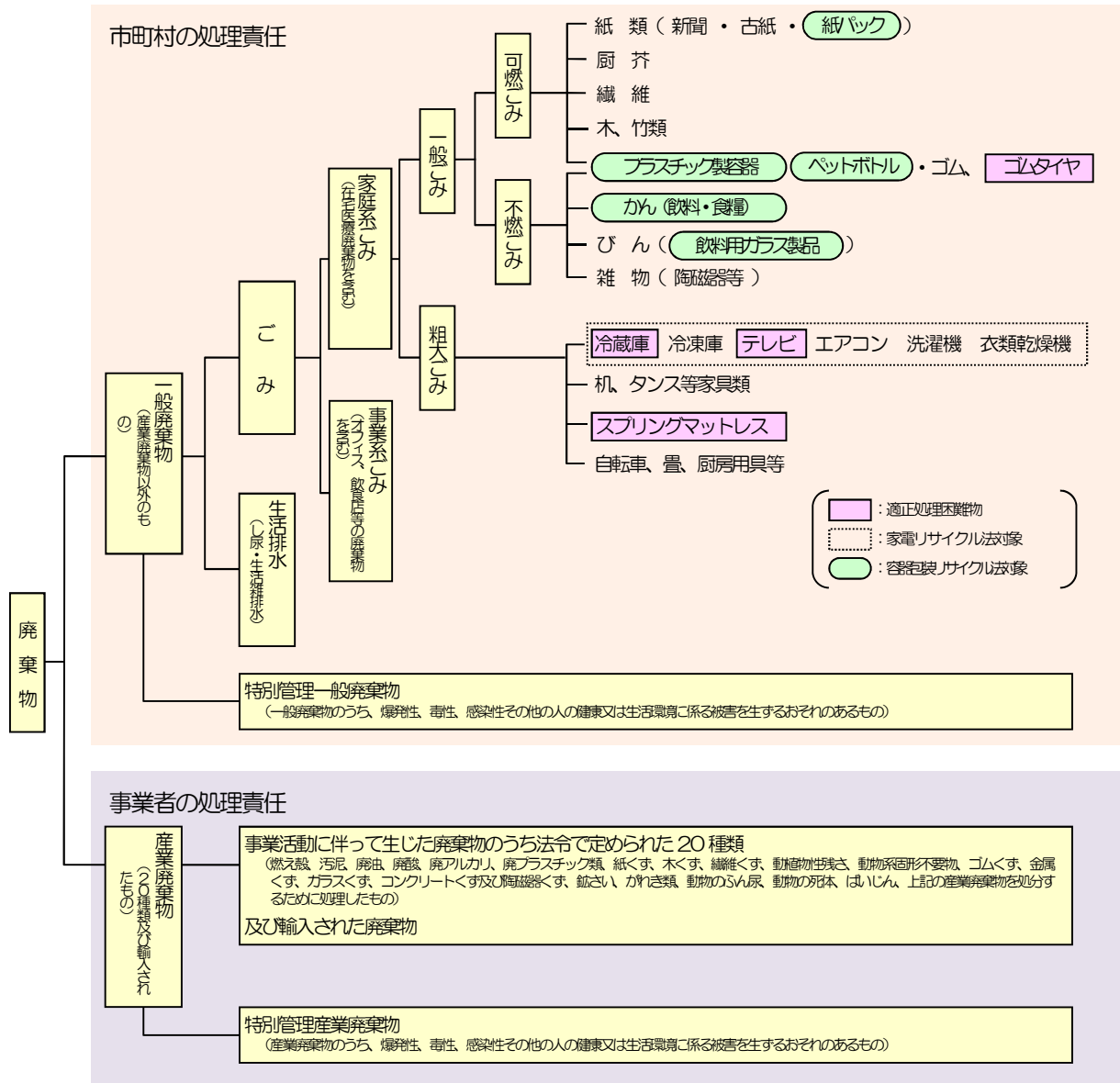


図2-4 一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

### 3) 廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっています。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されています。



※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

図2-5 廃棄物の区分

#### 4) 一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみを含みます。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受けます。また、この他、し尿（生活排水）も一般廃棄物です。

#### 5) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことです。

表2-4 産業廃棄物の種類

| 種 類    |                           | 内 容                                                                                                             | 業種指<br>定 |
|--------|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 法<br>律 | 1. 燃え殻                    | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ                                                                                   |          |
|        | 2. 汚泥                     | 工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等 |          |
|        | 3. 廃油                     | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等                                                                  |          |
|        | 4. 廃酸                     | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液                                                                                      |          |
|        | 5. 廃アルカリ                  | 廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液                                                                                      |          |
|        | 6. 廃プラスチック類               | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物                                                                       |          |
| 政<br>令 | 7. 紙くず                    | 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る          | 有        |
|        | 8. 木くず                    | 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る               | 有        |
|        | 9. 繊維くず                   | 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る                              | 有        |
|        | 10. 動植物性残さ                | 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物                                                               | 有        |
|        | 11. 動物系固形不要物              | と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物                                                                          | 有        |
|        | 12. ゴムくず                  | 天然ゴムくず                                                                                                          |          |
|        | 13. 金属くず                  | 鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等                                                                                              |          |
|        | 14. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等                                                              |          |
|        | 15. 鉱さい                   | 高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等                                                                        |          |
|        | 16. がれき類                  | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物                                                                       |          |
|        | 17. 動物のふん尿                | 畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿                                                                                | 有        |
|        | 18. 動物の死体                 | 畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体                                                                                 | 有        |
|        | 19. ばいじん                  | 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの                     |          |
|        | 20. その他                   | 上記1～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの                                                  |          |

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

## 6) 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、1991（平成3）年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に区分されています。

表2-5 特別管理廃棄物の種類

| 区分        | 主な分類              | 概 要                                                                                                     |
|-----------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別管理一般廃棄物 | PCB使用部品           | 廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品                                                                        |
|           | 廃水銀               | 水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの                                                                              |
|           | ばいじん              | ごみ処理施設のうち、焼却施設において発生したもの                                                                                |
|           | ばいじん、燃え殻、汚泥       | ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの                                                           |
|           | 感染性一般廃棄物          | 医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの                                                         |
| 特別管理産業廃棄物 | 廃油                | 揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類を除く）                                                                            |
|           | 廃酸                | 著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸                                                                                    |
|           | 廃アルカリ             | 著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ                                                                                |
|           | 感染性産業廃棄物          | 医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの                                                         |
|           | 廃PCB等             | 廃PCB及びPCBを含む廃油                                                                                          |
|           | PCB汚染物            | PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類 |
|           | PCB処理物            | 廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの                                                                    |
|           | 特定有害産業廃棄物<br>廃水銀等 | 水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀               |
|           | 指定下水汚泥            | 下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥                                                                              |
|           | 鉱さい               | 重金属等を一定濃度以上含むもの                                                                                         |
|           | 廃石綿等              | 石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの                                          |
|           | 燃え殻               | 重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの                                                                                 |
|           | ばいじん              | 重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの                                                                       |
|           | 廃油                | 有機塩素化合物等を含むもの                                                                                           |
|           | 汚泥、廃酸、廃アルカリ       | 重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの                                                                 |

資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」より環境省作成

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成30年版）」環境省



## ア PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは工業製品としてさまざまな用途に用いられてきましたが、毒性がある物質であることが明らかになり、1974（昭和49）年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止されました。その後、2001（平成13）年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の2016（平成28）年までに処理を終えることとされていましたが、2012（平成24）年の法改正により2027年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われています。また、2014（平成26）年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められています。

表2-6 PCB廃棄物の保管状況（2016（平成28）年3月31日現在）

| 廃棄物の種類   | 保管事業所数 | 保管量         |
|----------|--------|-------------|
| 高圧トランス   | 5,917  | 19,859 台    |
| 高圧コンデンサ  | 17,568 | 111,039 台   |
| 低圧トランス   | 950    | 29,606 台    |
| 低圧コンデンサ  | 3,123  | 1,544,306 台 |
| 柱上トランス   | 303    | 599,152 台   |
| 安定器      | 12,843 | 4,484,527 個 |
| PCB      | 294    | 30 トン       |
| PCB を含む油 | 3,648  | 34,560 トン   |
| 感圧複写紙    | 285    | 545 トン      |
| ウエス      | 3,154  | 1,025 トン    |
| 汚泥       | 477    | 8,293 トン    |
| その他の機器等  | 20,477 | 608,719 台   |

備考：ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、トランス等（高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、その他の機器等）が台数又は個数で計上できないもの、PCB等（PCB、PCBを含む油、感圧複写紙、ウエス、汚泥）が重量や体積で計上できないものについては、事業所数のみ計上した。なお、PCB等のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（平成27年度）について」（報道発表資料）環境省

表2-7 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況  
（2016（平成28）年3月31日現在）

| 製品の種類   | 使用事業所数 | 使用量       |
|---------|--------|-----------|
| 高圧トランス  | 2,315  | 8,949 台   |
| 高圧コンデンサ | 2,607  | 5,984 台   |
| 低圧トランス  | 269    | 1,104 台   |
| 低圧コンデンサ | 165    | 19,727 台  |
| 柱上トランス  | 59     | 151,381 台 |
| 安定器     | 882    | 106,349 個 |
| PCB     | 23     | 39 kg     |
| PCBを含む油 | 33     | 55,599 kg |
| 感圧複写紙   | 0      | 0 kg      |
| ウエス     | 0      | 0 kg      |
| 汚泥      | 1      | 41 kg     |
| その他の機器等 | 8,050  | 46,027 台  |

備考：PCB等（PCB、PCBを含む油）のうち、体積で計上された分については、1ℓ=1kgとして重量に換算して集計した。

資料：「PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（平成27年度）について」（報道発表資料）環境省

## イ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされています。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源がありますが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれています。

1983（昭和58）年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになります。

ダイオキシン類対策は、1999（平成11）年3月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、1999（平成11）年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の2つを基に進められています。

表2-8 ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

| 事業分野                                | 当面の間における削減目標量<br>(g-TEQ/年) | 推計排出量                   |                         |                         |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                     |                            | 1997年における量<br>(g-TEQ/年) | 2003年における量<br>(g-TEQ/年) | 2016年における量<br>(g-TEQ/年) |
| 1 廃棄物処理分野                           | 106                        | 7,205～7,658             | 218～243                 | 65                      |
| (1)一般廃棄物焼却施設                        | 33                         | 5,000                   | 71                      | 24                      |
| (2)産業廃棄物焼却施設                        | 35                         | 1,505                   | 75                      | 20                      |
| (3)小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）                 | 22                         | —                       | 37                      | 11                      |
| (4)小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）                 | 16                         | 700～1,153               | 35～60                   | 9.8                     |
| 2 産業分野                              | 70                         | 470                     | 149                     | 46                      |
| (1)製鋼用電気炉                           | 31.1                       | 229                     | 80.3                    | 17.5                    |
| (2)鉄鋼業焼結施設                          | 15.2                       | 135                     | 35.7                    | 8.6                     |
| (3)亜鉛回収施設<br>（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉） | 3.2                        | 47.4                    | 5.5                     | 2.9                     |
| (4)アルミニウム合金製造施設<br>（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）   | 10.9                       | 31.0                    | 17.4                    | 10.4                    |
| (5)その他の施設                           | 9.8                        | 27.3                    | 10.3                    | 6.8                     |
| 3 その他                               | 0.2                        | 1.2                     | 0.6                     | 0.2                     |
| 合 計                                 | 176                        | 7,676～8,129             | 368～393                 | 112                     |

注1：1997年及び2003年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、2016年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

2：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

3：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

4：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、2014年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：環境省「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」（2000年9月制定、2012年8月変更）、  
「ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリ）」（2018年4月）より環境省作成

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成30年版）」環境省

## ウ 感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」とされています。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示します。

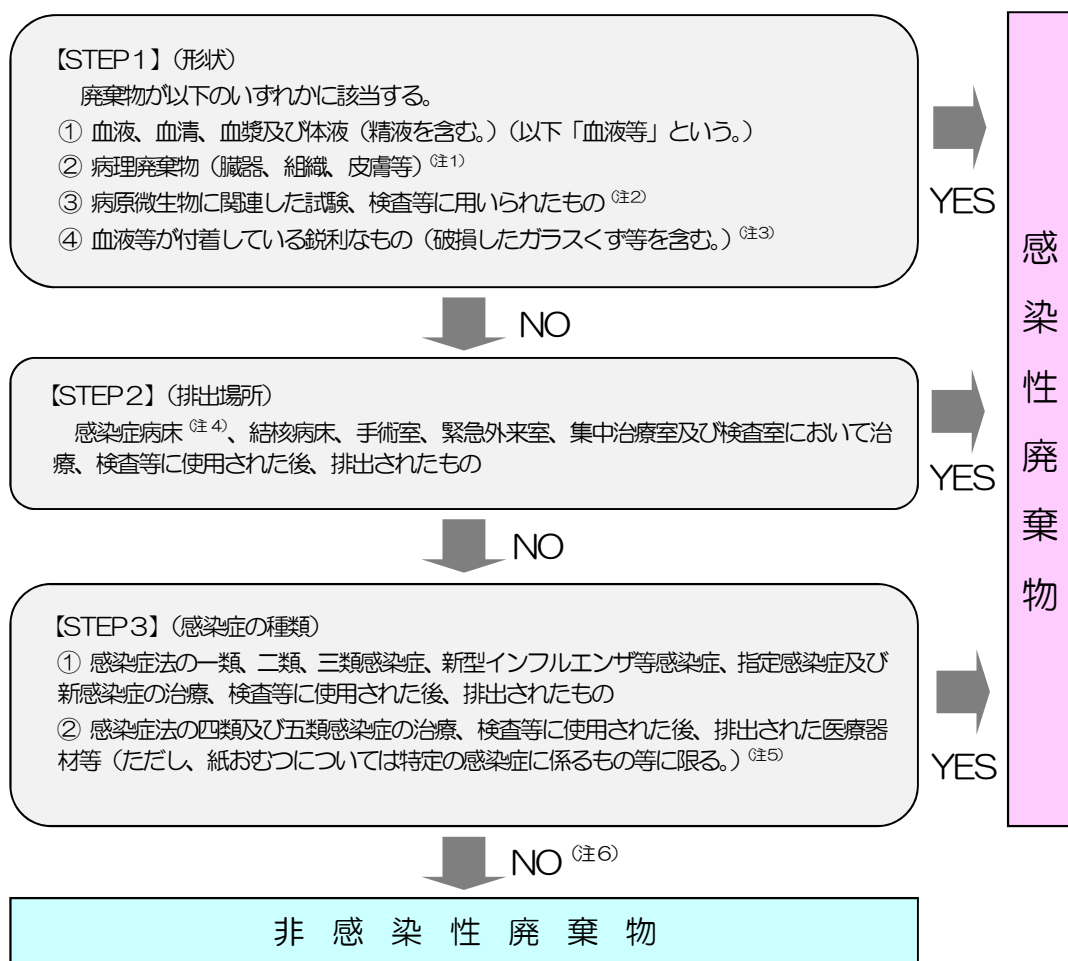
表 2-9 医療関係機関等から発生する主な廃棄物

| 種 類   |                      | 例                                                                       |
|-------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物 | 燃え殻                  | 焼却灰                                                                     |
|       | 汚 泥                  | 血液（凝固したものに限る）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥                            |
|       | 廃 油                  | アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油 |
|       | 廃 酸                  | レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液                                          |
|       | 廃アルカリ                | レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液                          |
|       | 廃プラスチック類             | 合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの                                 |
|       | ゴムくず                 | 天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等                                                   |
|       | 金属くず                 | 金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの                                           |
|       | ガラスくず、コンクリートくず・陶磁器くず | アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギプス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの                   |
| 一般廃棄物 | ばいじん                 | 大気汚染防止法第2条第2項のばいじん発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの                  |
|       |                      | 紙くす類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等      |

表 2-10 感染性廃棄物の判断基準

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭青に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試薬、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類の観点</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月）」環境省



（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくす等を含む。）

（注1）ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注5）医療器材（注射針、メス、ガラスくす等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成24年5月）」環境省

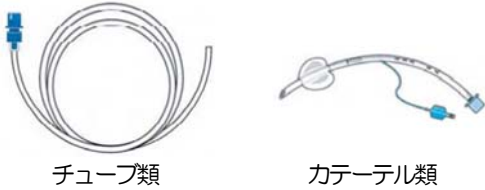
図2-6 感染性廃棄物の判断フロー

## 7) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされています。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしています。

表 2-11 主な在宅医療廃棄物の種類及び感染性への留意

| 分類                 | 種類          | 具体例                                                                                                                               | 感染等への留意※1 |
|--------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 鋭利ではないもの           | ビニールバッグ類    | 輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等<br><br>栄養剤バッグ      CAPD バッグ | ×         |
|                    | チューブ・カテーテル類 | 吸引チューブ、輸液ライン 等<br><br>チューブ類      カテーテル類       |           |
|                    | 注射筒（針以外の部分） | <br>使い捨てペン型インスリン注入器      栄養剤注入器<br>※針は付属しない   |           |
|                    | 脱脂綿・ガーゼ     |                                                                                                                                   |           |
| 鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの | ペン型自己注射針    | <br>（針ケース装着時）                                  | ○※2       |
| 鋭利なもの              | 医療用注射針、点滴針  | <br>自己注射以外の医療用注射針                             | ○         |

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成 20 年 3 月）」在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

## 8) 適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがありますが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっています。廃棄物処理法第6条の3の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、1991（平成3）年10月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものです。

本条の規定は、本条第1項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は、当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるとしたものです。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について、適正な処理を確保してもらいたいとされています。

### 指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

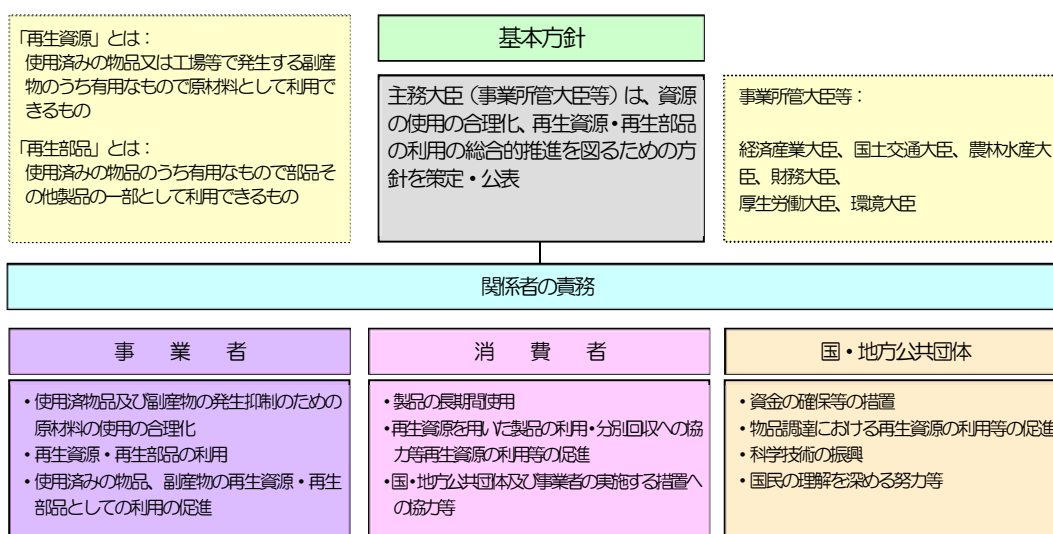
- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ② 廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④ 廃スプリングマットレス



#### ④ 資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、1991（平成3）年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、2000（平成12）年に成立、2001（平成13）年4月に施行された法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者 に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省

図2-7 資源有効利用促進法の概要



資料：一般社団法人パソコン3R協会ホームページ（[http://www.pc3r.jp/home/recycle\\_flow.html](http://www.pc3r.jp/home/recycle_flow.html)）

図2-8 パソコンリサイクルの流れ



## ⑤ 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、1995（平成7）年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。

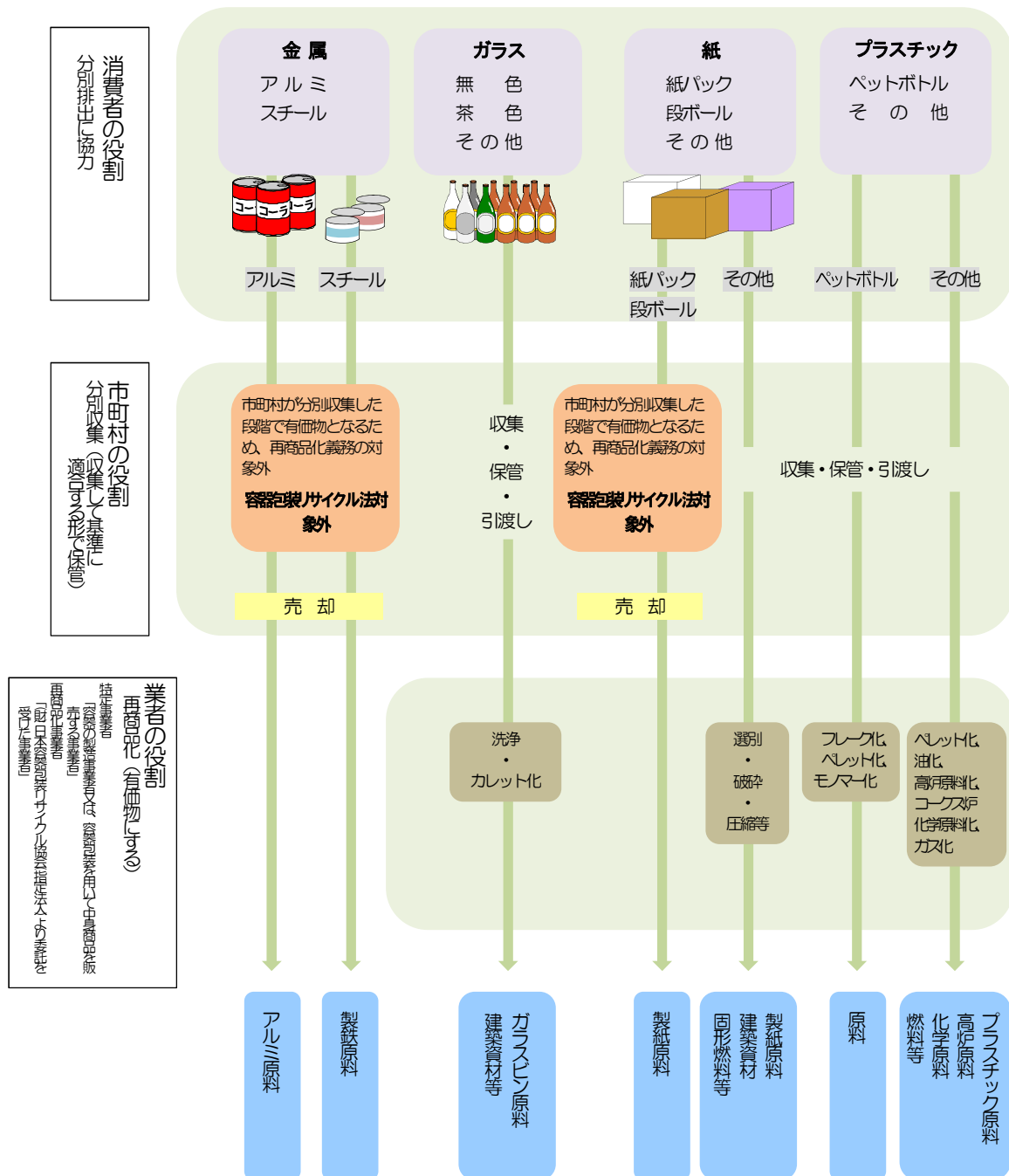


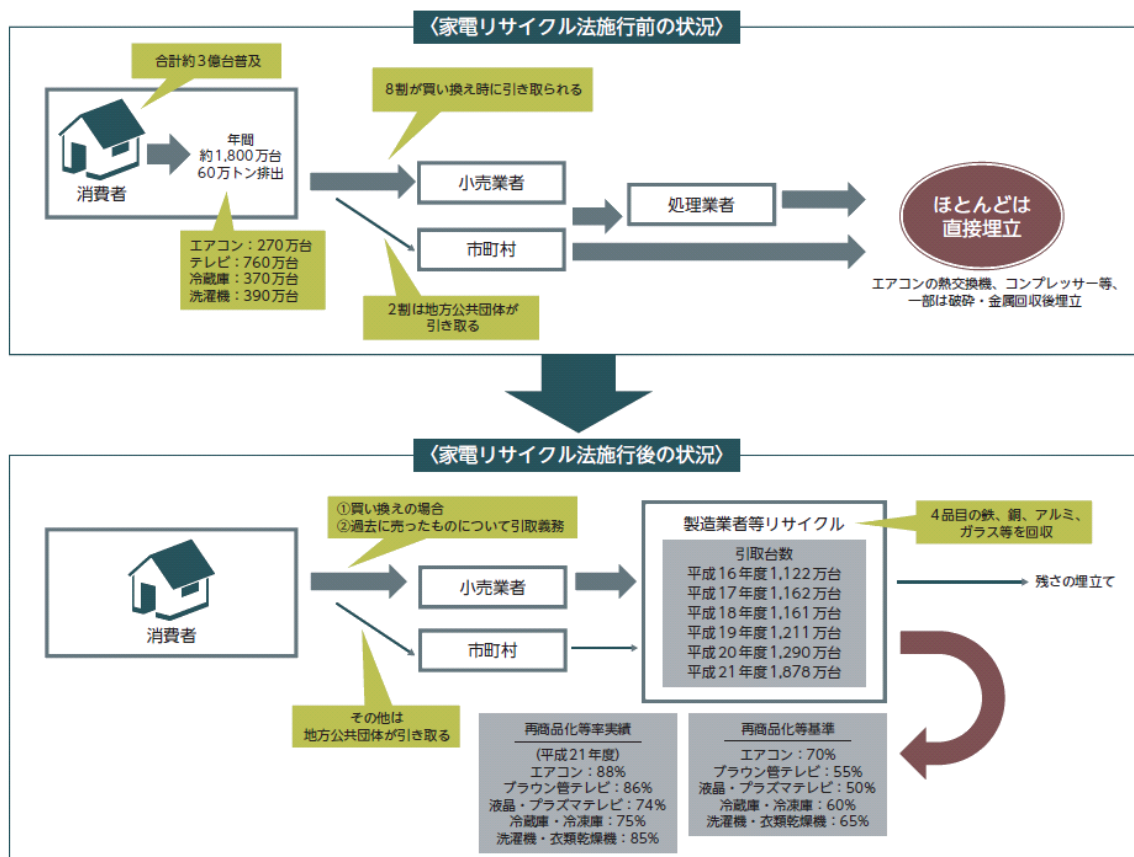
図 2-9 容器包装リサイクル法の流れ

## ⑥ 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、1998（平成 10）年に成立した法律です。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難でした。そのため、これらの 4 品目について特定家庭用機器廃棄物と定め、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

なお、2009（平成 21）年 4 月 1 日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されています。



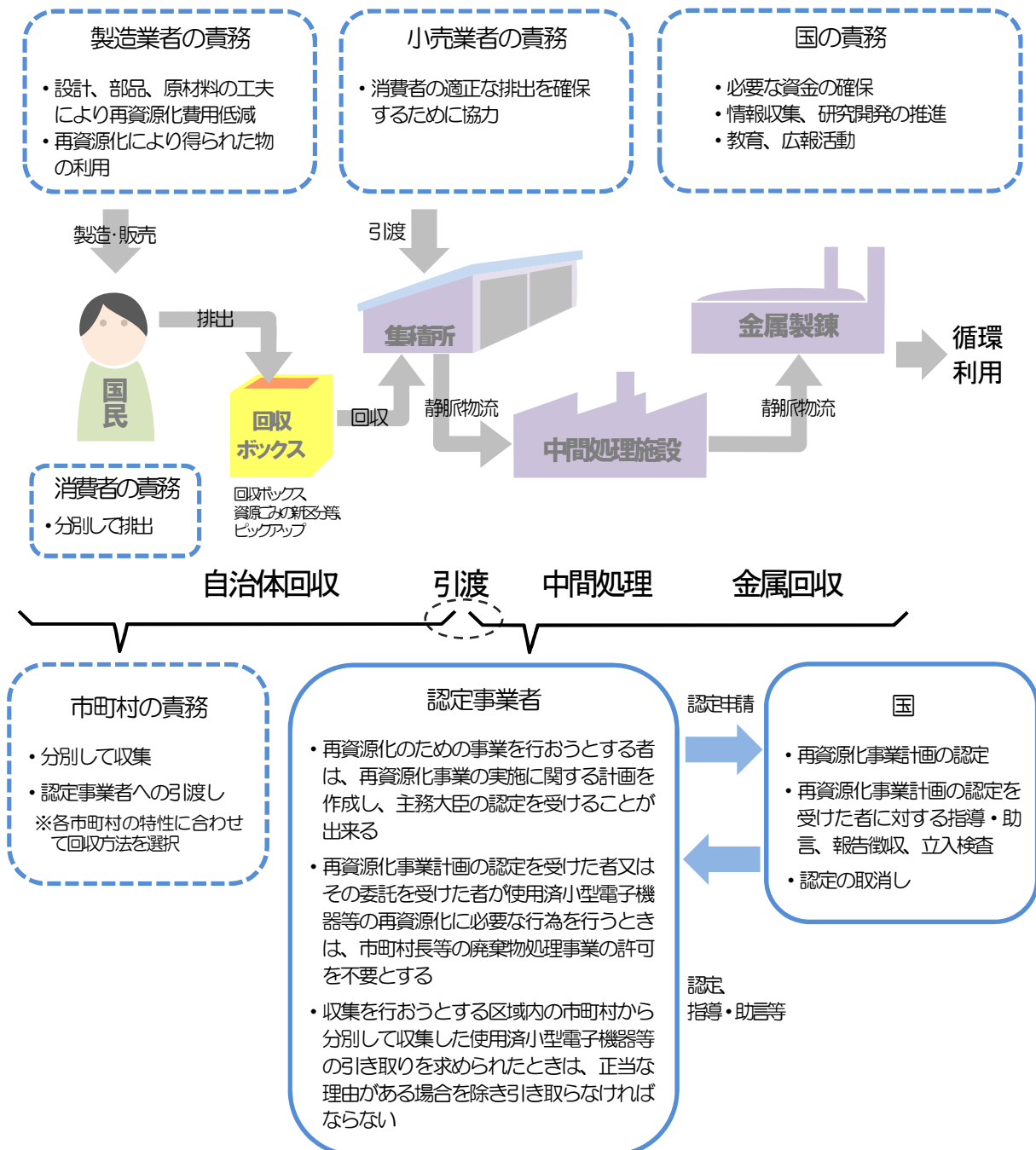
資料：環境省、経済産業省

図 2-10 家電リサイクル法施行前・施行後の状況

## ⑦ 小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、2012（平成24）年に成立した法律です。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等を使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしています。



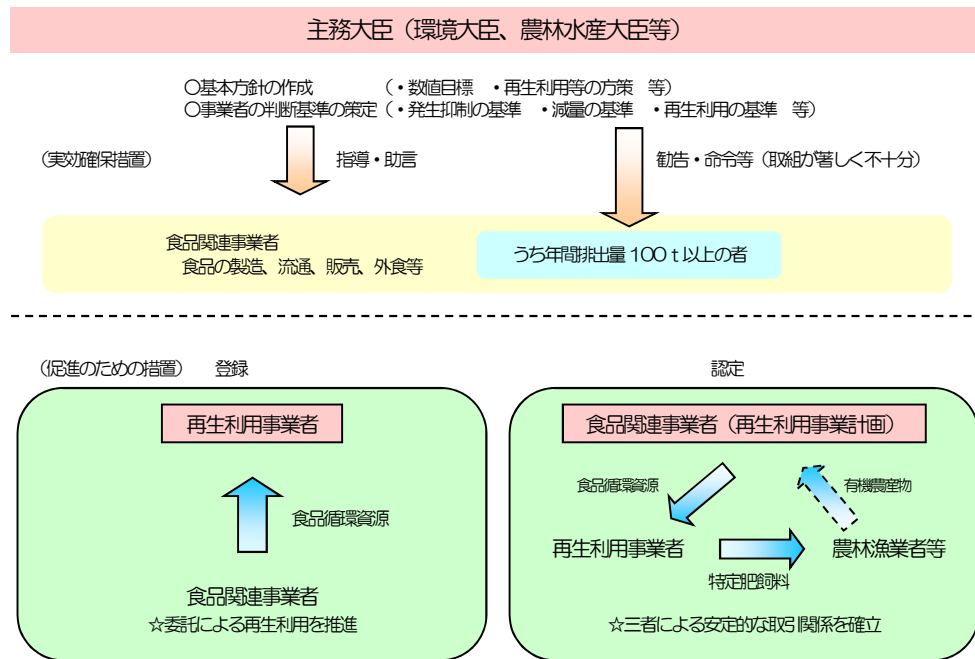
資料：経済産業省ホームページ（<http://www.meti.go.jp/>） 環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/>）

図2-11 小型家電リサイクル法の概要

## ⑧ 食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、2000（平成 12）年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



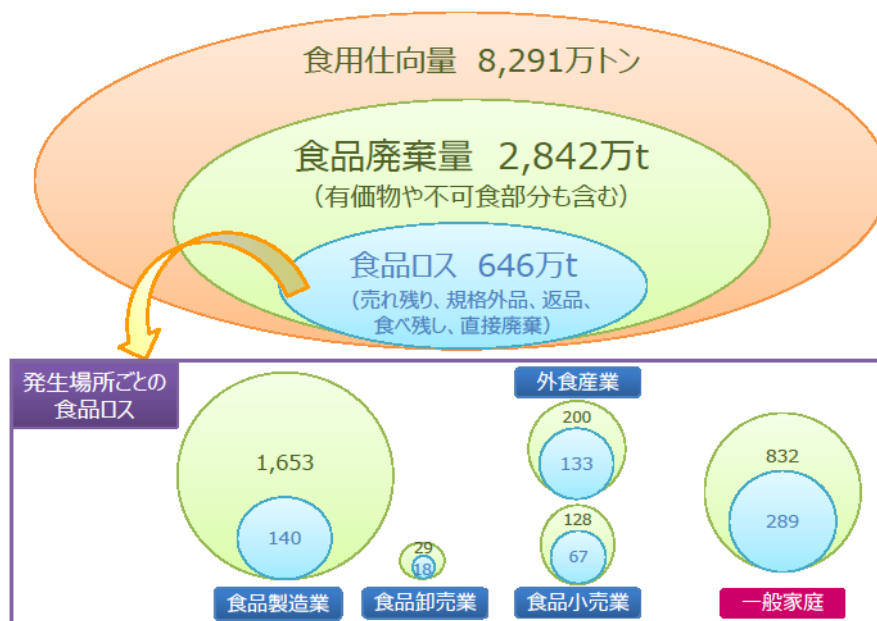
- ・廃棄物処理法の特例(荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要)
- ・肥料取締法・飼料安全法の特例(農林水産大臣への届出不要)

資料：「食品リサイクル法の仕組み」環境省

図2-12 食品リサイクル法の仕組み

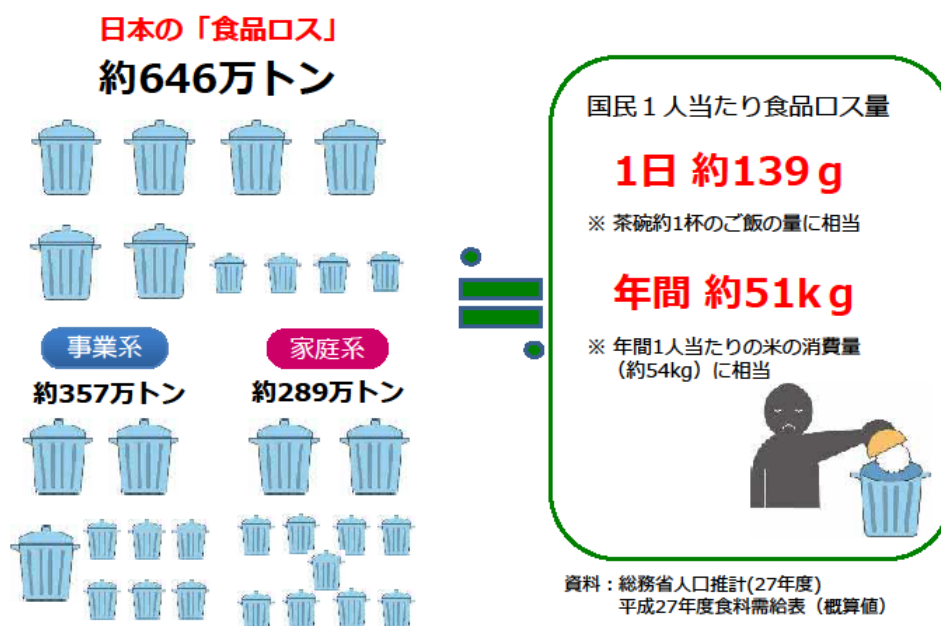
農林水産省の「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（2015（平成 27）年度推計）」における調査では、食品廃棄量 2,842 万トンのうち食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）は 646 万トンとなっています。

これを国民 1 人あたりに換算すると 1 日に約 139 グラム食べられる食品を廃棄していることになります。



資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（2015（平成 27）年度推計）」農林水産省

図 2-13 食品廃棄物等の発生量（2015（平成 27）年度推計）

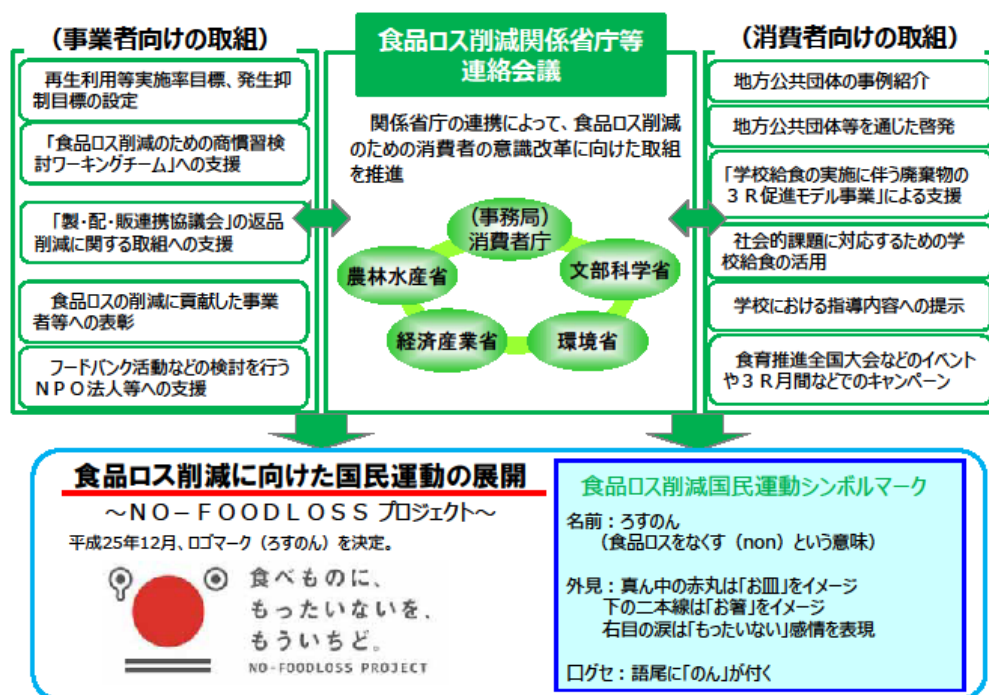


資料：総務省人口推計(27年度)  
平成27年度食料需給表（概算値）

資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（2015（平成 27）年度推計）」農林水産省

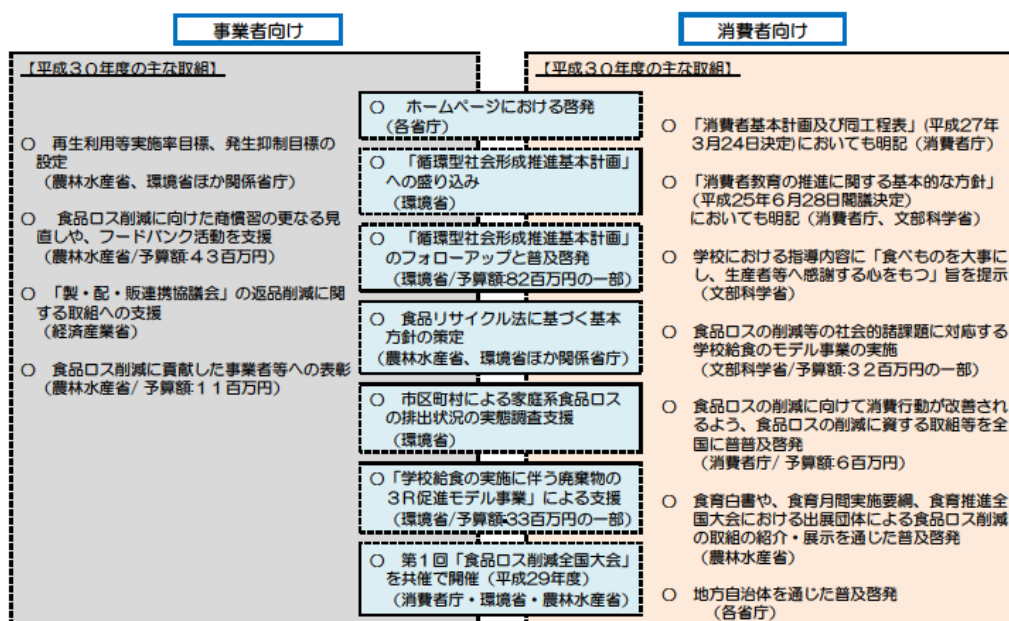
図 2-14 日本の食品ロスの状況（2015（平成 27）年度推計）

食品ロス削減に向けた国の体制・取組及び関係省庁の2018（平成30）年度の主な取組を以下に示します。



資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（2015（平成27）年度推計）」農林水産省

図2-15 食品ロス削減に向けた国の体制・取組



資料：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（2015（平成27）年度推計）」農林水産省

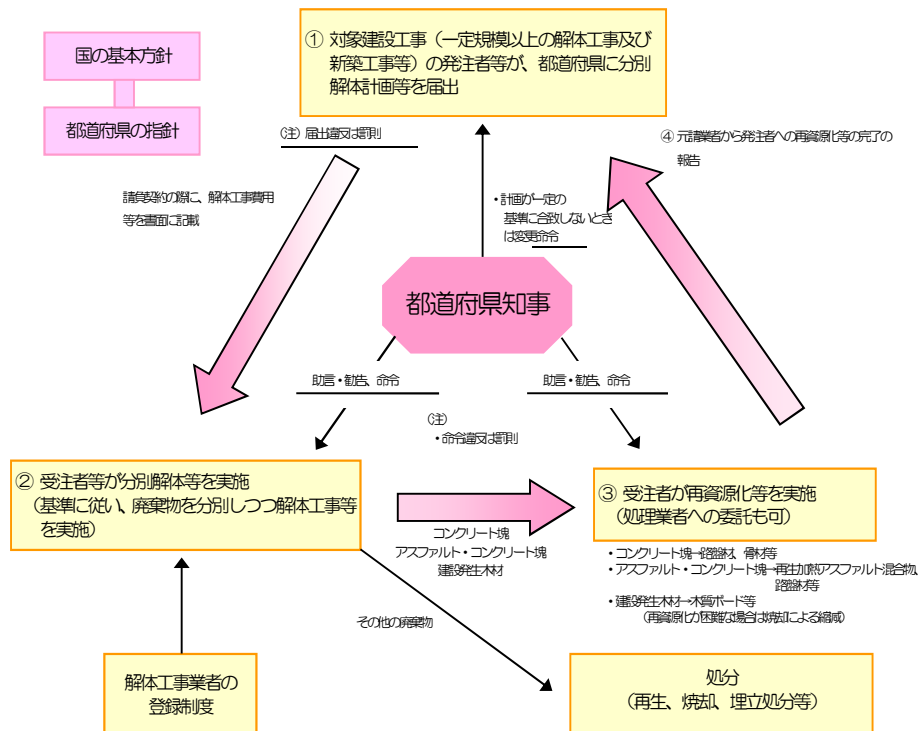
図2-16 食品ロス削減に向けた関係省庁の取組



## ⑨ 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、2000（平成 12）年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けています。



資料：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/>)

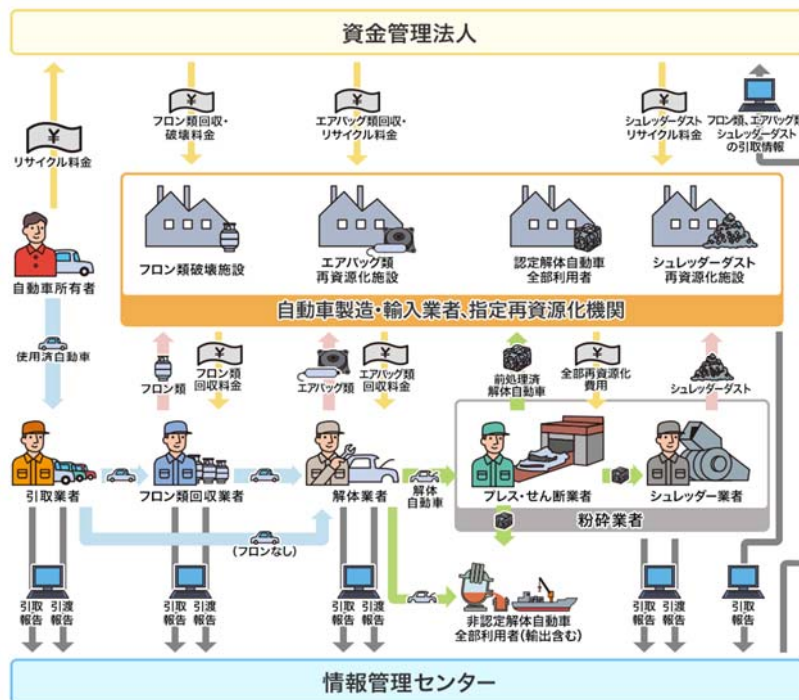
図 2-17 建設リサイクル法の概要



## ⑩ 自動車リサイクル法

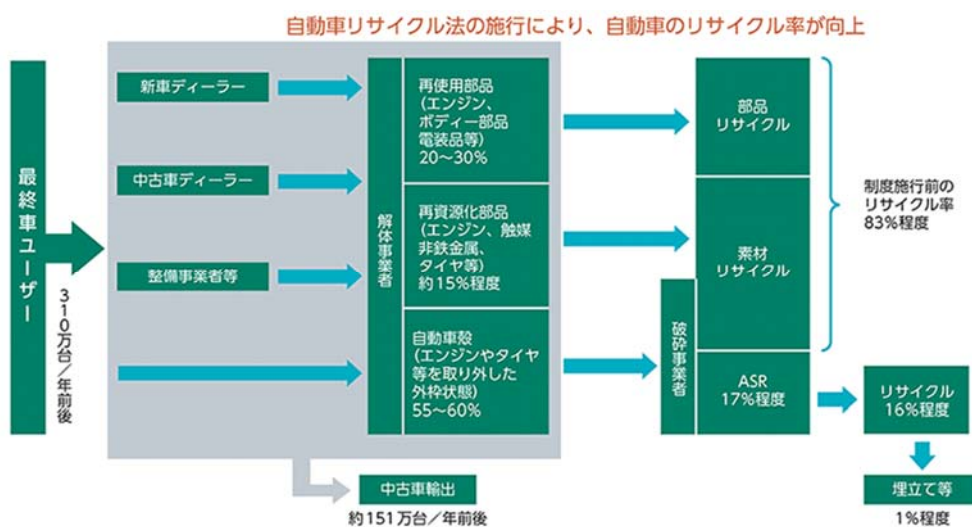
正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、2002（平成14）年に成立した法律です。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしています。



資料：環境省ホームページ（<https://www.env.go.jp/>）

図2-18 自動車リサイクル法の仕組み



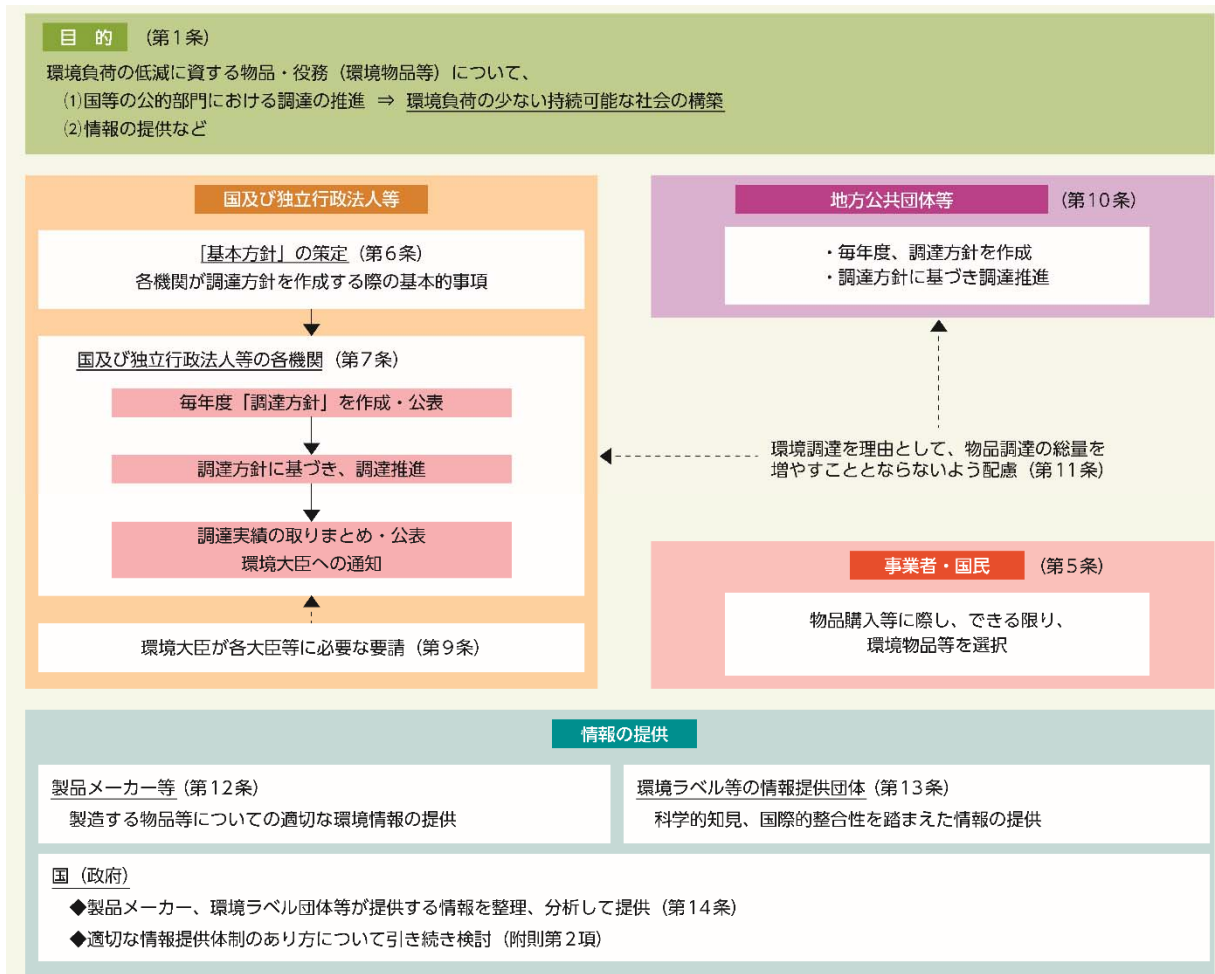
資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成30年版）」環境省

図2-19 使用済自動車処理のフロー

## ⑪ グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、2000（平成12）年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成27年版）」環境省

図2-20 グリーン購入法の仕組み

## (2) 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるために、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければなりません。

以下に関係する主な法令を示します。

表 2-12 施設の設置、土地利用規制及び設備等に関する法令

| 法律名                   | 適用範囲等                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画法                 | 都市計画区域内にごみ焼却場を設置する場合、都市施設として都市計画に定める必要がある。                                                                                                                                         |
| 河川法                   | 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合。                                                                                                                                                  |
| 砂防法                   | 砂防指定土地における一定の行為の禁止・制限。                                                                                                                                                             |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造の制限。                                                                                                                                       |
| 海岸法                   | 海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設ける場合。                                                                                                                                                 |
| 道路法                   | 電柱、電線、水管、ガス管等継続して道路を使用する場合。                                                                                                                                                        |
| 都市緑地法                 | 緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。                                                                                                                                             |
| 自然公園法                 | 国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。<br>国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。                                                                                     |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律   | 特別保護地区内において工作物を設置する場合。                                                                                                                                                             |
| 農地法                   | 工場を建設するために農地を転用する場合。                                                                                                                                                               |
| 港湾法                   | 港湾区又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量をこえる構築物の建設又は改築をする場合。<br>臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設又は改良をする場合。                                                                                                   |
| 都市再開発法                | 市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。                                                                                                                                         |
| 土地区画整理法               | 土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。                                                                                                                                         |
| 文化財保護法                | 土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。                                                                                                                                                      |
| 建築基準法                 | 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認を受けなければならない。<br>なお、用途地或別の建築物の制限がある。                                                                                                                          |
| 消防法                   | 建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等を行うことができない。<br>重油タンク等は危険物貯蔵所として本法の規制を受ける。                                                                                                 |
| 航空法                   | 進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建築物の設置の制限がある。<br>地表又は水面から 60 メートル以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯を設置しなければならない。<br>屋間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60 メートル以上の高さのものには屋間障害標識を設置しなければならない。 |
| 電波法                   | 伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表から高さが 31 メートルをこえる建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。                                                                                                                       |
| 有線電気通信法               | 有線電気通信設備を設置する場合。                                                                                                                                                                   |
| 有線テレビジョン放送法           | 有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。                                                                                                                                        |
| 高圧ガス保安法               | 高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。                                                                                                                                                                  |
| 電気事業法                 | 特別高圧（7,000 ボルト以上）で受電する場合。<br>高圧受電で受電電力の容量が 50kW 以上の場合。<br>自家発電設備を設置する場合。<br>非常用予備発電装置を設置する場合。                                                                                      |
| 労働安全衛生法               | 事業場の安全衛生管理体制、クレーン、ボイラー等の特定機械等に関する規制、酸素欠乏等労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等、その他関係規制、規格等ごみ処理施設に関するものが多数ある。                                                                                     |

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」全国都市清掃会議

# ① 大気汚染に係る環境基準

1969（昭和44）年に硫黄酸化物、1970（昭和45）年に一酸化炭素、1972（昭和47）年に浮遊粒子状物質、1973（昭和48）年に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定されています。また、近年では、1997（平成9）年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンに係る環境基準が設定され、1999（平成11）年にはダイオキシン類に係る環境基準が設定されています。

沖縄県においても、1972（昭和47）年に「沖縄県公害防止条例」を制定し、2008（平成20）年12月に当該条例の全部を改正し、「沖縄県生活環境保全条例」を制定したところです。

表2-13 大気汚染に係る環境基準

| 告 示       | 物 質        | 環境上の条件                                                                   | 達成期間                                                                             |
|-----------|------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| S48.5.8   | 一酸化炭素      | 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下。                            | 維持され又は、早期に達成                                                                     |
|           | 浮遊粒子状物質    | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下。 | 維持され又は、早期に達成                                                                     |
|           | 光化学オキシダント  | 1時間値が0.06ppm以下。                                                          | 維持され又は、早期に達成                                                                     |
| S48.5.16  | 二酸化ばいおう    | 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下。                                | 維持され又は、5年以内に達成                                                                   |
| S53.7.11  | 二酸化窒素      | 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下。                                | 1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域は、原則として7年以内<br>1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内の地域は、現状を維持する |
| H9.2.4    | ベンゼン       | 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下。                                         | 維持又は、早期に達成                                                                       |
| H30.11.19 | トリクロロエチレン  | 1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下。                                          | 維持又は、早期に達成                                                                       |
| H9.2.4    | テトラクロロエチレン | 1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下。                                           | 維持又は、早期に達成                                                                       |
| H31.4.20  | ジクロロメタン    | 1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下。                                          | 維持又は、早期に達成                                                                       |
| H11.12.27 | ダイオキシン類    | 1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下。                                       | 未達成地域は可及的速やかに達成。<br>現に達成されている地域又は達成された地域は、その維持に努める。                              |
| H21.9.9   | 微小粒子状物質    | 1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下。         | 維持又は、早期に達成                                                                       |

- 備考 1. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。  
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。  
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について（S48.5.8 環告25、H8.10.25 環告73最終改正）」  
「二酸化窒素に係る環境基準について（S53.7.11 環告38、H8.10.25 環告74最終改正）」  
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（H9.2.4 環告4、H13.4.20 環告30最終改正）」  
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告68、H21.3.31 環告11最終改正）」  
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（H21.9.9 環告33）」

## ② 水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、以下のとおり定められています。生活環境の保全に係るものについては、河川、湖沼及び海域の別に環境基準が設定されていますが、湖沼について沖縄県では、環境基準が設定されていないため、省略しています。

表 2-14 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

| 項 目             | 基 準 値         | 測 定 方 法                                                                                                                         |
|-----------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 0.003mg/L 以下  | 日本工業規格 KO102（以下、「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法                                                                               |
| 全シアン            | 検出されないこと      | 規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法                                                     |
| 鉛               | 0.01mg/L 以下   | 規格 54 に定める方法                                                                                                                    |
| 六価クロム           | 0.05mg/L 以下   | 規格 65.2 に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 KO170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）                           |
| 砒 素             | 0.01mg/L 以下   | 規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法                                                                                                     |
| 総水銀             | 0.0005mg/L 以下 | 環境省告示付表 1 に掲げる方法                                                                                                                |
| アルキル水銀          | 検出されないこと      | 環境省告示付表 2 に掲げる方法                                                                                                                |
| PCB             | 検出されないこと      | 環境省告示付表 3 に掲げる方法                                                                                                                |
| ジクロロメタン         | 0.02mg/L 以下   | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法                                                                                          |
| 四塩化炭素           | 0.002mg/L 以下  | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法                                                                                |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/L 以下  | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法                                                                                    |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/L 以下    | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法                                                                                          |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L 以下   | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法                                                                                          |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/L 以下      | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法                                                                                |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/L 以下  | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法                                                                                |
| トリクロロエチレン       | 0.01mg/L 以下   | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法                                                                                |
| テトラクロロエチレン      | 0.01mg/L 以下   | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法                                                                                |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/L 以下  | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法                                                                                          |
| チウラム            | 0.006mg/L 以下  | 環境省告示付表 4 に掲げる方法                                                                                                                |
| シマジン            | 0.003mg/L 以下  | 環境省告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法                                                                                                     |
| チオベンカルブ         | 0.02mg/L 以下   | 環境省告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法                                                                                                     |
| ベンゼン            | 0.01mg/L 以下   | 日本工業規格 KO125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法                                                                                          |
| セレン             | 0.01mg/L 以下   | 規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法                                                                                                     |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10mg/L 以下     | 硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法                                                    |
| ふっ素             | 0.8mg/L 以下    | 規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c）（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境省告示付表 6 に掲げる方法 |
| ほう素             | 1mg/L 以下      | 規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法                                                                                                     |
| 1,4-ジオキサン       | 0.05 mg/L 以下  | 環境省告示付表 7 に掲げる方法                                                                                                                |
| ダイオキシン類         | 1pg-TEQ/L 以下  | 日本工業規格 KO312 に定める方法                                                                                                             |

- 備 考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。  
5. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H28.3.30 環告 37 最終改正）」  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21.3.31 環告 11 最終改正）」

表 2-15 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 ア）

| 項目<br>類型                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 利用目的の<br>適応性                        | 基 準 値                                                                            |                         |                      |                                                                                             |                       | 該当水<br>域                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                     | 水素イオン濃度<br>(pH)                                                                  | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>(SS)         | 溶存酸素量<br>(DO)                                                                               | 大腸菌群数                 |                                                          |
| AA                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 水道1級<br>自然環境保全<br>及びA以下の欄に<br>掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                 | 1mg/L 以下                | 25mg/L 以下            | 7.5mg/L 以上                                                                                  | 50MPN/<br>100mL 以下    | 第1の<br>2の<br>(2)<br>により<br>水域類<br>型ごと<br>に指定<br>する水<br>域 |
| A                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 水道2級<br>水産1級<br>水浴及びB以下の<br>欄に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                 | 2mg/L 以下                | 25mg/L 以下            | 7.5mg/L 以上                                                                                  | 1,000MPN/<br>100mL 以下 |                                                          |
| B                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 水道3級<br>水産2級<br>及びC以下の欄に<br>掲げるもの   | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                 | 3mg/L 以下                | 25mg/L 以下            | 5mg/L 以上                                                                                    | 5,000MPN/<br>100mL 以下 |                                                          |
| C                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 水産3級<br>工業用水1級<br>及びD以下の欄<br>に掲げるもの | 6.5 以上<br>8.5 以下                                                                 | 5mg/L 以下                | 50mg/L 以下            | 5mg/L 以上                                                                                    | —                     |                                                          |
| D                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 工業用水2級<br>農業用水<br>及びEの欄に掲げ<br>るもの   | 6.0 以上<br>8.5 以下                                                                 | 8mg/L 以下                | 100mg/L 以下           | 2mg/L 以上                                                                                    | —                     |                                                          |
| E                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 工業用水3級<br>環境保全                      | 6.0 以上<br>8.5 以下                                                                 | 10mg/L 以下               | ごみ等の浮遊が認<br>められないこと。 | 2mg/L 以上                                                                                    | —                     |                                                          |
| 測 定 方 法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                     | 規格 12.1 に定め<br>る方法又はガラス<br>電極を用いる水質<br>自動監視測定装置<br>によりこれと同程<br>度の計測結果の得<br>られる方法 | 規格 21 に定める<br>方法        | 付表9に掲げる方<br>法        | 規格 32 に定める<br>方法又は隔膜電極<br>若しくは光学式セ<br>ンサを用いる水質<br>自動監視測定装置<br>によりこれと同程<br>度の計測結果の得<br>られる方法 | 最確数による定量<br>法         |                                                          |
| <p>備 考</p> <p>1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼毎域もこれに準ずる。）。</p> <p>4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を5本ずつ BGLB 酵素管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p> |                                     |                                                                                  |                         |                      |                                                                                             |                       |                                                          |

- (注) 1. 自然環境保全：自然環境等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアコ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H28.3.30 環告 37 最終改正）」

表 2-16 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 河川 イ）

| 項目<br>類型                               | 水生生物の生息状況<br>の適応性                                                             | 基 準 値        |                       |                              | 該当水域                                         |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------|------------------------------|----------------------------------------------|
|                                        |                                                                               | 全 亜 鉛        | ノニルフェノール              | 直鎖アルキルベンゼ<br>ンスルホン酸及びそ<br>の塩 |                                              |
| 生物 A                                   | イワナ、サケマス等比較的低温域を<br>好む水生生物及びこれらの餌生物が<br>生息する水域                                | 0.03mg/L 以下  | 0.001mg/L 以下          | 0.03mg/L 以下                  | 第 1 の 2 の<br>(2)により<br>水域類型ご<br>とに指定す<br>る水域 |
| 生物特 A                                  | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に<br>掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又<br>は幼稚子の生育場として特に保全が<br>必要な水域        | 0.03mg/L 以下  | 0.0006mg/L 以下         | 0.02mg/L 以下                  |                                              |
| 生物 B                                   | コイ、フナ等比較的高温域を好む水<br>生生物及びこれらの餌生物が生息す<br>る水域                                   | 0.03mg/L 以下  | 0.002mg/L 以下          | 0.05mg/L 以下                  |                                              |
| 生物特 B                                  | 生物 A 又は生物 B の水域のうち、生<br>物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場<br>（繁殖場）又は幼稚子の生育場とし<br>て特に保全が必要な水域 | 0.03mg/L 以下  | 0.002mg/L 以下          | 0.04mg/L 以下                  |                                              |
| 測 定 方 法                                |                                                                               | 規格 53 に定める方法 | 環境省告示付表 11 に<br>掲げる方法 | 環境省告示付表 12 に<br>掲げる方法        |                                              |
| 備 考<br>1. 基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。） |                                                                               |              |                       |                              |                                              |

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H28.3.30 環告 37 最終改正）」



表 2-17 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ア）

| 項目<br>類型 | 利用目的の適応性                              | 基 準 値                                                    |                                                            |                                                                 |                       |                         | 該当水域                                         |
|----------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------|----------------------------------------------|
|          |                                       | 水素イオン濃度<br>(pH)                                          | 化学的酸素<br>要求量<br>(COD)                                      | 溶存酸素量<br>(DO)                                                   | 大腸菌群数                 | n-ヘキサン<br>抽出物質<br>(油分等) |                                              |
| A        | 水産1級<br>水浴<br>自然環境保全及び<br>B以下の欄に掲げるもの | 7.8以上<br>8.3以下                                           | 2mg/L 以下                                                   | 7.5mg/L 以上                                                      | 1,000MPN/<br>100mL 以下 | 検出されないこと。               | 第1の2<br>の(2)に<br>より水域<br>類型ごと<br>に指定す<br>る水域 |
| B        | 水産2級<br>工業用水<br>及びCの欄に掲げるもの           | 7.8以上<br>8.3以下                                           | 3mg/L 以下                                                   | 5mg/L 以上                                                        | —                     | 検出されないこと。               |                                              |
| C        | 環境保全                                  | 7.0以上<br>8.3以下                                           | 8mg/L 以下                                                   | 2mg/L 以上                                                        | —                     | —                       |                                              |
| 測 定 方 法  |                                       | 規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 規格 17 に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法） | 規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法 | 最確数による定量法             | 環境省告示付表 14に掲げる方法        |                                              |

備 考

- 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- アルカリ性法とは、次のものをいう。  
試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）1mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）1 滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。  

$$\text{COD (O2mg/L)} = 0.08 \times (b) - (a) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$$

(a)： チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）  
(b)： 蒸留水について行った空試験値（mL）  
fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>： チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

- （注） 1. 自然環境保全：自然環境等々の環境保全  
2. 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の散歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告59、H28.3.30 環告37 最終改正）」

表 2-18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 イ）

| 項目<br>類型                                                                        | 利用目的の適応性                                  | 基 準 値                  |                | 該当水域                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------|----------------|-------------------------------------------|
|                                                                                 |                                           | 全窒素                    | 全磷             |                                           |
| I                                                                               | 自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）         | 0.2mg/L 以下             | 0.02mg/L 以下    | 第 1 の 2 の<br>(2) により水<br>域類型ごと<br>に指定する水域 |
| Ⅱ                                                                               | 水産1種<br>水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの<br>（水産2種及び3種を除く。） | 0.3mg/L 以下             | 0.03mg/L 以下    |                                           |
| Ⅲ                                                                               | 水産2種及びⅣの欄に掲げるもの<br>（水産3種を除く。）             | 0.6mg/L 以下             | 0.05mg/L 以下    |                                           |
| Ⅳ                                                                               | 水産3種<br>工業用水<br>生物生息環境保全                  | 1mg/L 以下               | 0.09mg/L 以下    |                                           |
| 測 定 方 法                                                                         |                                           | 規格 45.4 又は 45.6 に定める方法 | 規格 46.3 に定める方法 |                                           |
| 備 考<br>1. 基準値は年間平均値とする。<br>2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。 |                                           |                        |                |                                           |

- (注) 1. 自然環境保全：自然繁栄等の環境保全  
2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

※資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H28.3.30 環告 37 最終改正）」

表 2-19 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの 海域 ウ）

| 項目<br>類型 | 水生生物の生息状況の適応性                                         | 基 準 値        |                       |                          | 該当水域                                      |
|----------|-------------------------------------------------------|--------------|-----------------------|--------------------------|-------------------------------------------|
|          |                                                       | 全 亜 鉛        | ノニルフェノール              | 直鎖アルキルベンゼン<br>スルホン酸及びその塩 |                                           |
| 生物A      | 水生生物の生息する水域                                           | 0.02mg/L 以下  | 0.001mg/L 以下          | 0.01mg/L 以下              | 第 1 の 2 の<br>(2) により水<br>域類型ごと<br>に指定する水域 |
| 生物特<br>A | 生物Aの水域のうち、水生生物の<br>産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生<br>育場として特に保全が必要な水域 | 0.01mg/L 以下  | 0.0007mg/L 以下         | 0.006mg/L 以下             |                                           |
| 測 定 方 法  |                                                       | 規格 53 に定める方法 | 環境省告示付表 11 に<br>掲げる方法 | 環境省告示付表 12 に<br>掲げる方法    |                                           |

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H28.3.30 環告 37 最終改正）」

表 2-20 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準 海域 エ）

| 項目<br>類型                                                                         | 水生生物が生息・再生産する場<br>の適応性                                                                         | 基 準 値                           | 該当水域                     |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
|                                                                                  |                                                                                                | 底層容存酸素量                         |                          |
| 生物1                                                                              | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域                 | 4.0 mg/L 以下                     | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物2                                                                              | 生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域 | 3.0 mg/L 以下                     | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物3                                                                              | 生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域     | 2.0 mg/L 以下                     | 第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 |
| 測 定 方 法                                                                          |                                                                                                | 規格 32 に定める方法又は環境省告示付表 13 に掲げる方法 |                          |
| 備 考<br>1. 基準値は、日間平均値とする。<br>2. 底面近傍で容存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のハンドン採水器を用いる。 |                                                                                                |                                 |                          |

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H28.3.30 環告 37 最終改正）」

1) 糸満市に関連する水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

市に関連する環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況は以下のとおりです。

表 2-21 糸満市に関連する海域における環境基準の水域類型指定状況

| 水域の名称 | 水域の範囲                                                                                                                                           | 水域類型 | 達成期間             |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|
| 糸満海域  | 北緯 26° 09' 00" 東経 127° 40' 11"、北緯 26° 09' 00" 東経 127° 38' 23"、北緯 26° 06' 09" 東経 127° 38' 23"、北緯 26° 06' 09" 東経 127° 39' 49"、の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域 | A    | 直ちに達成            |
| 報得川   | 川尻橋から上流                                                                                                                                         | E    | 5年以内に可及的速やかに達成する |

注1 該当類型の欄中の「A」は、環境庁告示別表2に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。

「E」は、環境庁告示別表2の(1)に掲げる河川及び海域の表の類型を示す。

糸満海域：「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（S60.9.13 沖縄県告示 706）」

報得川海域：「水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（H16.3.30 沖縄県告示 282、H25.3.12 沖縄県告示 149 最終改正）」

2) 糸満市に関連する水域における上乗せ排水基準

市に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域及び当該区域における上乗せ排水基準値は以下のとおりです。

表 2-22 糸満市に関連する水域における上乗せ排水基準の適用区域

| 水域の名称 | 範囲                    |
|-------|-----------------------|
| 報得川水域 | 西崎北橋から上流及びこれに接続する公用水域 |

資料：「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正）」

表 2-23 羽地大川水域、我部祖河川水域及び報得川水域に係る上乘せ排水基準

| 区 分                | 特定事業場の区分                                               |                                                 | 項目及び許容限度      |            |        |        |        |
|--------------------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------|------------|--------|--------|--------|
|                    |                                                        |                                                 | 水素イオン濃度（水素指数） | 生物化学的酸素要求量 |        | 浮遊物質   |        |
|                    |                                                        |                                                 |               | 日間平均       | 最大     | 日間平均   | 最大     |
| 下水道処理区域内に所在する特定事業場 | すべての特定事業場                                              |                                                 | 6.5 以上 8.5 以下 | 20 以下      | 30 以下  | 70 以下  | 90 以下  |
| 下水道処理区域外に設置されているもの | 養豚事業場                                                  | 豚舎の総面積が 1,000 平方メートル以上であって、排出水量が 50 立方メートル以上のもの |               | 50 以下      | 70 以下  | 70 以下  | 90 以下  |
|                    |                                                        | 排出水量が 50 立方メートル未満のもの                            |               | 120 以下     | 160 以下 | 150 以下 | 200 以下 |
|                    | 場 豚 屠排水処理施設設置事業場                                       | 排出水量が 50 立方メートル以上のもの                            |               | 50 以下      | 70 以下  | 70 以下  | 90 以下  |
|                    |                                                        | 排出水量が 50 立方メートル未満のもの                            |               | 120 以下     | 160 以下 | 150 以下 | 200 以下 |
|                    | 令別表第 1 各号に掲げる施設を設置する特定事業場のうち、養豚事業場又は豚屠排水処理施設設置事業場以外のもの | 排出水量が 50 立方メートル以上のもの                            | 6.5 以上 8.5 以下 | 20 以下      | 30 以下  | 70 以下  | 90 以下  |
|                    |                                                        | 排出水量が 20 立方メートル以上 50 立方メートル未満のもの                | 6.5 以上 8.5 以下 | 80 以下      | 100 以下 | 100 以下 | 150 以下 |

資料：「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例  
(S50.7.9 沖縄県条例 37、H20.12.26 沖縄県条例 44 最終改正)」

### ③ 騒音に係る環境基準

#### 1) 環境基本法に基づく環境基準

環境基本法に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められています。

また、各類型を当てはめる地域の指定状況は以下のとおりです。

表 2-24 騒音に係る環境基準

| 地域の類型 | 基準値       |           |
|-------|-----------|-----------|
|       | 昼間        | 夜間        |
| AA    | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A及びB  | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C     | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

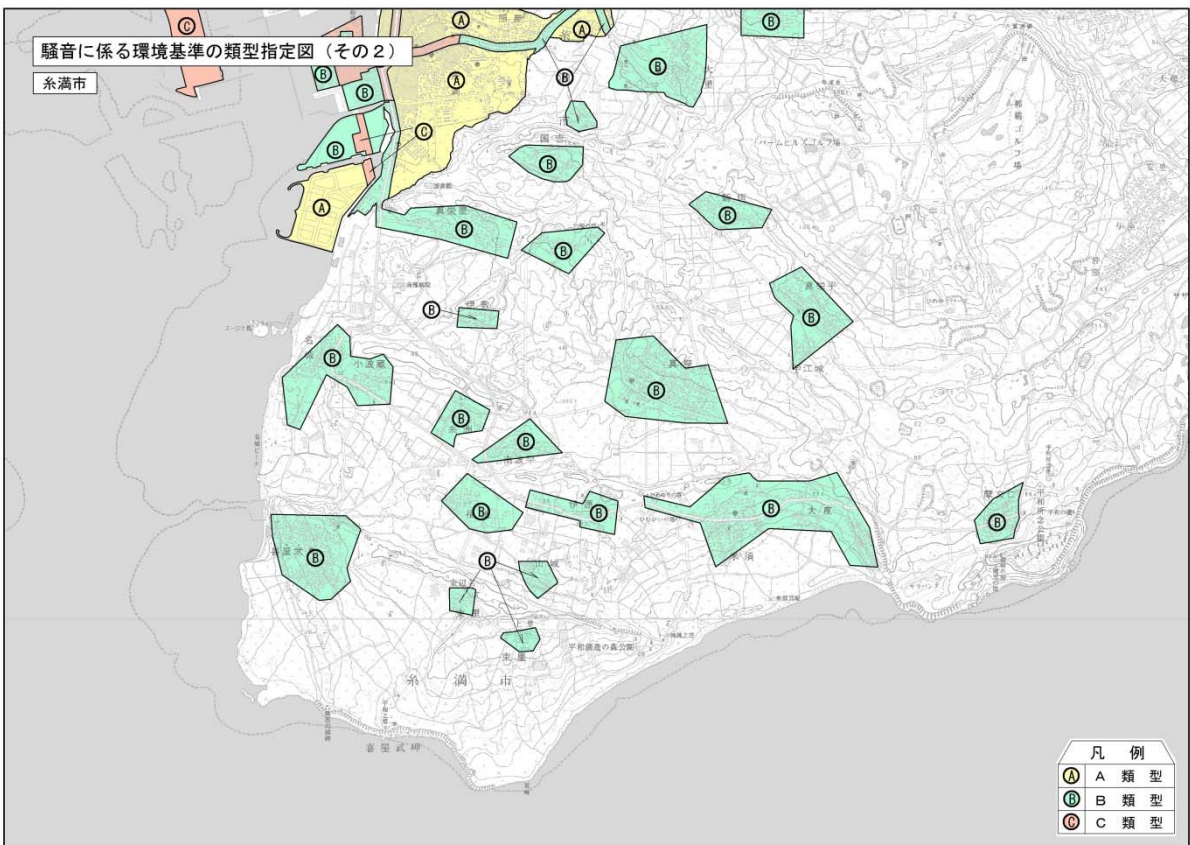
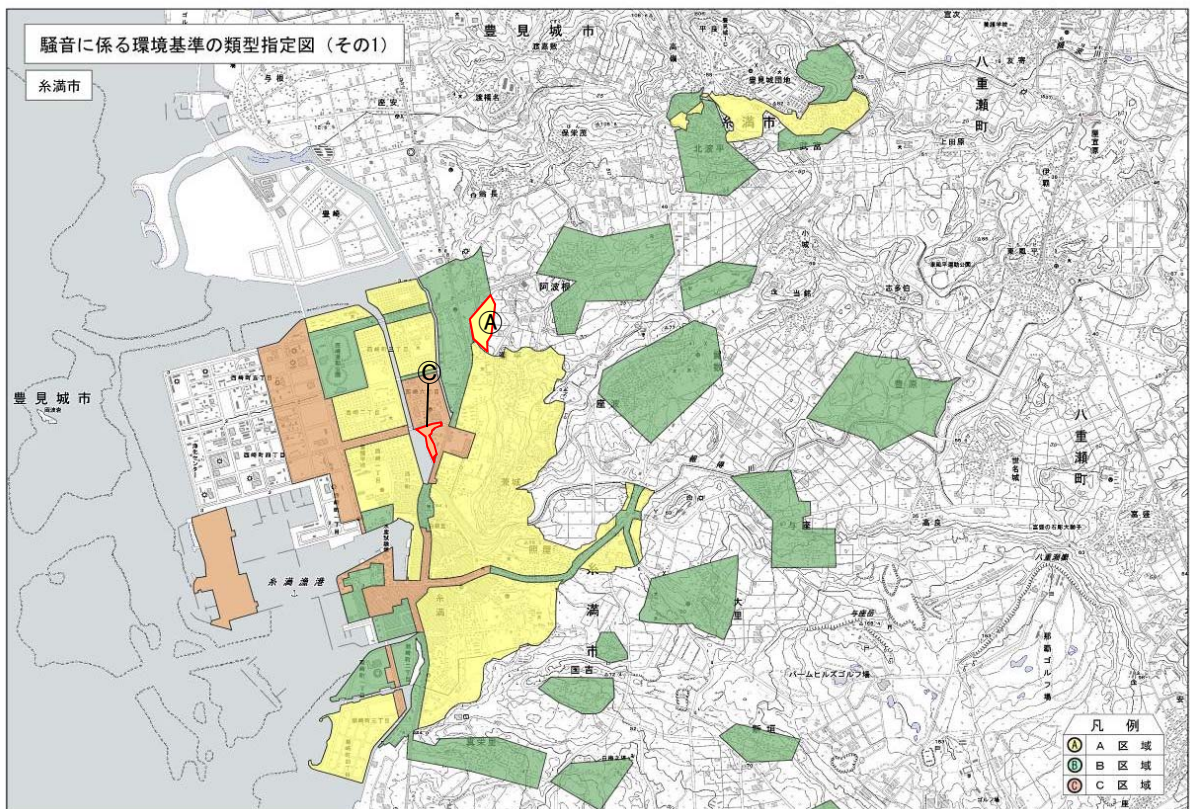
- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。  
 ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 地域の区分                                            | 基準値       |           |
|--------------------------------------------------|-----------|-----------|
|                                                  | 昼間        | 夜間        |
| A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域                       | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

備考 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準値                                                                                                               |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 昼間                                                                                                                | 夜間        |
| 70 デシベル以下                                                                                                         | 65 デシベル以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として開けた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。 |           |

資料：「騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環告 64、H24.3.30 環告 54 最終改正）」



資料：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定 H25.4.1 一部改正」（糸満市告示）

図 2-21 騒音規制法に係る環境基準の類型指定図

## 2) 騒音規制法等に基づく規制基準

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和54年沖縄県告示第95号「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準及び市における規制地域の指定状況は以下のとおりです。

表2-25 沖縄県における騒音に係る規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分                 |                                       |                              |
|-------|-----------------------|---------------------------------------|------------------------------|
|       | 昼 間<br>(午前8時から午後7時まで) | 朝・夕<br>(午前6時から午前8時まで<br>午後7時から午後9時まで) | 夜 間<br>(午後9時から<br>翌日の午前6時まで) |
| 第1種区域 | 45 デシベル               | 40 デシベル                               | 40 デシベル                      |
| 第2種区域 | 50 デシベル               | 45 デシベル                               | 40 デシベル                      |
| 第3種区域 | 60 デシベル               | 55 デシベル                               | 50 デシベル                      |
| 第4種区域 | 65 デシベル               | 60 デシベル                               | 55 デシベル                      |

備考 1. 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ下表に掲げる区域をいう。  
2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

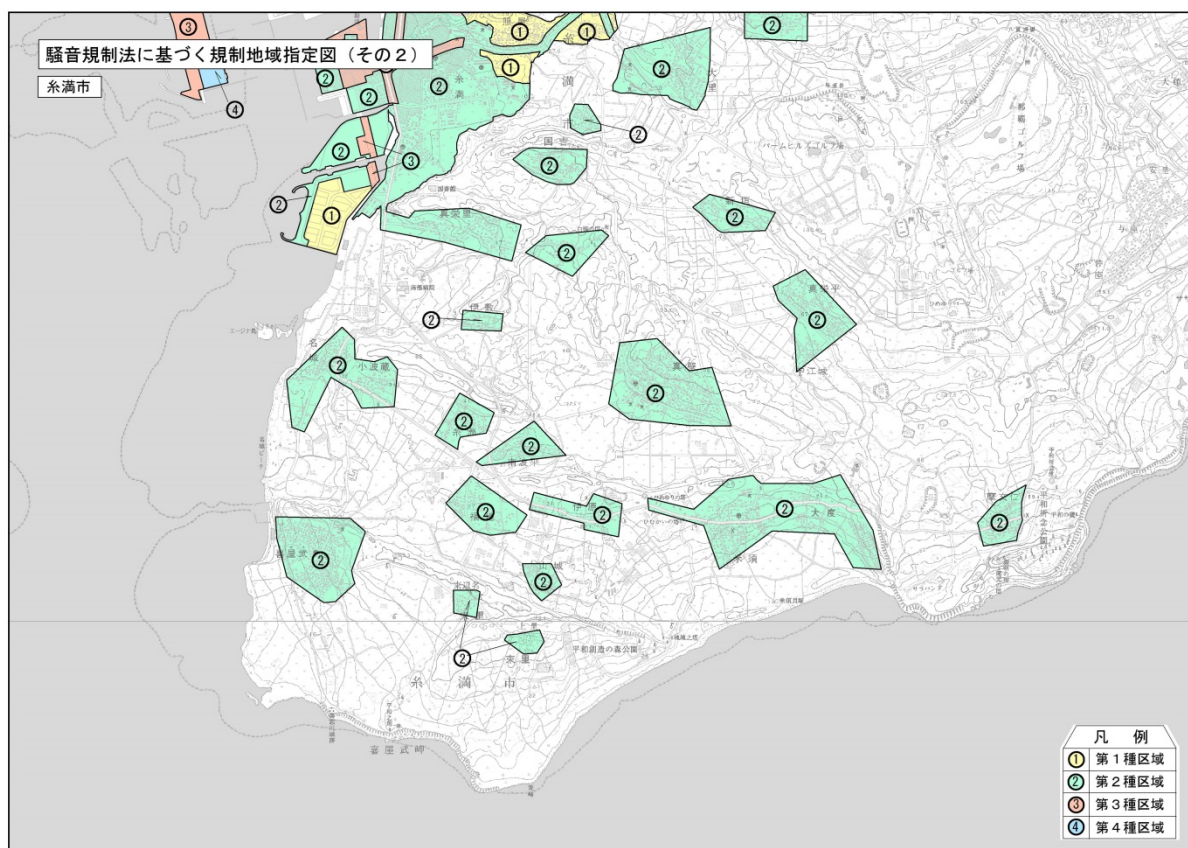
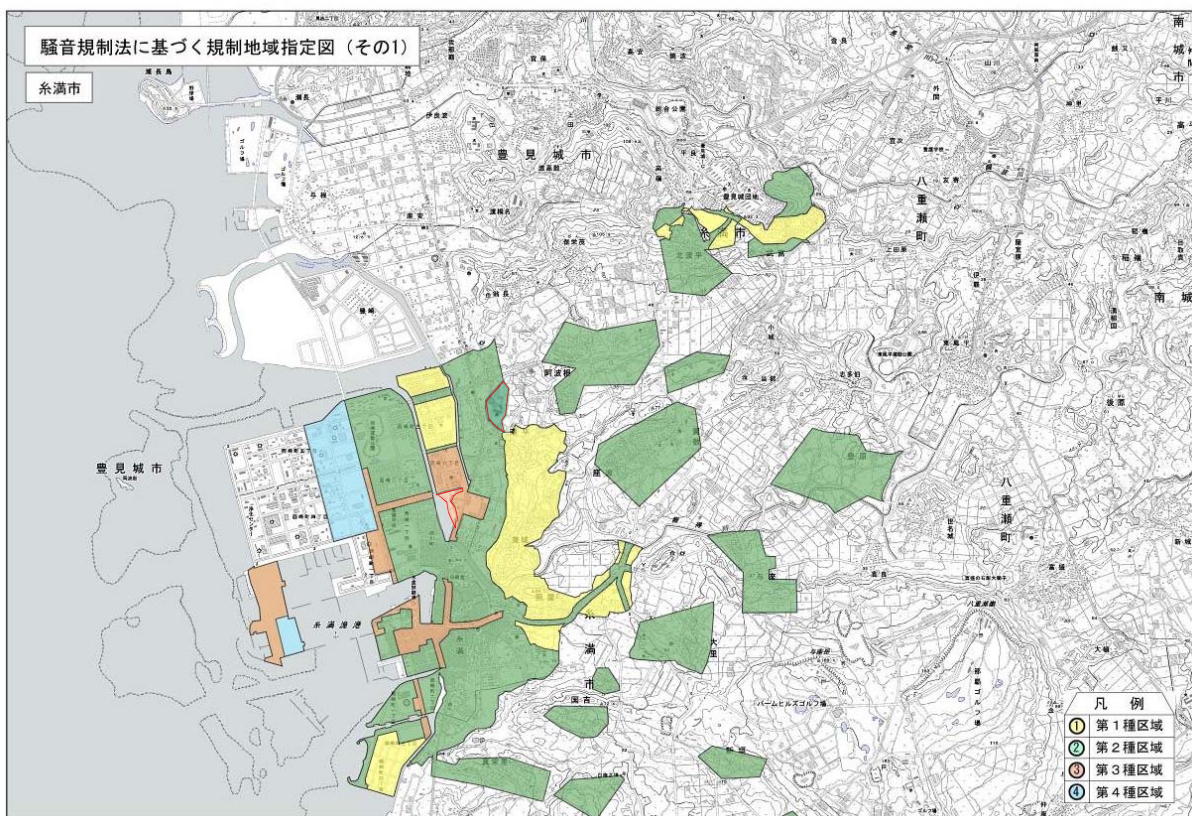
資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(S54.38 沖縄県告示95、H28.3.29 沖縄県告示193 最終改正)」

表2-26 糸満市における騒音に係る規制基準

| 区域の区分 | 適用内容                               |
|-------|------------------------------------|
| 第1種区域 | 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。   |
| 第2種区域 | 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。       |
| 第3種区域 | 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域。騒音防止区域。 |
| 第4種区域 | 主として工業等の用に供されている区域。著しい騒音の防止区域。     |

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 H25.4.1 一部改正」(糸満市告示)





資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 H25.4.1 一部改正」（糸満市告示）

図 2-22 騒音規制法に基づく規制地域指定図

#### ④ 振動に係る規制基準

##### 1) 振動規制法に基づく規制基準

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和54年沖縄県告示第96号「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されています。当該告示に係る規制基準及び規制地域の指定状況は以下のとおりです。

表 2-27 沖縄県における振動に係る規制基準

| 区域の区分 | 時間の区分                 |                            |
|-------|-----------------------|----------------------------|
|       | 昼 間<br>(午前8時から午後7時まで) | 夜 間<br>午後7時から<br>翌日の午前8時まで |
| 第1種区域 | 60 デシベル               | 55 デシベル                    |
| 第2種区域 | 65 デシベル               | 60 デシベル                    |

- 備考 1. 左欄の第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ表-28の右欄に掲げる区域をいう。  
 2. 第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する第3項第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

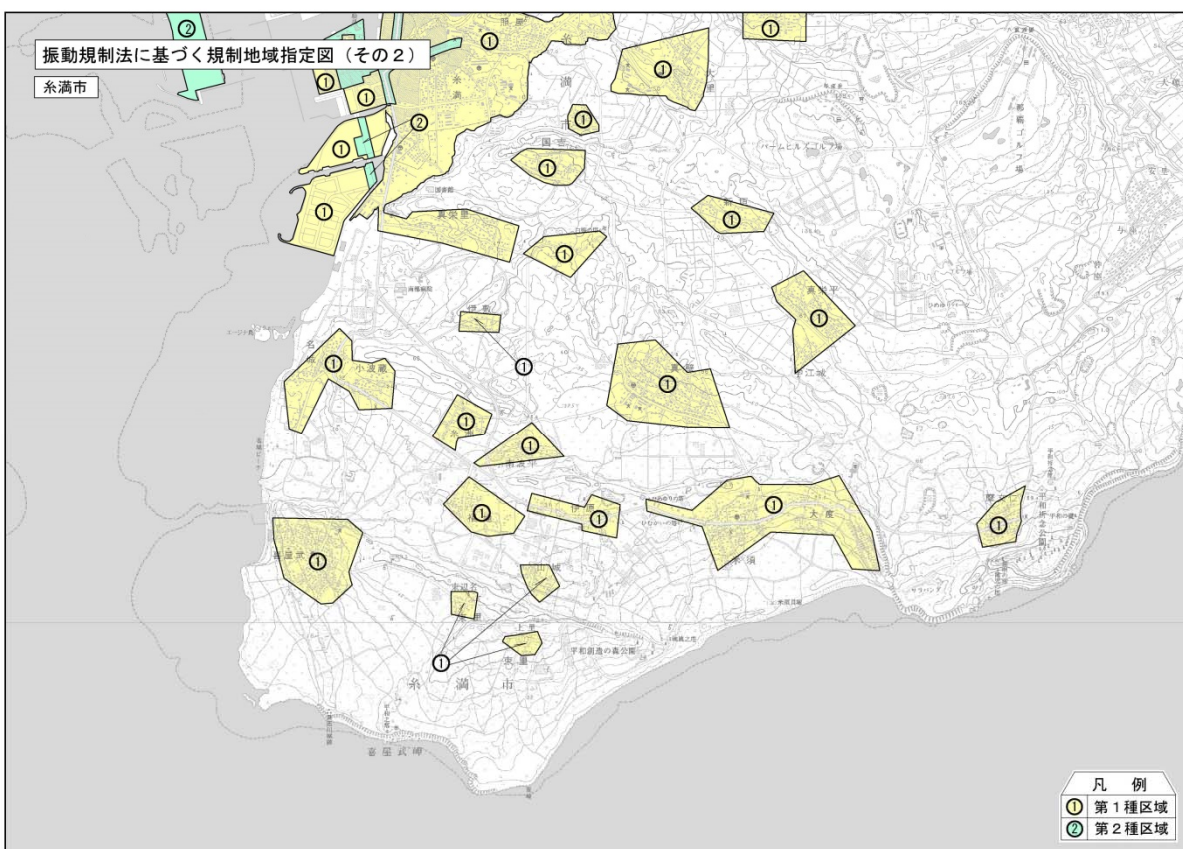
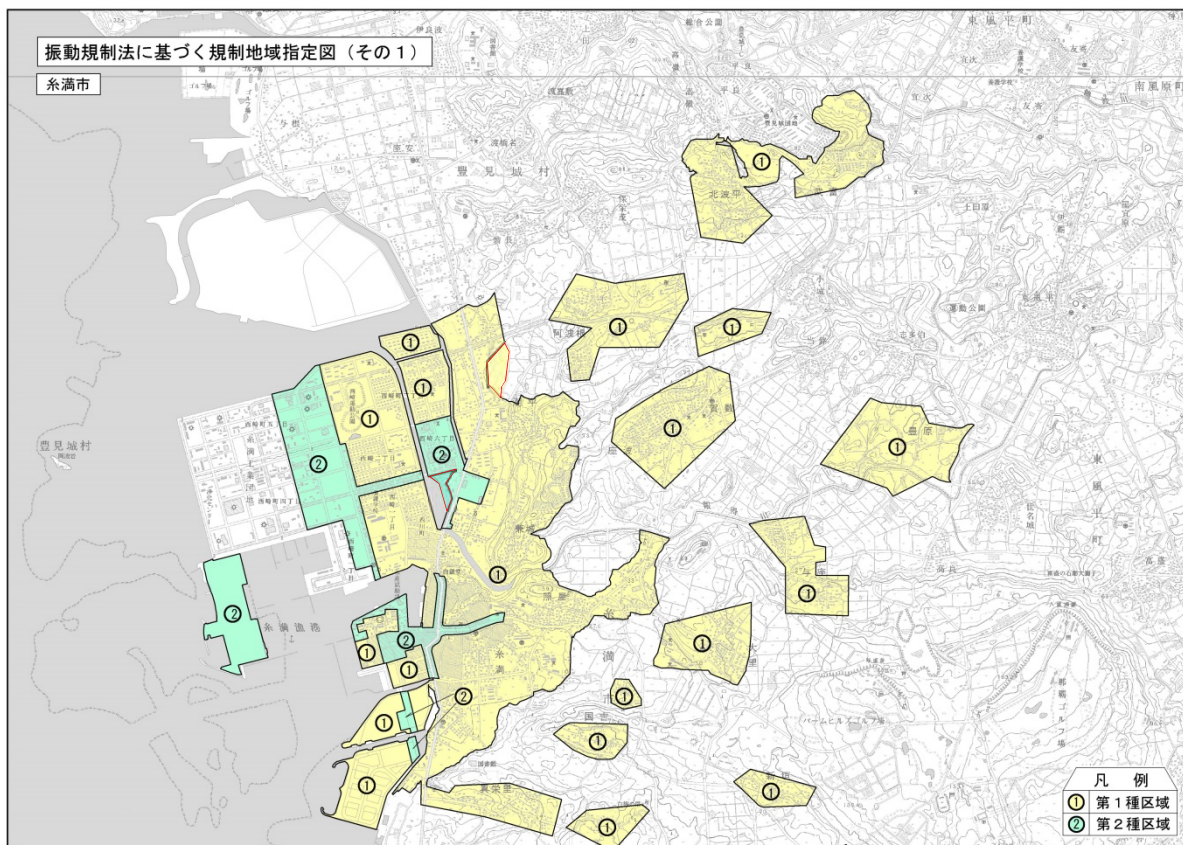
資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
 (S54.38 沖縄県告示96、H28.329 沖縄県告示194 最終改正)」

表 2-28 糸満市における振動規制区域

| 区域の区分 | 適用内容                               |
|-------|------------------------------------|
| 第1種区域 | 住居の用に供されているため、静謐の保持を必要とする区域。       |
| 第2種区域 | 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域。騒音防止区域。 |

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 H25.4.1 一部改正」(糸満市告示)





資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 H25.4.1 一部改正」（糸満市告示）

図 2-23 振動規制法に基づく規制地域指定図

### ⑤ 悪臭に係る規制基準

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホームなど多数の人が利用する施設のある地域を指定することになっており、「特定悪臭物質規制の地域」と「臭気指数規制の地域」の2地域があります。

表 2-29 臭気指数の規制基準

| 排出形態                                           | 許容限度（臭気指数）                                                    |     |     |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----|-----|
|                                                | A区域                                                           | B区域 | C区域 |
| 事業場の敷地境界線の地表における規制基準                           | 15                                                            | 18  | 21  |
| 事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における排出量の規制基準 | 敷地境界における規制基準を基礎として、悪臭防止施行規則第6条の2に規定されている方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度 |     |     |
| 事業場から排出される排水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準          | 31                                                            | 34  | 37  |

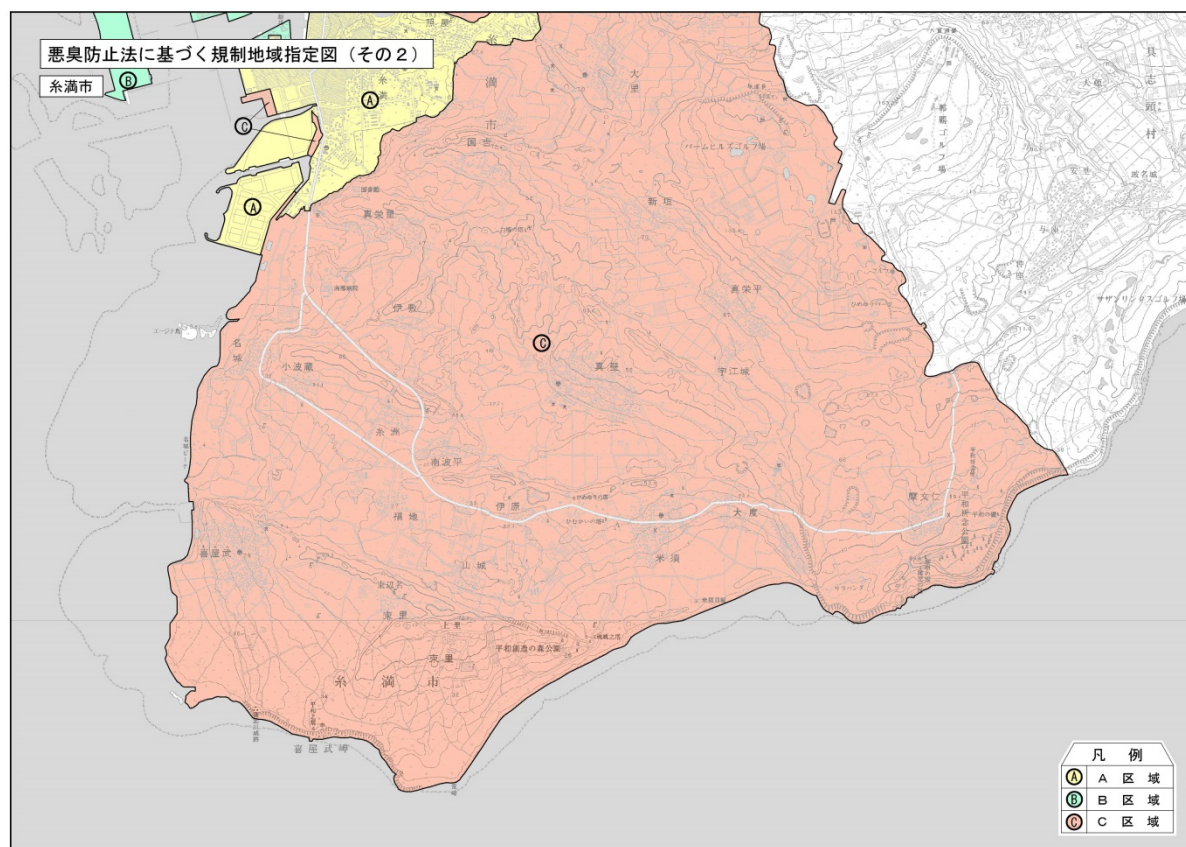
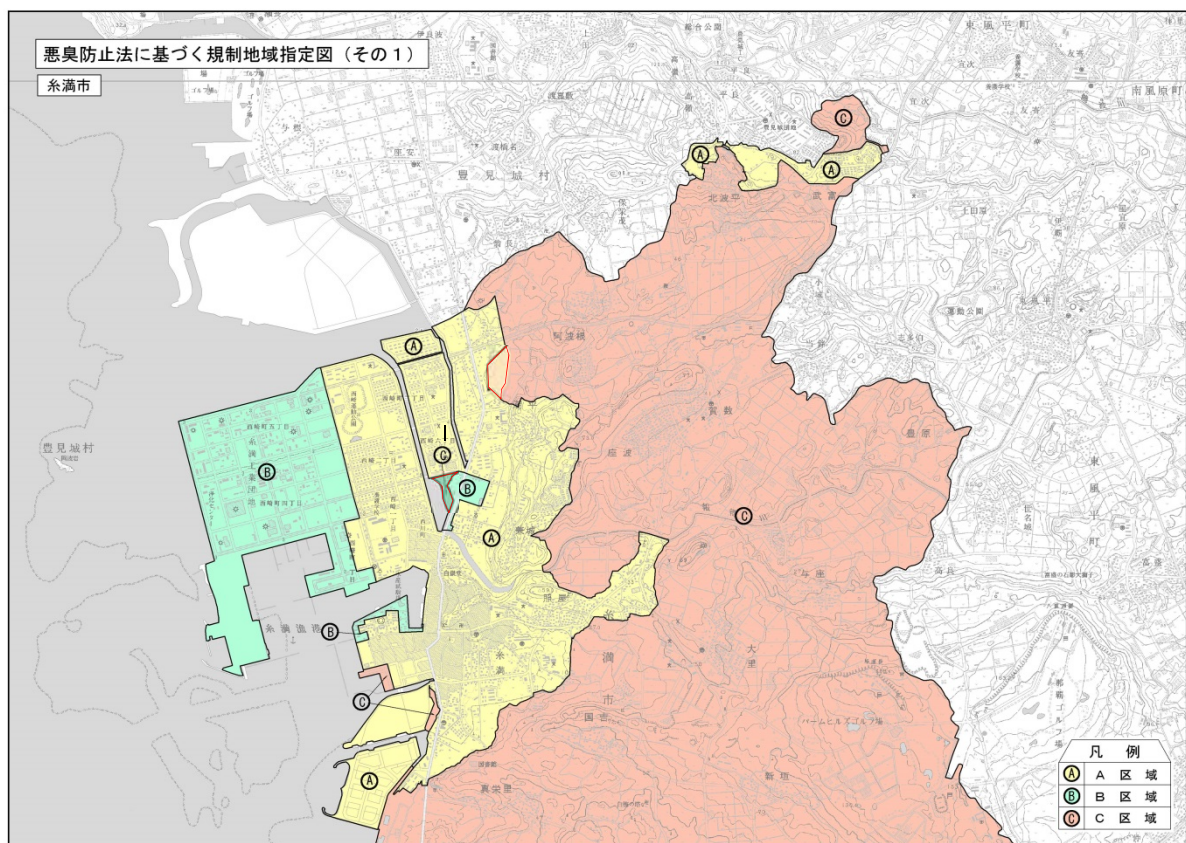
資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示  
(H18.3.28 沖縄県告示 246、H28.3.29 沖縄県告示 196 最終改正)」

表 2-30 糸満市における悪臭規制基準

| 区域の区分 | 適用内容             |
|-------|------------------|
| A     | 住居等の用に供されている区域。  |
| B     | 工業等の用に供されている区域。  |
| C     | A区域及びB区域を除く市内全域。 |

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 H25.4.1 一部改正」（糸満市告示）





資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定の一部改正について」（糸満市告示）

図 2-24 悪臭防止法に基づく規制地域指定図

### 3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

#### (1) ごみ処理状況

##### ① 沖縄県内のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量

沖縄県全域で排出されるごみの量は、2016（平成 28）年度実績において 456,167 トン/年で、1人1日当たりのごみ排出量は 854 グラム/人・日となっています。

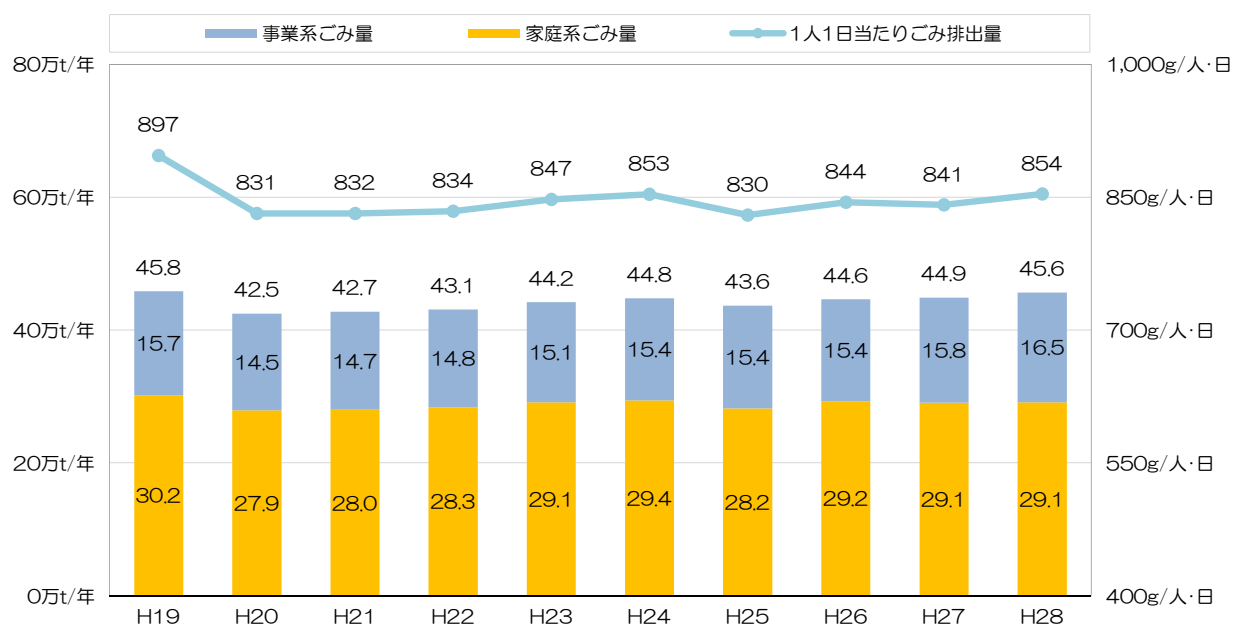


図 3-1 沖縄県内のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

表3-1 沖縄県内のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

| 年 度 | 項 目 | 総人口<br>(人) | ごみ総排出量<br>(t/年) | 家庭系ごみ<br>排出量 (t/年) | 事業系ごみ<br>排出量 (t/年) | 1人1日当たり<br>ごみ排出量<br>(g/人・日) |
|-----|-----|------------|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|
| H19 |     | 1,396,514  | 458,488         | 301,621            | 156,867            | 897                         |
| H20 |     | 1,399,376  | 424,635         | 279,250            | 145,385            | 831                         |
| H21 |     | 1,407,522  | 427,265         | 279,843            | 147,422            | 832                         |
| H22 |     | 1,415,596  | 430,966         | 283,351            | 147,615            | 834                         |
| H23 |     | 1,425,622  | 442,132         | 291,245            | 150,887            | 847                         |
| H24 |     | 1,436,911  | 447,521         | 293,812            | 153,709            | 853                         |
| H25 |     | 1,441,361  | 436,428         | 282,009            | 154,419            | 830                         |
| H26 |     | 1,449,332  | 446,461         | 292,394            | 154,067            | 844                         |
| H27 |     | 1,456,739  | 448,532         | 290,712            | 157,820            | 841                         |
| H28 |     | 1,464,056  | 456,167         | 291,352            | 164,815            | 854                         |

(注) ごみ総排出量＝家庭系ごみ量（集団回収量を含む）＋事業系ごみ量

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

## ② 沖縄県内11市の1人1日当たりごみ排出量

沖縄県内11市の家庭系ごみの1人1日当たり排出量の推移を以下に示します。

家庭系ごみでは、宮古島市、石垣市が吐出して排出量が多くなっており、名護市が低い値で推移しています。

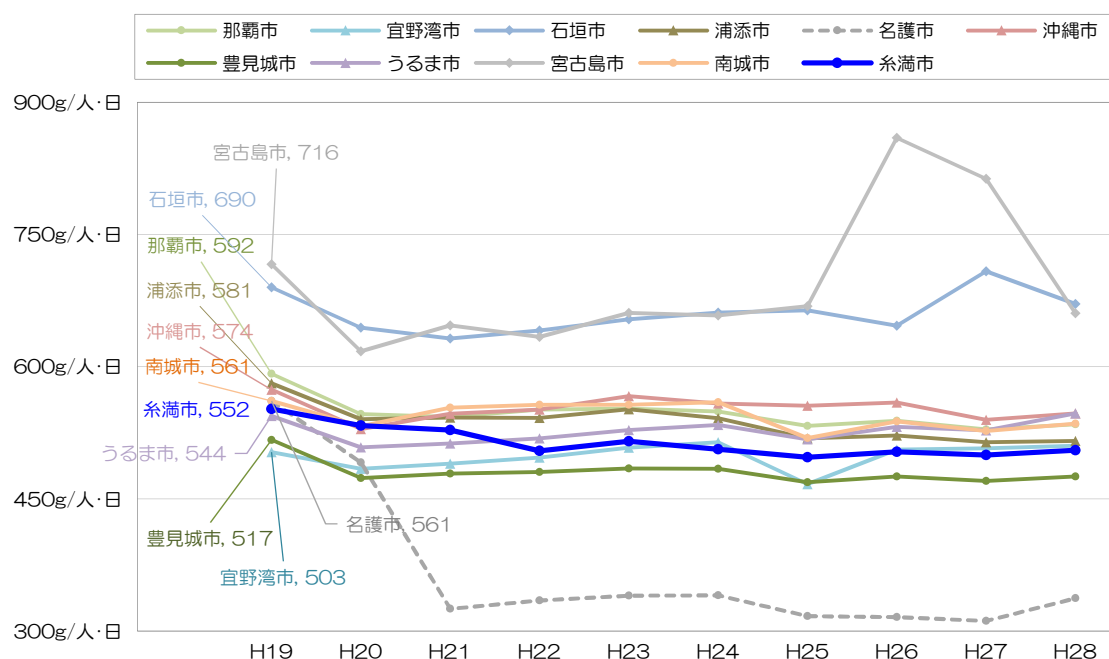


図3-2 沖縄県内11市の家庭系ごみの1人1日当たり排出量の推移

表3-2 沖縄県内11市の家庭系ごみの1人1日当たり排出量の推移 (単位: g/人・日)

| 項目<br>年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 沖縄県      | 590 | 547 | 545 | 548 | 558 | 560 | 536 | 553 | 545 | 545 |
| 那覇市      | 592 | 546 | 543 | 551 | 552 | 549 | 533 | 539 | 529 | 535 |
| 宜野湾市     | 503 | 484 | 490 | 497 | 508 | 514 | 467 | 506 | 507 | 510 |
| 石垣市      | 690 | 644 | 632 | 641 | 654 | 661 | 664 | 646 | 708 | 671 |
| 浦添市      | 581 | 540 | 542 | 542 | 552 | 541 | 519 | 522 | 514 | 516 |
| 名護市      | 561 | 491 | 326 | 335 | 340 | 341 | 317 | 316 | 312 | 338 |
| 糸満市      | 552 | 533 | 528 | 505 | 515 | 506 | 497 | 503 | 500 | 505 |
| 沖縄市      | 574 | 529 | 547 | 551 | 567 | 558 | 556 | 559 | 540 | 547 |
| 豊見城市     | 517 | 473 | 479 | 480 | 484 | 484 | 469 | 475 | 470 | 476 |
| うるま市     | 544 | 509 | 513 | 519 | 528 | 534 | 517 | 532 | 528 | 547 |
| 宮古島市     | 716 | 617 | 647 | 634 | 661 | 658 | 669 | 860 | 813 | 661 |
| 南城市      | 561 | 532 | 553 | 557 | 557 | 560 | 519 | 538 | 527 | 535 |

資料:「一般廃棄物処理実態調査」環境省



沖縄県内11市の事業系ごみの1人1日当たり排出量の推移を以下に示します。

事業系ごみでは、石垣市、名護市の排出量が多く、南城市が11市で最も低い値で推移しています。

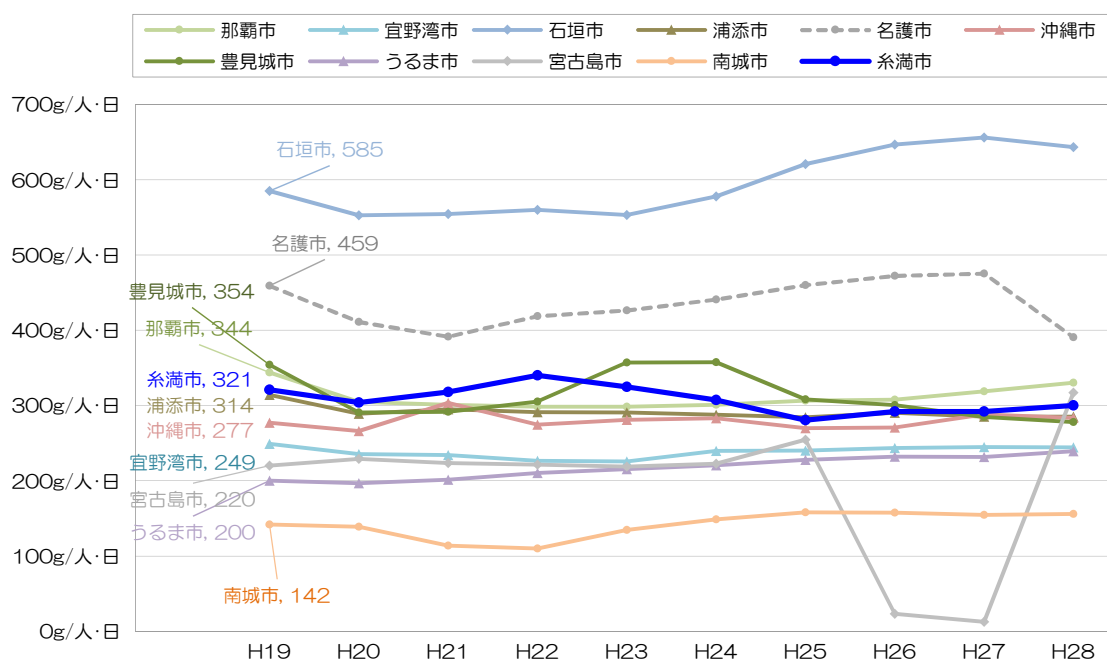


図3-3 沖縄県内11市の事業系ごみの1人1日当たり排出量の推移

表3-3 沖縄県内11市の事業系ごみの1人1日当たり排出量の推移 (単位: g/人・日)

| 市    | 年度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 沖縄県  |    | 590 | 547 | 545 | 548 | 558 | 560 | 536 | 553 | 545 | 545 |
| 那覇市  |    | 592 | 546 | 543 | 551 | 552 | 549 | 533 | 539 | 529 | 535 |
| 宜野湾市 |    | 503 | 484 | 490 | 497 | 508 | 514 | 467 | 506 | 507 | 510 |
| 石垣市  |    | 690 | 644 | 632 | 641 | 654 | 661 | 664 | 646 | 708 | 671 |
| 浦添市  |    | 581 | 540 | 542 | 542 | 552 | 541 | 519 | 522 | 514 | 516 |
| 名護市  |    | 561 | 491 | 326 | 335 | 340 | 341 | 317 | 316 | 312 | 338 |
| 糸満市  |    | 552 | 533 | 528 | 505 | 515 | 506 | 497 | 503 | 500 | 505 |
| 沖縄市  |    | 574 | 529 | 547 | 551 | 567 | 558 | 556 | 559 | 540 | 547 |
| 豊見城市 |    | 517 | 473 | 479 | 480 | 484 | 484 | 469 | 475 | 470 | 476 |
| うるま市 |    | 544 | 509 | 513 | 519 | 528 | 534 | 517 | 532 | 528 | 547 |
| 宮古島市 |    | 716 | 617 | 647 | 634 | 661 | 658 | 669 | 860 | 813 | 661 |
| 南城市  |    | 561 | 532 | 553 | 557 | 557 | 560 | 519 | 538 | 527 | 535 |

資料:「一般廃棄物処理実態調査」環境省

### ③ 国及び沖縄県の資源化量品目別内訳

国及び沖縄県における2016（平成28）年度の資源化量の割合を以下に示します。

国の資源化量で最も多い紙類は、全体の約5割近くとなっており、次いで燃料等、金属類の順となっています。

沖縄県においては燃料等、ガラス類、紙類の順となっています。

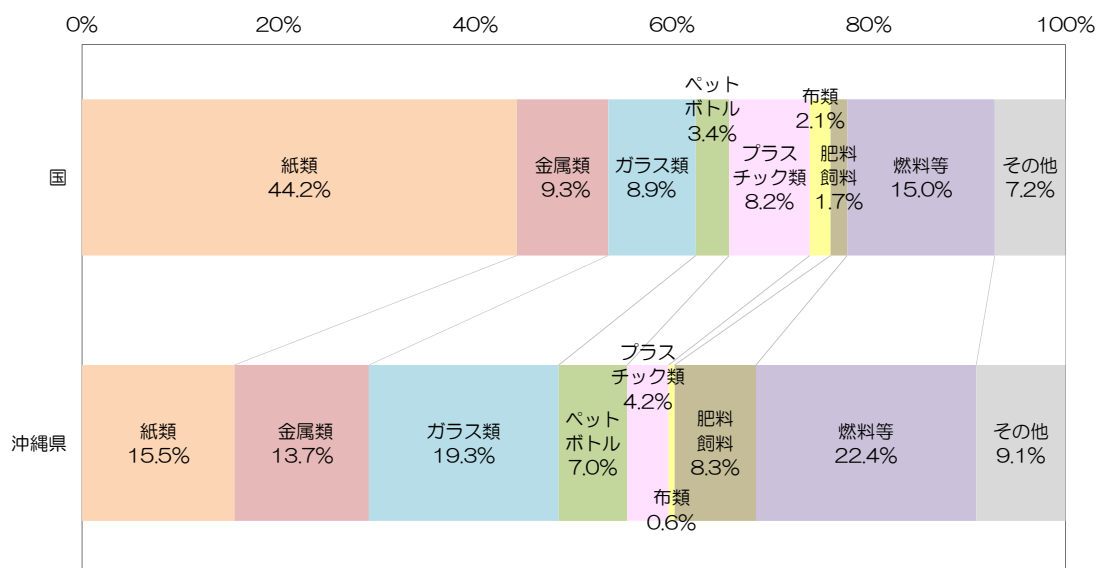


図3-4 国及び沖縄県の資源化量品目別内訳

表3-4 国及び沖縄県の資源化量品目別内訳

| 品目<br>国県     | 紙類        | 金属類     | ガラス類    | ペットボ<br>トル | プラス<br>チック類 | 布類      | 肥料・飼<br>料 | 燃料等       | その他     | 合 計       |
|--------------|-----------|---------|---------|------------|-------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 国<br>(t/年)   | 3,883,074 | 820,765 | 779,299 | 296,287    | 723,731     | 186,737 | 147,271   | 1,322,148 | 633,637 | 8,792,949 |
| %            | 44.2%     | 9.3%    | 8.9%    | 3.4%       | 8.2%        | 2.1%    | 1.7%      | 15.0%     | 7.2%    | 100%      |
| 沖縄県<br>(t/年) | 10,313    | 9,113   | 12,829  | 4,671      | 2,777       | 433     | 5,525     | 14,948    | 6,032   | 66,641    |
| %            | 15.5%     | 13.7%   | 19.3%   | 7.0%       | 4.2%        | 0.6%    | 8.3%      | 22.4%     | 9.1%    | 100%      |

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

沖縄県内11市のリサイクル率の推移を以下に示します。

リサイクル率の推移は10年間で大きく変動しており、名護市及び糸満市については、平成19年度からリサイクル率が大きく伸びています。

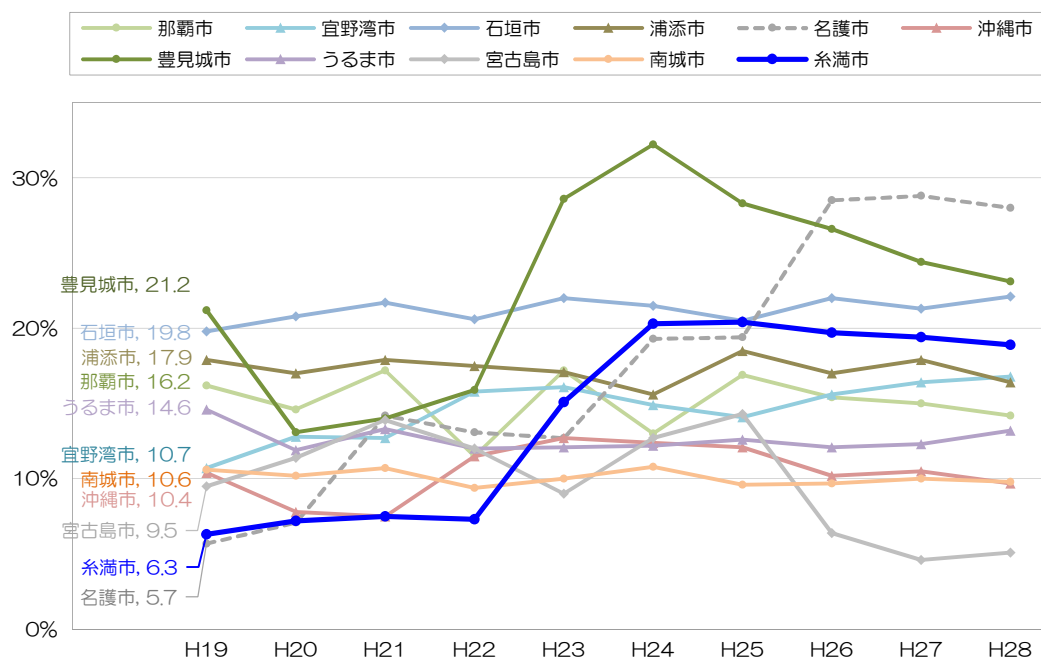


図3-5 沖縄県内11市のリサイクル率の推移

表3-5 沖縄県内11市のリサイクル率の推移 (単位: %)

| 市    | 年度 | H19  | H20  | H21  | H22  | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  |
|------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 沖縄県  |    | 13.6 | 12.3 | 13.7 | 12.7 | 14.7 | 14.4 | 15.3 | 14.7 | 14.7 | 14.6 |
| 那覇市  |    | 16.2 | 14.6 | 17.2 | 11.5 | 17.2 | 13.0 | 16.9 | 15.4 | 15.0 | 14.2 |
| 宜野湾市 |    | 10.7 | 12.8 | 12.7 | 15.8 | 16.1 | 14.9 | 14.1 | 15.6 | 16.4 | 16.8 |
| 石垣市  |    | 19.8 | 20.8 | 21.7 | 20.6 | 22.0 | 21.5 | 20.5 | 22.0 | 21.3 | 22.1 |
| 浦添市  |    | 17.9 | 17.0 | 17.9 | 17.5 | 17.1 | 15.6 | 18.5 | 17.0 | 17.9 | 16.4 |
| 名護市  |    | 5.7  | 7.1  | 14.2 | 13.1 | 12.7 | 19.3 | 19.4 | 28.5 | 28.8 | 28.0 |
| 糸満市  |    | 6.3  | 7.2  | 7.5  | 7.3  | 15.1 | 20.3 | 20.4 | 19.7 | 19.4 | 18.9 |
| 沖縄市  |    | 10.4 | 7.8  | 7.5  | 11.5 | 12.7 | 12.4 | 12.1 | 10.2 | 10.5 | 9.7  |
| 豊見城市 |    | 21.2 | 13.1 | 14.0 | 15.9 | 28.6 | 32.2 | 28.3 | 26.6 | 24.4 | 23.1 |
| うるま市 |    | 14.6 | 11.9 | 13.3 | 12.0 | 12.1 | 12.2 | 12.6 | 12.1 | 12.3 | 13.2 |
| 宮古島市 |    | 9.5  | 11.4 | 13.9 | 12.0 | 9.0  | 12.7 | 14.3 | 6.4  | 4.6  | 5.1  |
| 南城市  |    | 10.6 | 10.2 | 10.7 | 9.4  | 10.0 | 10.8 | 9.6  | 9.7  | 10.0 | 9.8  |

資料:「一般廃棄物処理実態調査」環境省

## (2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況

### ① 沖縄県内の生活排水処理人口

沖縄県内の生活排水処理人口は、2016（平成 28）年度において、公共下水道人口が 917,392 人、合併処理浄化槽人口が 193,771 人、単独処理浄化槽人口が 276,414 人、非水洗化人口は 76,479 人となっています。

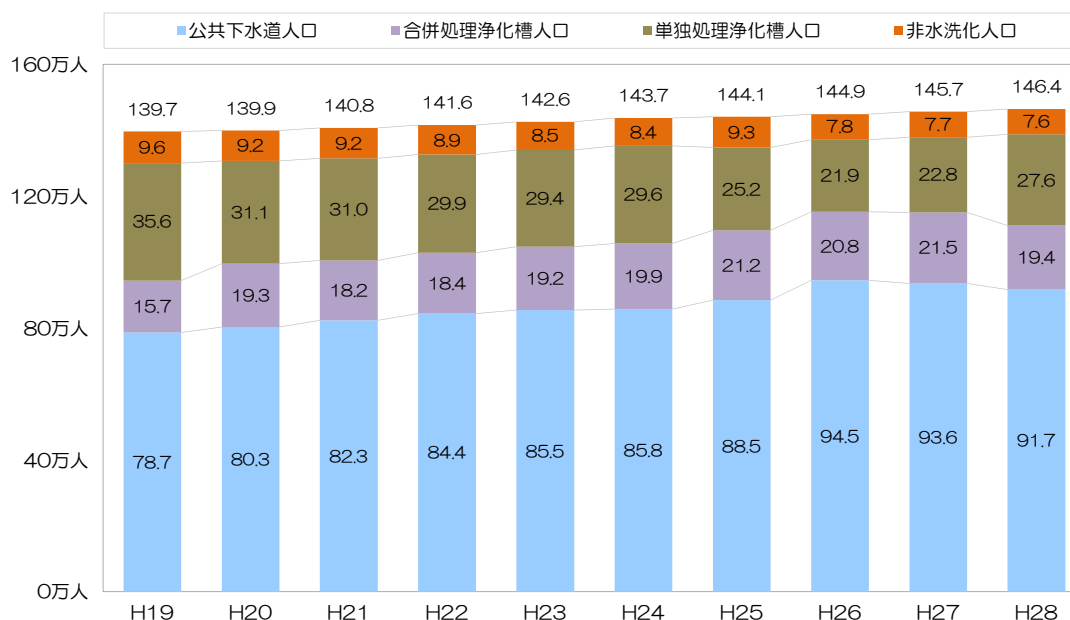


図 3-6 沖縄県内の生活排水処理人口の推移

表 3-6 沖縄県内の生活排水処理人口の推移

| 年 度 | 項 目 | 総 人 口<br>(人) | 公共下水道人口<br>(人) | 合併処理浄化槽人口<br>(人) | 単独処理浄化槽人口<br>(人) | 非水洗化人口<br>(人) |
|-----|-----|--------------|----------------|------------------|------------------|---------------|
| H19 |     | 1,396,514    | 787,174        | 156,902          | 356,266          | 96,172        |
| H20 |     | 1,399,376    | 803,261        | 192,777          | 311,127          | 92,211        |
| H21 |     | 1,407,522    | 823,437        | 181,967          | 309,720          | 92,398        |
| H22 |     | 1,415,596    | 844,434        | 183,679          | 298,580          | 88,903        |
| H23 |     | 1,425,622    | 854,525        | 192,464          | 293,688          | 84,945        |
| H24 |     | 1,436,911    | 858,104        | 198,899          | 296,033          | 83,875        |
| H25 |     | 1,441,493    | 884,970        | 211,740          | 251,621          | 93,162        |
| H26 |     | 1,449,332    | 945,009        | 207,547          | 219,242          | 77,534        |
| H27 |     | 1,456,739    | 935,767        | 215,223          | 228,258          | 77,491        |
| H28 |     | 1,464,056    | 917,392        | 193,771          | 276,414          | 76,479        |

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

## ② 沖縄県内のし尿及び浄化槽汚泥処理量

沖縄県内のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、し尿は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

2016（平成 28）年度においては、し尿処理量が 20,359 キロリットル、浄化槽汚泥処理量が 127,559 キロリットル、自家処理量が 65 キロリットルとなっています。

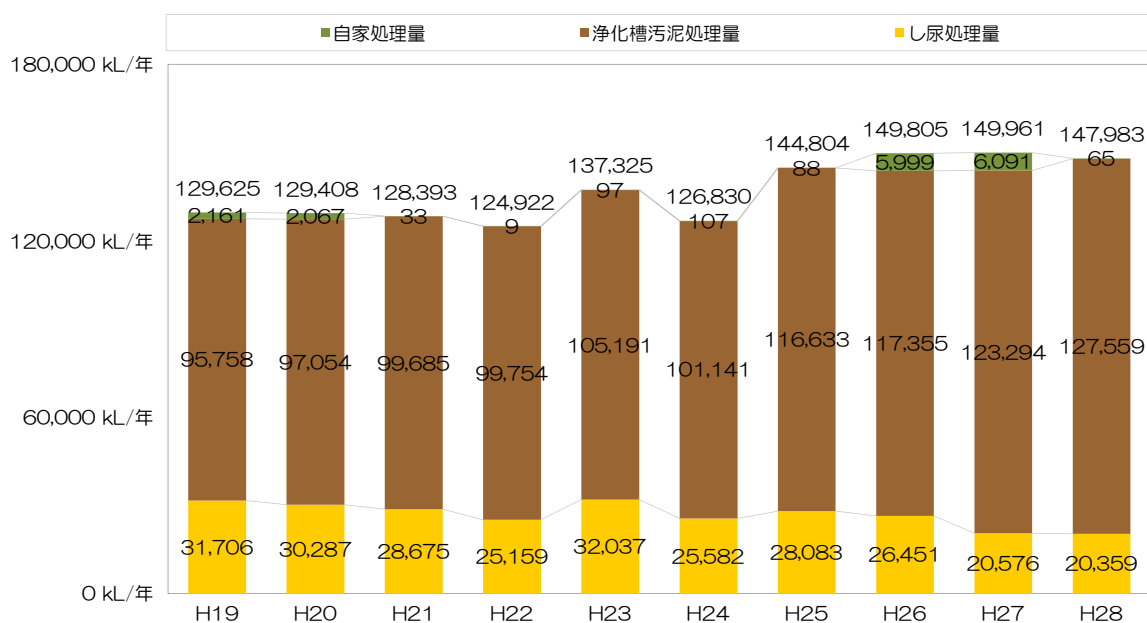


図 3-7 沖縄県内のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

表 3-7 沖縄県内のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

| 年 度 \ 項 目 | し尿処理量<br>(kL/年) | 浄化槽汚泥処理量<br>(kL/年) | 自家処理量<br>(kL/年) | 合 計<br>(kL/年) |
|-----------|-----------------|--------------------|-----------------|---------------|
| H19       | 31,706          | 95,758             | 2,161           | 129,625       |
| H20       | 30,287          | 97,054             | 2,067           | 129,408       |
| H21       | 28,675          | 99,685             | 33              | 128,393       |
| H22       | 25,159          | 99,754             | 9               | 124,922       |
| H23       | 32,037          | 105,191            | 97              | 137,325       |
| H24       | 25,582          | 101,141            | 107             | 126,830       |
| H25       | 28,083          | 116,633            | 88              | 144,804       |
| H26       | 26,451          | 117,355            | 5,999           | 149,805       |
| H27       | 20,576          | 123,294            | 6,091           | 149,961       |
| H28       | 20,359          | 127,559            | 65              | 147,983       |

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

沖縄県内の2016（平成28）年度のし尿及び浄化槽汚泥処理量の内訳を、処理施設等別に以下に示します。

し尿については、し尿処理施設における処理が約6割と最も多くなっており、次いでその他の処理、下水道投入の順となっています。

浄化槽汚泥については、し尿処理施設での処理が約8割となっており、次いで下水道投入、その他の処理の順となっています。

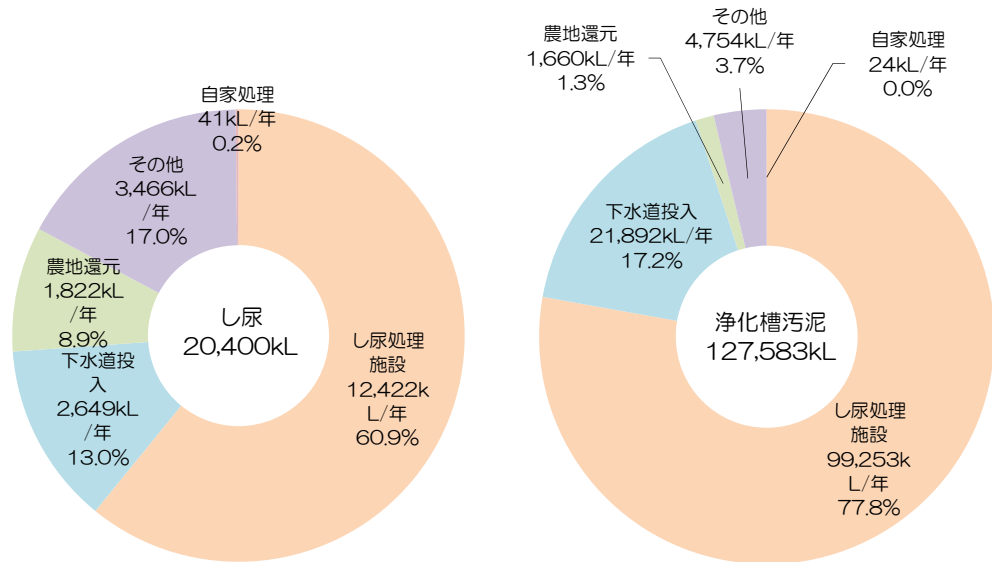


図3-8 沖縄県内の処理施設等別し尿及び浄化槽汚泥処理量内訳

表3-8 沖縄県内の処理施設等別し尿及び浄化槽汚泥処理量内訳

| 国県 | 品目         | し尿処理施設  | 下水道投入  | 農地還元  | その他   | 自家処理 | 合 計     |
|----|------------|---------|--------|-------|-------|------|---------|
|    | し尿 (kL)    | 12,422  | 2,649  | 1,822 | 3,466 | 41   | 20,400  |
|    | %          | 60.9%   | 13.0%  | 8.9%  | 17.0% | 0.2% | 100%    |
|    | 浄化槽汚泥 (kL) | 99,253  | 21,892 | 1,660 | 4,754 | 24   | 127,583 |
|    | %          | 77.8%   | 17.2%  | 1.3%  | 3.7%  | 0.0% | 100%    |
|    | 合 計 (kL)   | 111,675 | 24,541 | 3,482 | 8,220 | 65   | 147,983 |
|    | %          | 75.5%   | 16.6%  | 2.3%  | 5.6%  | 0.0% | 100%    |

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省



(3) 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

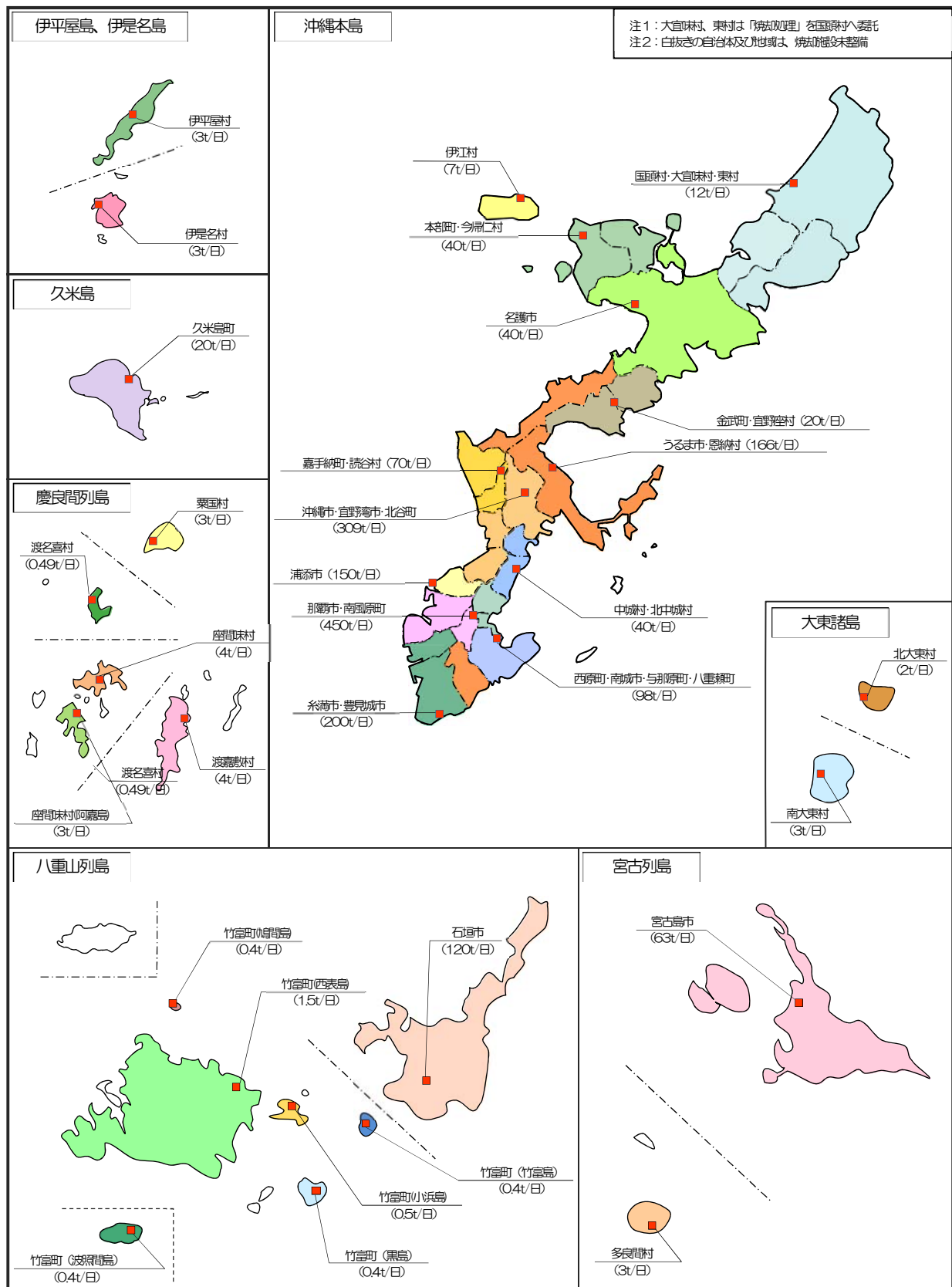
① ごみ焼却施設

沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっています。

表3-9 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況 (2018(平成30)年3月末現在)

|    |    | 実施主体<br>施設名称                       | 構成市町村              | 規模t/日 | 処理方式           | 着工年月   | 備考                    |
|----|----|------------------------------------|--------------------|-------|----------------|--------|-----------------------|
|    |    |                                    | 所在地                |       |                |        |                       |
| 本島 | 1  | 名護市<br>名護市環境センター                   | 名護市                | 40    | 機械ピッチ          | S51.12 |                       |
|    |    |                                    | 名護市字茂佐 1710-3      |       | 20 t/8h×2 基    | S52.12 |                       |
|    | 2  | 国頭地区行政事務組合<br>国頭市環境センター            | 国頭市・大宜味村・東村        | 12    | 機械ピッチ          | H266   |                       |
|    |    |                                    | 国頭市字嘉 1179-416     |       | 6 t/8h×2 基     | H286   |                       |
|    | 3  | 本島市・今帰仁村・青嶺町組合<br>本島市環境センター        | 本島市・今帰仁村           | 40    | 機械ピッチ          | H79    |                       |
|    |    |                                    | 本島市北里 182          |       | 20 t/8h×2 炉    | H103   |                       |
|    | 4  | 中城地区行政事務組合<br>美濃島クリーンセンター          | うるま市・恩納村           | 166   | ガス化燃焼          | H142   |                       |
|    |    |                                    | うるま市具志川字栄里比 1211-6 |       | 83 t/24h×2 基   | H169   |                       |
|    | 5  | 金武地区行政事務組合<br>金武市環境センター            | 金武市・宜野座村           | 20    | 機械ピッチ          | S592   |                       |
|    |    |                                    | 宜野座村字廻 2536-23     |       | 10 t/8h×2 基    | S60.12 |                       |
|    | 6  | 比嘉町行政事務組合<br>ごみ処理施設                | 嘉手納町・読谷村           | 70    | 準連続            | H72    |                       |
|    |    |                                    | 嘉手納町字久得 242-1      |       | 35 t/16h×2 炉   | H103   |                       |
| 離島 | 7  | 倉浜衛生施設組合<br>エコトピア也原                | 沖縄市・宜野湾市・北谷町       | 309   | ガス化燃焼          | H193   |                       |
|    |    |                                    | 沖縄市字也原 3394 番地     |       | 103 t/24h×3 炉  | H223   |                       |
|    | 8  | 中城村・中城町・青嶺町組合<br>中城斎場              | 中城村・北中城町           | 40    | 全量灰溶融          | H12.12 | 防範施設予算(当初)灰溶融設備のみ活動休止 |
|    |    |                                    | 中城村字伊金堂也武当原 787 外  |       | 20 t/24h×2 基   | H155   |                       |
|    | 9  | 那覇市・南風原市環境事務組合<br>那覇市・南風原市クリーンセンター | 那覇市・南風原市           | 450   | 全量灰溶融          | H14.8  |                       |
|    |    |                                    | 南風原市字新 11650       |       | 150 t/24h×3 基  | H183   |                       |
|    | 10 | 浦添市<br>浦添市クリーンセンター                 | 浦添市                | 150   | 全量灰溶融          | S55.10 |                       |
|    |    |                                    | 浦添市伊奈志 1-8-1       |       | 75 t/24h×2 基   | S57.12 |                       |
|    | 11 | 東谷町・青嶺町組合<br>青嶺工場                  | 西原町・与那原町・南城市・八重瀬町  | 98    | 準連続            | S58.4  |                       |
|    |    |                                    | 与那原町字板良敷 1612      |       | 49 t/24h×2 炉   | S60.3  |                       |
|    | 12 | 糸満市・豊見城市・青嶺町組合<br>糸満市環境センター        | 糸満市・豊見城市           | 200   | 全量灰溶融          | H7.12  |                       |
|    |    |                                    | 糸満市字末里 74-1        |       | 100 t/24h×2 炉  | H103   |                       |
|    | 13 | 伊江村<br>伊江村 E&C センター                | 伊江村                | 7     | 機械ピッチ          | H14.10 | 防範施設予算(当初)            |
|    |    |                                    | 伊江村字東上カダ原 2788 外   |       | 7 t/8h×1 炉     | H162   |                       |
|    | 14 | 久米島町<br>久米島クリーンセンター                | 久米島町               | 20    | 機械ピッチ          | S63.10 |                       |
|    |    |                                    | 久米島町字阿嘉 297-133    |       | 10 t/8h×2 基    | H2.1   |                       |
|    | 15 | 渡嘉敷村<br>渡嘉敷クリーンセンター                | 渡嘉敷村               | 4     | 機械ピッチ          | H109   |                       |
|    |    |                                    | 渡嘉敷村字渡嘉敷 1845      |       | 4 t/8h×1 炉     | H11.7  |                       |
|    | 16 | 座間味村<br>阿嘉島クリーンセンター                | 座間味村 (阿嘉島)         | 3     | 機械ピッチ          | H9.4   |                       |
|    |    |                                    | 座間味村阿嘉島地内          |       | 3 t/8h×1 炉     | H103   |                       |
|    | 17 | 座間味村<br>座間味クリーンセンター                | 座間味村               | 4     | ガス化燃焼          | H14.11 |                       |
|    |    |                                    | 座間味村字座間味牧台地内       |       | 4 t/8h×1 炉     | H15.8  |                       |
|    | 18 | 粟国村<br>粟国村ごみ処理施設                   | 粟国村                | 3     | 機械ピッチ          | H15.6  |                       |
|    |    |                                    | 粟国村草戸原 2334        |       | 3 t/8h×1 炉     | H16.3  |                       |
|    | 19 | 渡名喜村<br>渡名喜村ごみ焼却施設                 | 渡名喜村               | 0.49  | ガス化燃焼          | H25.11 |                       |
|    |    |                                    | 渡名喜村高田地内           |       | 0.49 t/8h×1 炉  | H25.11 |                       |
|    | 20 | 南大東村<br>南大東クリーンセンター                | 南大東村               | 3     | 機械ピッチ          | H10.12 |                       |
|    |    |                                    | 南大東村字池之沢 1-1       |       | 3 t/8h×1 炉     | H12.5  |                       |
|    | 21 | 北大東村<br>うさあかりクリーンセンター              | 北大東村               | 2     | 機械ピッチ          | H12.12 |                       |
|    |    |                                    | 北大東村字南 211-1       |       | 2 t/8h×1 炉     | H14.3  |                       |
| 離島 | 22 | 宮古島市<br>ごみ処理課平良工場                  | 宮古島市               | 63    | 準連続            | H25.3  |                       |
|    |    |                                    | 宮古島市平良字西仲宗良地内      |       | 31.5 t/16h×2 基 | H28.3  |                       |
|    | 23 | 多良間村<br>クリーンセンターたらま                | 多良間村               | 3     | 機械ピッチ          | H11.9  |                       |
|    |    |                                    | 多良間村字件筋 1624-2     |       | 3 t/8h×1 炉     | H12.5  |                       |
|    | 24 | 石垣市<br>石垣市クリーンセンター                 | 石垣市                | 120   | 連続             | H7.3   |                       |
|    |    |                                    | 石垣市字平得大兵 1273-439  |       | 60 t/24h×2 炉   | H9.10  |                       |
|    | 25 | 伊平屋村<br>伊平屋クリーンセンター                | 伊平屋村               | 3     | 機械ピッチ+灰溶融      | H16.1  |                       |
|    |    |                                    | 伊平屋村字田名 3225       |       | 3 t/8h×1 炉     | H17.5  |                       |
|    | 26 | 竹富町<br>波照間島ごみ焼却施設                  | 竹富町 (波照間島)         | 0.4   | ガス化燃焼          | H17.11 |                       |
|    |    |                                    | 竹富町字波照間島 4969-1    |       | 0.4 t/8h×1 炉   | H18.5  |                       |
|    | 27 | 竹富町<br>黒島ごみ焼却施設                    | 竹富町 (黒島)           | 0.4   | ガス化燃焼          | H17.11 |                       |
|    |    |                                    | 竹富町字黒島 2601        |       | 0.4 t/8h×1 炉   | H18.5  |                       |
| 離島 | 28 | 竹富町<br>竹富島ごみ焼却施設                   | 竹富町 (竹富島)          | 0.4   | ガス化燃焼          | H18.9  |                       |
|    |    |                                    | 竹富町字竹富 878         |       | 0.4 t/8h×1 炉   | H19.3  |                       |
|    | 29 | 竹富町<br>小浜島ごみ焼却施設                   | 竹富町 (小浜島)          | 0.5   | ガス化燃焼          | H18.9  |                       |
|    |    |                                    | 竹富町字小浜 3400-1      |       | 0.5 t/8h×1 炉   | H19.3  |                       |
|    | 30 | 竹富町<br>小樽島ごみ焼却施設                   | 竹富町 (小樽島)          | 0.4   | ガス化燃焼          | H20.11 |                       |
|    |    |                                    | 竹富町字小樽島地内          |       | 0.4 t/8h×1 炉   | H21.5  |                       |
|    | 31 | 竹富町<br>西表島ごみ焼却施設                   | 竹富町 (西表島)          | 1.5   | ガス化燃焼          | H21.12 |                       |
|    |    |                                    | 竹富町字高田地内           |       | 1.5 t/8h×1 炉   | H23.1  |                       |
| 離島 | 32 | 伊是名村<br>伊是名村ごみ処理施設                 | 伊是名村               | 3     | 機械ピッチ          | H22.7  |                       |
|    |    |                                    | 伊是名村字勢理客 3630      |       | 3 t/8h×1 炉     | H24.1  |                       |

資料：「廃棄物対策の概要(平成31年1月)」沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（平成31年1月）」沖縄県環境整備課

図3-9 沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

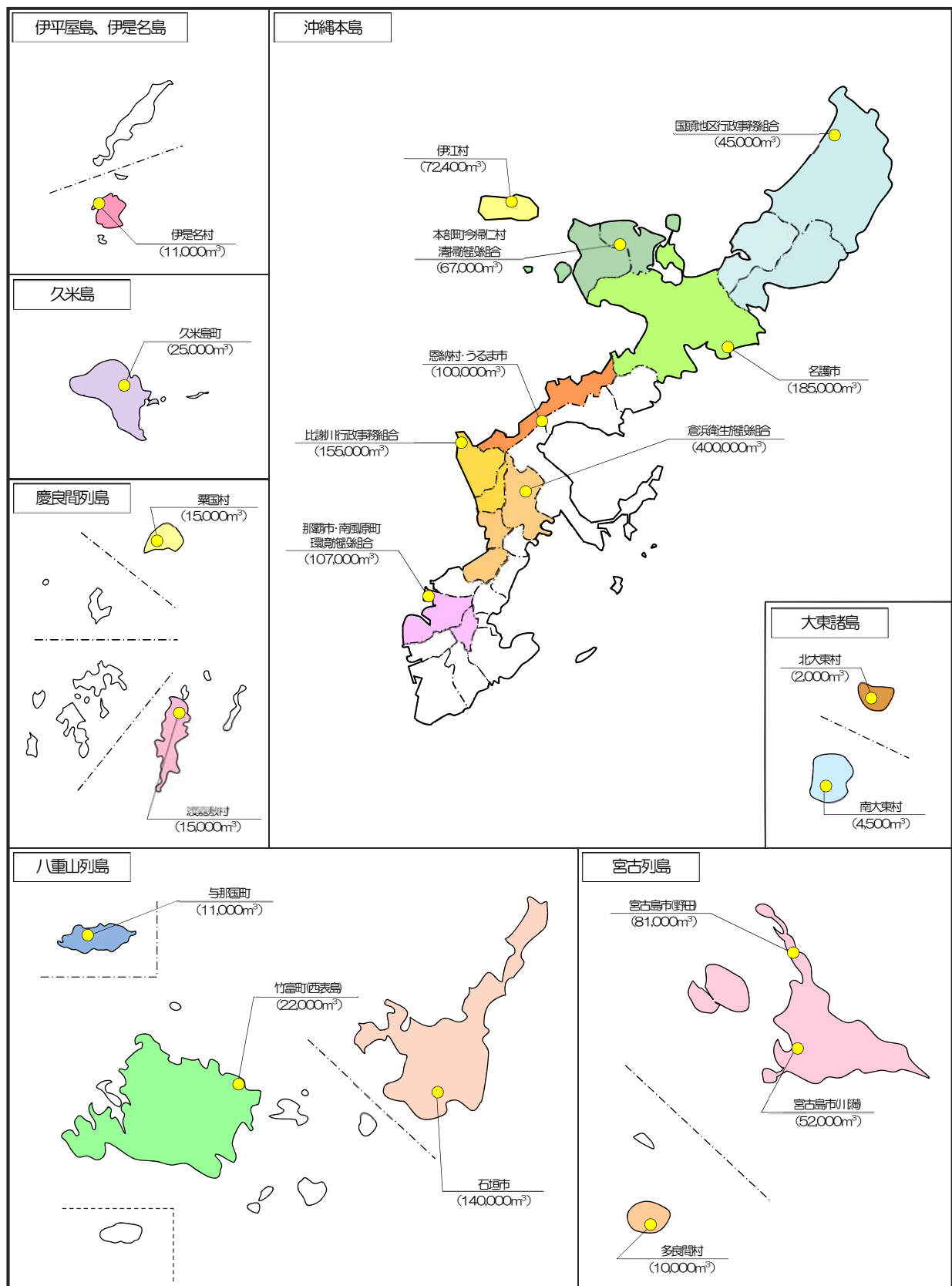
② 一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっています。

表3-10 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (2018(平成30)年3月末現在)

|    | 実施主体<br>施設名称                 | 構成市町村        | 埋立<br>開始年 | 終了予定<br>年月 | 埋立地面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 全体容量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|----|------------------------------|--------------|-----------|------------|----------------------------|---------------------------|
| 1  | 比謝川行政事務組合<br>一般廃棄物最終処分場      | 嘉手納町、読谷村     | H20.4     | H35.3      | 15,650                     | 155,000                   |
| 2  | 恩納村<br>恩納村一般廃棄物最終処分場         | うるま市、恩納村     | H3.5      | H24.3      | 12,300                     | 100,000                   |
| 3  | 伊江村<br>伊江村E&Cセンター            | 伊江村          | H3.4      | H24.3      | 25,382                     | 72,400                    |
| 4  | 宮古島市<br>一般廃棄物最終処分場(野田処分場)    | 宮古島市         | H6.6      | H26.3      | 10,600                     | 81,000                    |
| 5  | 宮古島市<br>一般廃棄物最終処分場(川満処分場)    | 宮古島市         | H9.3      | H30.3      | 7,000                      | 52,000                    |
| 6  | 名護市<br>名護市一般廃棄物最終処分場         | 名護市          | H7.4      | H22.3      | 20,000                     | 185,000                   |
| 7  | 倉浜衛生施設組合<br>一般廃棄物最終処分場       | 沖縄市、宜野湾市、北谷町 | H9.2      | H24.3      | 38,000                     | 400,000                   |
| 8  | 石垣市<br>石垣市最終処分場              | 石垣市          | H11.2     | H27.3      | 15,200                     | 140,000                   |
| 9  | 粟国村<br>粟国村一般廃棄物処理施設          | 粟国村          | H11.3     | H28.3      | 6,000                      | 15,000                    |
| 10 | 渡嘉敷村<br>渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場       | 渡嘉敷村         | H14.2     | H35.3      | 3,000                      | 15,000                    |
| 11 | 多良間村<br>多良間村一般廃棄物埋立処分場       | 多良間村         | H14.7     | H35.3      | 3,000                      | 10,000                    |
| 12 | 久米島町<br>久米島町一般廃棄物最終処分場       | 久米島町         | H16.3     | H36.3      | 5,000                      | 25,000                    |
| 13 | 国頭地区行政事務組合<br>やんばる美化センター     | 国頭村、大宜味村、東村  | H18.4     | H38.3      | 7,200                      | 45,000                    |
| 14 | 竹富町<br>竹富町リサイクルセンター          | 竹富町          | H18.4     | H33.3      | 4,300                      | 22,000                    |
| 15 | 伊是名村<br>伊是名村環境美化センター         | 伊是名村         | H18.11    | H34.3      | 2,500                      | 11,000                    |
| 16 | 与那国町<br>与那国町一般廃棄物最終処分場       | 与那国町         | H19.4     | H39.3      | 3,000                      | 11,000                    |
| 17 | 那覇市・南風原町環境施設組合<br>那覇エコアイランド  | 那覇市、南風原町     | H19.4     | H33.3      | 13,000                     | 107,000                   |
| 18 | 本部町・今帰仁村清掃施設組合<br>一般廃棄物最終処分場 | 本部町、今帰仁村     | H21.4     | H35.3      | 8,800                      | 67,000                    |
| 19 | 北大東村<br>北大東村最終処分場            | 北大東村         | H21.2     | H41.2      | 900                        | 2,000                     |
| 20 | 南大東村<br>南大東村クリーンセンター         | 南大東村         | H22.3     | H37.3      | 1,406                      | 4,500                     |

資料：「廃棄物対策の概要（平成31年1月）」沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（平成31年1月）」沖縄県環境整備課

図3-10 沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

### ③ し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっています。

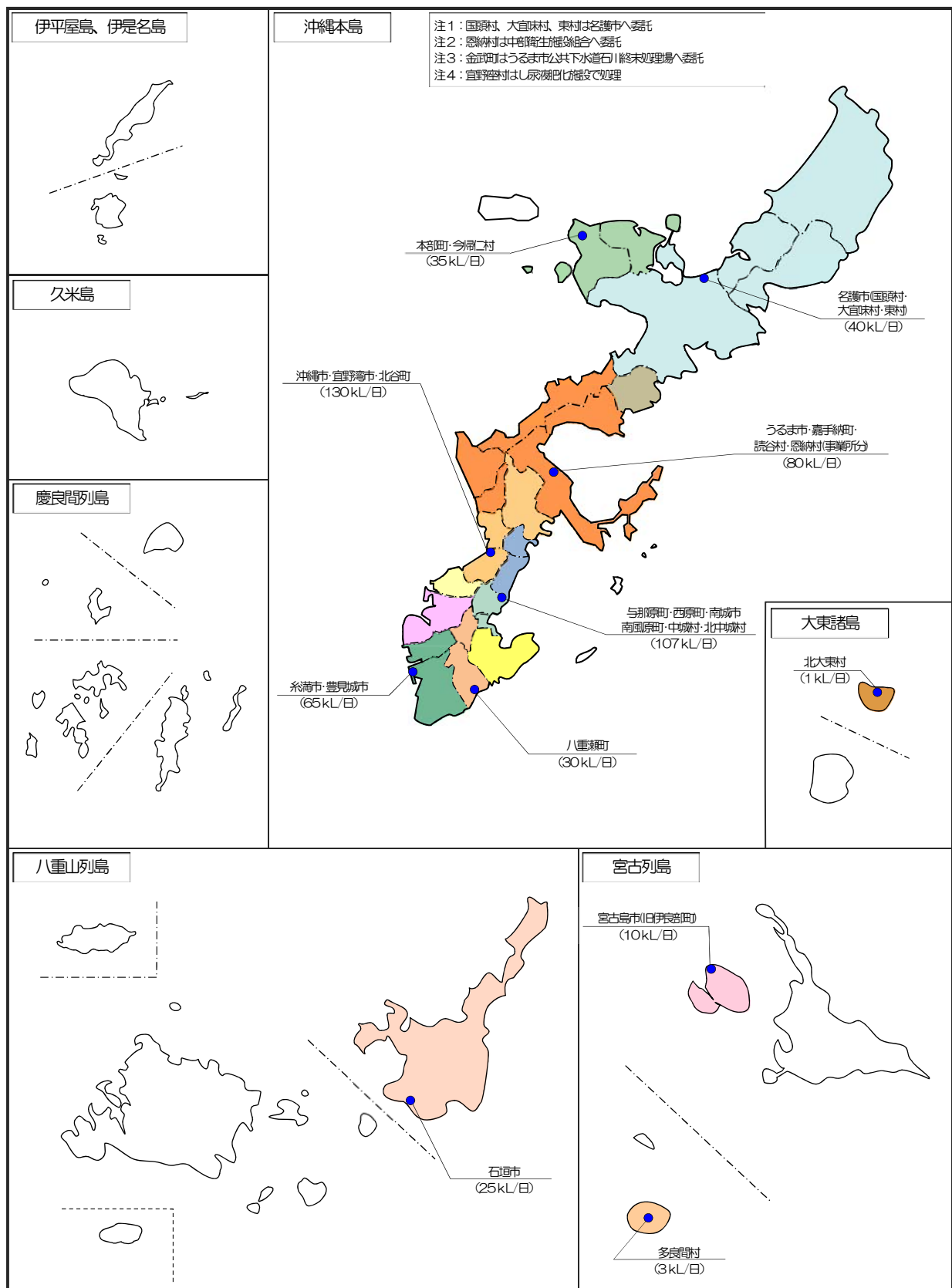
表 3-11 沖縄県内のし尿処理施設整備状況 (2018 (平成 30) 年 3 月末現在)

| 実施主体 |                           | 構成市町村                                | 規 模<br>(kL/日) | 処理方式          | 着工年月   | 竣工年月   |
|------|---------------------------|--------------------------------------|---------------|---------------|--------|--------|
| 1    | 石垣市                       | 石垣市                                  | 25            | 嫌 消           | S46.6  | S47.6  |
| 2    | 名護市                       | 名護市・国頭村 (委託) ・<br>東村 (委託) ・大宜味村 (委託) | 40            | 二段活           | S47.8  | S48.3  |
| 3    | 本部町・今帰仁村<br>清掃施設組合        | 本部町・今帰仁村                             | 35            | 嫌 消           | S49.9  | S50.6  |
| 4    | 倉浜衛生施設組合                  | 沖縄市・宜野湾市・北谷町                         | 130           | //            | S51.3  | S52.2  |
| 5    | 中部衛生施設組合                  | うるま市・嘉手納町・読谷村・<br>恩納村 (事業所分)         | 80            | 二段活<br>(低希釈)  | S53.3  | S55.6  |
| 6    | 糸満市・豊見城市<br>清掃施設組合        | 糸満市・豊見城市                             | 65            | //            | S55.12 | S57.3  |
| 7    | 宮古島市<br>(旧伊良部町)           | 宮古島市 (旧伊良部町)                         | 10            | 好気性<br>(低希釈)  | S56.1  | S58.3  |
| 8    | 多良間村                      | 多良間村                                 | 3             | 二段活<br>(低希釈)  | S57.11 | S58.3  |
| 9    | 島尻消防 清掃組合                 | 八重瀬町<br>※H26.12 から八重瀬町のみ             | 30            | 二段活<br>(低希釈)  | S61.2  | S62.9  |
| 10   | 東部清掃施設組合<br>(H26.12 供用開始) | 与那原町・西原町・八重瀬町・<br>南風原町・中城村・北中城村      | 107           | 固液分離、<br>希釈方式 | H24.12 | H26.12 |
| 11   | 北大東村                      | 北大東村                                 | 1             | 好消            | H27.7  | H28.9  |

(注) 処理方式の略称は次のとおり

嫌消：嫌気性消化処理    二段活：二段活性汚泥処理    好気性：好気性消化処理

資料：「廃棄物対策の概要 (平成 31 年 1 月)」沖縄県環境整備課



資料：「廃棄物対策の概要（平成31年1月）」沖縄県環境整備課

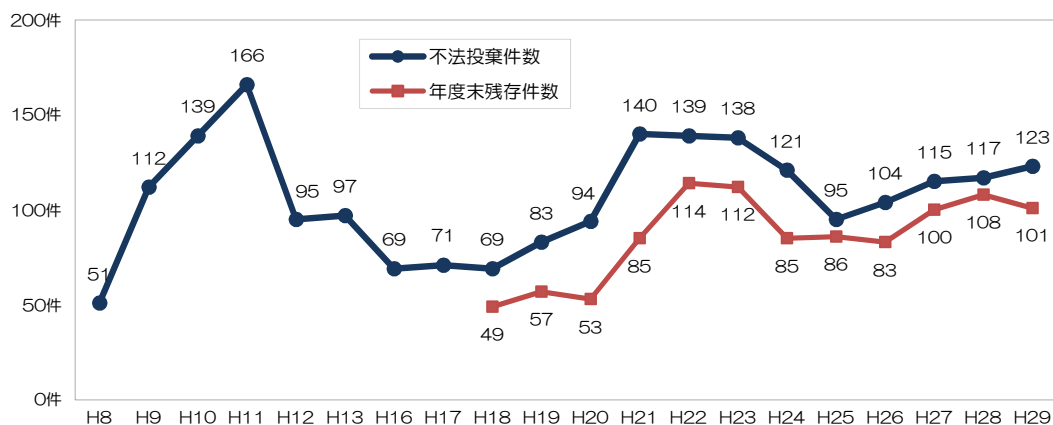
図3-11 沖縄県内のし尿処理施設整備状況



#### 4. 不法投棄の現状と取組

##### (1) 沖縄県内における不法投棄

沖縄県では1996（平成8）年度から2001（平成13）年度までの「産業廃棄物不法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄件数について調査した結果、2017（平成29）年度に県が把握した不法投棄件数は123件となっています。

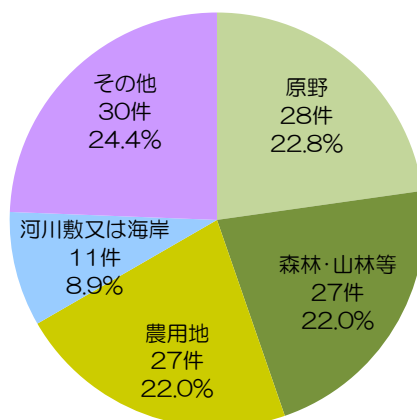


（注）H8～H13の不法投棄件数は「産業廃棄物不法投棄実態調査（沖縄県）」による件数です。  
年度末残存件数は、不法投棄件数から同年度中に撤去した件数を差し引いた件数です。

資料：「不法投棄実態調査報告書（平成30年12月）」沖縄県環境整備課

図4-1 沖縄県内における不法投棄件数の推移

また、沖縄県が2017（平成29）年度に把握した123件の不法投棄場所の内訳については、原野が28件、森林・山林等が27件、農用地が27件、河川敷又は海岸が11件、その他が30件となっています。



資料：「不法投棄実態調査報告書（平成30年12月）」沖縄県環境整備課

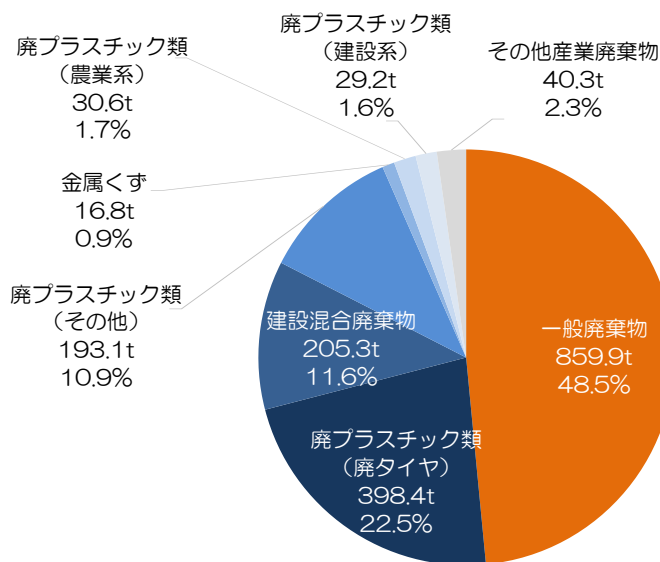
図4-2 沖縄県内の不法投棄場所の内訳

沖縄県の2017(平成29)年度における不法投棄物の内訳(重量別)は、一般廃棄物が859.9トン、産業廃棄物が913.7トンとなっており、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた不法投棄の総重量は1,773.6トンとなっています。

表 4-1 沖縄県内の不法投棄物の内訳（重量別）

| 廃棄物の種類         | 重量（t）   | 割合      |
|----------------|---------|---------|
| 一般廃棄物          | 859.9   | 48.5 %  |
| 産業廃棄物          | 913.7   | 51.5 %  |
| 廃プラスチック類（廃タイヤ） | 398.4   | 22.5 %  |
| 建設混合廃棄物        | 205.3   | 11.6 %  |
| 廃プラスチック類（その他）  | 193.1   | 10.9 %  |
| 金属くず           | 16.8    | 0.9 %   |
| 廃プラスチック類（農業系）  | 30.6    | 1.7 %   |
| 廃プラスチック類（建設系）  | 29.2    | 1.6 %   |
| その他産業廃棄物       | 40.3    | 2.3 %   |
| 合 計            | 1,773.6 | 100.0 % |

資料：「不法投棄実態調査報告書（平成30年12月）」沖縄県環境整備課



資料：「不法投棄実態調査報告書（平成30年12月）」沖縄県環境整備課

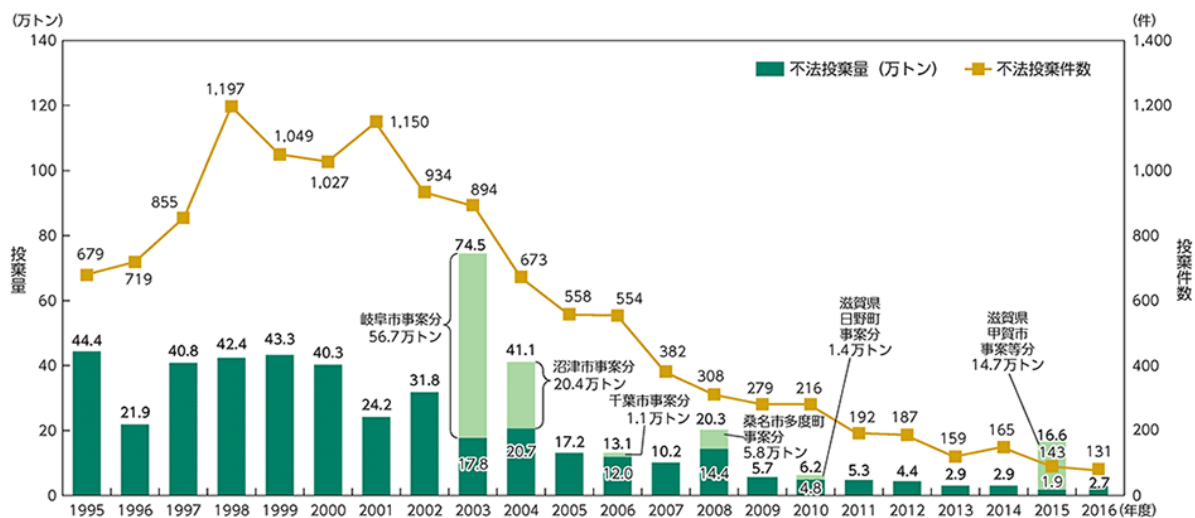
図 4-3 沖縄県内の不法投棄物の内訳（重量別）

## (2) 全国における不法投棄及び不適正処理（産業廃棄物）

産業廃棄物の不法投棄の件数については、1998（平成 10）年度までは年々増加する傾向を示し、その後は、2001（平成 13）年度に増加が見られるものの、おおむね減少する傾向が見られます。

また、投棄量（棒グラフ薄緑色部分除く）については、1995（平成 7）年度から 2004（平成 16）年度にかけては、約 20～40 万トンで推移していますが、その後は、2008（平成 20）年度に増加が見られるものの、おおむね減少する傾向が見られます。

2016（平成 28）年度の不法投棄件数は 131 件となっており、投棄量は 2.7 万トンとなっています。



注 1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1 件あたりの投棄量が 10 t 以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。

2003 年度：大規模事案として報告された岐阜市事案

2004 年度：大規模事案として報告された沼津市事案

2006 年度：1998 年度に判明していた千葉市事案

2008 年度：2006 年度に判明していた桑名市多度町事案

2010 年度：2009 年度に判明していた滋賀県日野町事案

2015 年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案

3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。

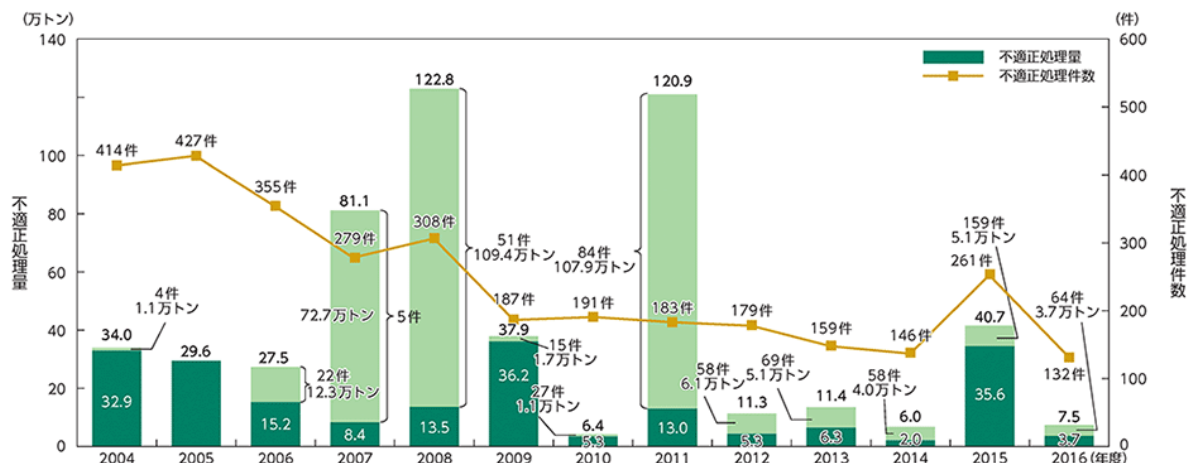
なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001 年 8 月から約 72 万 t が販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された 1 府 3 県の 45 か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 30 年版）」環境省

図 4-4 全国の不法投棄件数及び投棄量の推移（産業廃棄物）

産業廃棄物の不適正処理の件数については、おおむね減少する傾向が見られますが、不適正処理量（棒グラフ薄緑色部分除く）については、不規則な増減を繰り返しています。

2016（平成 28）年度の不適正処理件数は 64 件となっており、不適正処理量は 3.7 万トンとなっています。

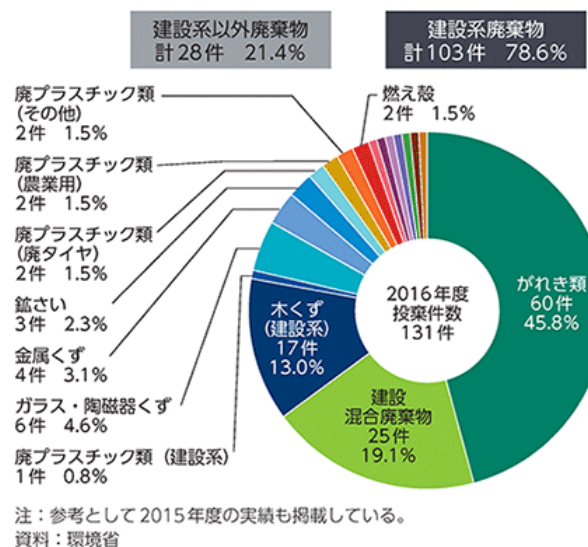


注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10t以上の事案の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。  
 2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。）  
 3：大規模事案については、次のとおり。  
 2007年度：滋賀県東市事案71.4万トン  
 2008年度：奈良市宇陀市事案85.7万トン等  
 2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等  
 2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等  
 2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等  
 4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。  
 なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成30年版）」環境省

図4-5 全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（産業廃棄物）

全国の不法投棄された産業廃棄物の種類を2016（平成28）年度について見ると、最も不法投棄の多いがれき類が45.8%となっており、建設混合廃棄物は19.1%、木くず（建設系）は13.0%となっています。



注：参考として2015年度の実績も掲載している。  
 資料：環境省

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成30年版）」環境省

図4-6 全国の不法投棄された産業廃棄物の種類（2016（平成28）年度）

### (3) 不法投棄防止への取組

#### ① 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っています。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示します。

表 4-2 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

|                | 昭和45年<br>制定時 | 昭和51年改正                                                    | 平成3年改正                                                                                           | 平成9年改正                                                                 | 平成12年改正                                                                                     | 平成15年改正                                                             | 平成16年改正                                            |
|----------------|--------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 不法投棄等          | 不法投棄の禁止      | 5万円以下の罰金                                                   | 3月以下の懲役又は20万円以下の罰金(有害な産業廃棄物は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金)                                                  | 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金(特別管理廃棄物は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)                        | (産業廃棄物)<br>3月以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人に対しては1億円以下の罰金)<br>(一般廃棄物)<br>1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 | 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(産業廃棄物・法人に対しては1億円以下の罰金)                  | 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(産業廃棄物・法人に対しては1億円以下の罰金) |
|                | 不法投棄の禁止      |                                                            |                                                                                                  |                                                                        | (重罰化)<br>3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科                                                          | 未遂罪の創設(罰則は既遂と同じ)                                                    | 準備罪の創設<br>3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科                |
| 指定有害廃棄物の処理の禁止  |              |                                                            |                                                                                                  |                                                                        |                                                                                             |                                                                     | 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科                        |
| 委託違反           |              | 産業廃棄物委託基準の創設(認可業者等への委託)                                    | 委託基準の強化(書面による契約等を追加)                                                                             | (契約書に処理料金等を追加)                                                         | (契約書に最終処分地等を追加)                                                                             | 一般廃棄物委託基準の創設                                                        |                                                    |
|                |              | 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金                                         | 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金                                                                              | 1年以下の懲役又は300万円以下の罰金                                                    | 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科                                                                 |                                                                     |                                                    |
| 受託違反           |              |                                                            |                                                                                                  | 受託禁止違反(産業廃棄物の創設)(1年以下の懲役又は300万円以下の罰金)                                  | 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科                                                                   |                                                                     |                                                    |
| 排出事業者責任の強化     |              |                                                            | マニフェスト制度の創設(特別管理産業廃棄物に限る)                                                                        | ・マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に拡大<br>・電子マニフェスト制度の導入<br>・虚偽マニフェスト交付を重罰化(30万円以下の罰金)  | ・最終処分まで確認することを義務化(注意義務)<br>・マニフェスト不交付を重罰化(50万円以下の罰金)                                        | 廃棄物である疑いのあるものについての都道府県等の調査権限拡充、未遂罪の創設により不法投棄等の罰則強化、緊急時における国の調査権限の拡充 | 廃棄物の収集運搬における目的罪の創設と環境大臣の指示権限の創設                    |
| 廃棄物処理業に係る欠格要件等 |              | 欠格要件の創設(廃棄物処理法違反により罰金以上の刑に処され2年を経過しない者、許可を取り消され2年を経過しない者等) | 要件の追加(禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者、廃棄物処理法・環境保全法令の違反又は刑法等の積みにより罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、役員・使用人等が欠格要件に該当する法人等) | 要件の追加(暴行法違反により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、許可取消法人の役員又は実質的に法人に対し支配力を有する者(黒幕規定)) | 要件の追加[産業廃棄物のみ](暴力団でなくなつてから5年を経過しない者、暴力団等がその事業活動を支配する法人)                                     | 要件の追加(聴聞通知後に廃棄した者)<br>特に悪質な業差の許可取消を義務化                              |                                                    |
| 支障除去等の措置命令     |              | 措置命令の創設(対象者処分者及び委託基準に違反した排出事業者)                            | 発行要件の拡大(「重大な」を削除)                                                                                | 対象者の追加(マニフェスト不交付及び虚偽マニフェスト交付した者等)                                      | 対象者の追加(注意義務違反や適正な対応を怠りしていない排出業者、不適正処分に関与した者等)                                               | 対象者の追加(一般廃棄物委託基準の違反者)                                               |                                                    |
|                |              | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金                                         | 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科                                                                          | 3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科                                              | 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科                                                                   |                                                                     |                                                    |
| その他            |              |                                                            |                                                                                                  |                                                                        | 組織犯罪による不法収益の没収                                                                              |                                                                     |                                                    |

資料：「循環型社会白書（平成16年版）」環境省

## ② 全国における代表的な取組

国においては、2007（平成 19）年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一齐に実施しています。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示します。

表 4-3 全国一斉の陸海空パトロール代表事例

| 地域 | 陸/海/空 | 事業名              | 実施エリア            | 実施期日等 | 実施主体等                                                        | 内容                                                                                    |
|----|-------|------------------|------------------|-------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 東北 | 陸     | 不法投棄監視パトロール      | 各県・市             | 5～6月  | 各県・市、東北地方環境事務所                                               | 各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。                                                 |
|    | 空     | 不法投棄監視合同スカイパトロール | 山形県内             | 6月5日  | 山形県、県警、東北地方環境事務所                                             | 山形県、県警本部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。                                         |
| 関東 | 陸     | 不法投棄防止監視パトロール    | 富士山麓を中心とする静岡県内全域 | 5月30日 | 富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議（静岡県、関係市町、警察、関東地方環境事務所等の関係機関、民間団体により構成）等 | 富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。 |
| 近畿 | 空     | スカイパトロール         | 奈良県内             | 6月5日  | 奈良県、県警、近畿地方環境事務所                                             | 奈良県と連携し、県警ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。                                             |
| 中国 | 海     | 不法投棄監視合同海上パトロール  | 岡山県内             | 6月1日  | 岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、玉野海上保安部、中国四国地方環境事務所                          | 岡山県及び海洋環境保全に係る行政機関と連携し、海上保安部の船舶を活用して、海上や離島等での不法投棄等や漂流漂着ごみの監視パトロールを実施する。               |
| 四国 | 陸     | 不法投棄監視パトロール      | 高松市内             | 5月30日 | 高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等                                      | 関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。                         |
|    | 海     | 海岸線及び島嶼監視パトロール事業 | 高松市内             | 6月5日  | 高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等                                      | 海上保安部の協力を得て、不法投棄の未然防止及び早期発見のための海上パトロールを実施する。                                          |
| 九州 | 陸     | 監視パトロール          | 沖縄県内             | 5～6月  | 沖縄県、九州地方環境事務所（那覇自然環境事務所）                                     | 沖縄県と連携し、不法投棄現場のパトロール等の監視活動を実施する。                                                      |

資料：「平成 29 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省



### ③ 沖縄県における取組

2017（平成 29）年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」において、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われ、沖縄県においても以下のような取組が実施、または実施予定となっています。

表 4-4 沖縄県における取組予定（2017（平成 29）年度）

| 市町村  | 実施主体                                  | 事業名                     | 実施期日等                       | 事業概要                                                                                                              |
|------|---------------------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 粟国村  | 粟国村（民生課）                              | 不法投棄対策事業                | 通年                          | 不法投棄が発生している場所へ監視カメラ及びダミーカメラを設置し啓発を図る。                                                                             |
|      | 粟国村観光協会                               | 環境美化活動                  | 4/27, 5/8, 5/22, 6/12, 6/26 | 道路沿いや公園のごみ拾い。                                                                                                     |
|      | ダイビングショップ（シーベース）                      | ビーチクリーン&バーベキュー          | H29/4/16（日）                 | 海岸漂着ごみの回収及び清掃作業。                                                                                                  |
|      | 粟国村                                   | 不法投棄監視パトロール             | 通年（毎週金曜日）                   | 不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施。                                                                                           |
| 伊江村  | 伊江村（総務課）                              | 広報誌による啓発                | 月1回                         | 「広報イーハッチャー」による普及・啓発活動を実施。                                                                                         |
|      | 伊江村                                   | チューバンジャまつり              | 12月                         | 村の産業広報及びパネル展示を行う。                                                                                                 |
|      | 伊江村（建設課）                              | 不法投棄監視パトロール             | 週2回程度                       | 不法投棄を未然に防ぐため、監視パトロール車による巡回を行う。                                                                                    |
|      | 伊江村漁協協同組合                             | クリーン作戦                  | ハリー前                        | ハリー会場周辺周辺の海岸清掃を実施。                                                                                                |
|      | 伊江村青年会                                | 530クリーン作戦               | 5月30日                       | 伊江村全体のごみ拾い・草刈などを実施。                                                                                               |
|      | 伊江村老人クラブ                              | 老人社会奉仕作業                | 9月（老人の日）                    | ごみ拾い・草刈などを実施。                                                                                                     |
|      | E&Cセンター                               | E&Cセンター見学会              | 年                           | E&Cセンター見学（小学4年生、婦人会対象）を実施。                                                                                        |
|      | タマレンタ企画                               | いちやりは伊江島民間団体協白協力会       | 8月、12月                      | ビーチのごみ拾いや海岸清掃を実施。                                                                                                 |
| 石垣市  | 石垣市                                   | 不法投棄実感創生月間              | 検討中                         | チラシや広報誌等により不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施。                                                                              |
|      | 石垣市                                   | 春の大掃除                   | H30/5/21～5/27まで             | 大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認。                                                               |
|      | 石垣市                                   | 秋の大掃除                   | 10月中旬                       | 大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認。                                                               |
| 糸満市  | 糸満市                                   | 海岸クリーン作戦                | 通年                          | 米須・大度・喜屋武海岸一円のごみ拾いや海岸清掃を実施。                                                                                       |
|      | 糸満市                                   | 環境美化活動                  | 通年                          | チラシや広報誌等により、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施。                                                                             |
|      | 糸満市                                   | 市民ボランティア清掃              | 毎月（第2土曜日）                   | 市主催で、自治会や企業団体へ呼びかけで清掃を実施。                                                                                         |
|      | 糸満市                                   | 不法投棄監視パトロール             | 通年                          | 監視員による不法投棄監視パトロールを実施。                                                                                             |
| 伊是名村 | 伊是名村                                  | 環境美化活動                  | 年5回（4・6・7・9・12月）            | 村内の一斉清掃（草刈、ごみ拾い）を実施。                                                                                              |
|      | 伊是名村環境プロジェクト（伊是名村、教育委員会、商工会、農・漁協、NPO） | 環境美化活動                  | 4月21日                       | 環境協力税導入を記念し、毎年4月25日を伊是名村環境の日と定め、この日を含む1週間を環境ウィークとし、村民の環境美化に対する意識向上を図るとともに観光産業の発展に資する目的で、期間中に環境美化活動を実施（H30年度お花植え）。 |
| 伊平屋村 | 伊平屋村                                  | 不法投棄監視パトロール             | ウィーク期間中                     | 不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施。                                                                                           |
| 浦添市  | 浦添市                                   | 2018クリーンデーINうらそえ清掃      | 5月20日                       | 市内の道路や公園等の清掃を実施。                                                                                                  |
|      | 浦添市                                   | グリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動 | 12月16日                      | 空き缶（ビン）拾い、草刈作業、公民館（公園）美化運動等。                                                                                      |
| うるま市 | うるま市                                  | 環境月間                    | 6月                          | 環境月間である6月に広報にて一斉清掃の呼びかけを行う。                                                                                       |
|      | うるま市                                  | 環境月間パネル展                | 6月                          | ごみ処理・分別・不法投棄に関するパネル展示及びパンフ配布を行う。リサイクル成形品及びごみ資源施設資源品品の展示を行う。各種団体のボランティア活動写真の展示を行う。                                 |
|      | うるま市                                  | 不法投棄監視パトロール             | 通年                          | クリーン指導員等による不法投棄場所の監視パトロールを実施。                                                                                     |
|      | うるま市各自治会                              | 環境美化活動                  | 通年                          | 市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施。                                                                                          |
|      | 天願川一帯実行委員会                            | 天願川一帯                   | 2月                          | 川の清掃を通して市民の意識を高めるとともに、環境問題を考える機会とする。                                                                              |
| 大宜味村 | 大宜味村                                  | 不法投棄監視パトロール             | 月5～6回程度                     | 職員による不法投棄パトロールを実施。                                                                                                |
| 沖縄市  | 沖縄市                                   | クリーンデーin沖縄市             | 11月                         | 各自治会を主体に市内全域の道路・公園等の清掃活動を実施。                                                                                      |
|      | 沖縄市                                   | 不法投棄監視パトロール             | 通年                          | 監視員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施。                                                                                         |

資料：「平成 29 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

表 4-4 沖縄県における取組予定（2017（平成 29）年度）（続き）

| 市町村  | 実施主体               | 事業名               | 実施期日等                  | 事業概要                                                                               |
|------|--------------------|-------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 恩納村  | 恩納村                | 環境美化活動            | 6月                     | 村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施。                                                           |
|      | 恩納村                | 環境美化活動            | 9/24～10/31             | 村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施。                                                           |
|      | 恩納村                | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 職員による不法投棄/パトロールを実施。                                                                |
| 北大東村 | 北大東村               |                   | 6月中旬頃                  | 草刈り及び空き缶、ごみ拾い。                                                                     |
|      | 北大東村               | 地境路端美化活動          | 6月                     | 村内ごみ拾い及び草刈り清掃。                                                                     |
| 北中城村 | 北中城村               | 秋の一斉清掃            | 9月                     | ごみ拾いや草刈りを実施。                                                                       |
|      | 北中城村               | 美ら島清掃週間           | 12月                    | ごみ拾いや草刈りを実施。                                                                       |
|      | 北中城村               | 春の一斉清掃            | 5月                     | ごみ拾いや草刈りを実施。                                                                       |
|      | 北中城村               | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 村職員による/パトロールを実施。                                                                   |
| 宜野座村 | 宜野座村               | 環境美化活動            | 5/27                   | 村内各自治会・各種団体による草刈り及びごみ拾い活動等を実施。                                                     |
|      | 宜野座村               | 広報誌・チラシによる啓発      | ウィーク期間中                | 村広報やチラシの配布による啓発を行う。                                                                |
|      | 宜野座村               | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 宜野座村環境監視員による監視/パトロールを実施。                                                           |
|      | 宜野座村               | 不法投棄監視/パトロール      | 4月以降                   | 職員2名により、週3～4回程度/パトロールを実施。                                                          |
| 宜野湾市 | 宜野湾市               | ごみのポイ捨て防止公開/パトロール | 5/30                   | 各自治会クリーンリーダーによる、ごみ拾い活動の実施、及びチラシ配布による啓発を行う。また、役所ロビーにてパネル展示を1週間行うことにより、更なる普及・啓発に努める。 |
|      | 宜野湾市               | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 清掃指導員による、不法投棄場所の監視/パトロールを実施。                                                       |
|      | 宜野湾市               | 環境美化活動            | 7月・12月                 | 市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施。                                                           |
| 金武町  | 金武町                | 秋の各班清掃            | 9/30                   | ごみ拾いや草刈り清掃を実施。                                                                     |
|      | 金武町                | 海兵清掃              | 7/8                    | ごみ拾いを実施。                                                                           |
|      | 金武町                | 春の各班清掃            | 6/3                    | ごみ拾いや草刈り清掃を実施。                                                                     |
|      | 金武町                | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 不法投棄監視/パトロールやごみ回収、注意看板の設置等を行う（委託職員で実施）。                                            |
|      | 金武町                | 沖縄県海軍漂着物世帯対策推進事業  | 7月                     | 漂着物やごみ拾いの海軍清掃を実施。                                                                  |
| 国頭村  | 国頭村                | 海兵清掃              | 7/20                   | ごみ拾いを実施。                                                                           |
|      | 国頭村                | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 不法投棄・散らごみ等監視/パトロールを職員が行う。                                                          |
| 久米島町 | 久米島町               | 集客内外清掃            | 4月・12月                 | 町内各自治会による草刈及びごみ拾い活動を実施。                                                            |
|      | 久米島町               | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 不法投棄を未然に防ぐため、パトロールを実施。                                                             |
| 竹富町  | 竹富町                | 春の清掃              | 4月～5月                  | 町民による清掃・不法投棄点検を行う。                                                                 |
|      | 竹富町                | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 職員による不法投棄/パトロールを実施。                                                                |
| 多良間村 | 多良間村               | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 関係機関による不法投棄監視/パトロールを実施。                                                            |
| 北谷町  | 北谷町                | 清掃工場見学会           | 11月頃                   | 清掃工場見学会（北谷クリーン指導員）を開催。                                                             |
|      | 北谷町                | 不法投棄監視/パトロール      | 通年                     | 不法投棄防止のため、町内全域において/パトロールを実施。                                                       |
|      | 北谷町                | ちゅら島環境美化町内一斉清掃    | 年2回（8、12月）             | 町主催で自治会や町民、環境関係機関等へ呼びかけて清掃を実施。                                                     |
|      | 北谷町                | ポイ捨て禁止のぼり旗の設置     | ウィーク期間内                | 自治会や公共施設等にのぼり旗を設置し、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施。                                       |
| 渡嘉敷村 | 渡嘉敷村               | ちゅら島環境美化清掃        | 年3回                    | 村内のごみ拾いや海軍清掃を実施。                                                                   |
|      | 渡嘉敷村               | 環境美化の日            | 毎月0のつく日<br>（10・20・30日） | 村内のごみ拾いや草刈りを実施。                                                                    |
| 渡名喜村 | 渡名喜村               | 不法投棄監視/パトロール      | 5～6月                   | 職員による不法投棄/パトロールを実施。                                                                |
| 豊見城市 | 豊見城市               |                   | 通年                     | 不法投棄防止のためのポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発を行う。                                         |
|      | 豊見城市 国場11氷あしひ実行委員会 | 国場11氷あしひ          | 11月末<br>11月3日          | 清掃活動を実施。                                                                           |

資料：「平成 29 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

表 4-4 沖縄県における取組予定（2017（平成 29）年度）（続き）

| 市町村               | 実施主体           | 事業名                       | 実施期日等              | 事業概要                                                                                 |
|-------------------|----------------|---------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 中城村               | 中城村            | 秋の一斉清掃                    | 10月21日             | 集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施。                                                                    |
|                   | 中城村            | 春の一斉清掃                    | 5月20日              | 集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施。                                                                    |
|                   | 中城村            | 不法投棄監視/パトロール              | 通年                 | 村職員による/パトロールを実施。                                                                     |
| 今帰仁村              | 今帰仁村           | 海岸漂着物対策事業                 | 4月～3月              | 漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施。                                                                    |
|                   | 今帰仁村           | 不法投棄監視/パトロール              | 通年                 | 監視員による不法投棄/パトロール活動、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止を行う。                                           |
| 名護市               | 名護市            | 広告活動                      | 通年                 | ホームページ・看板設置・広報紙等による不法投棄防止の啓発活動や、職員による市内パトロールでの不法投棄監視活動を実施。                           |
| 南城市               | 南城市            | 不法投棄監視/パトロール              | 通年（月曜）             | 不法投棄パトロール隊・クリーン指導員・市職員・委託業者による不法投棄監視/パトロールを実施。                                       |
| 西原町               | 西原町            | 不法投棄監視/パトロール              | 通年                 | 不法投棄監視/パトロールやごみの回収、注意看板の設置等を行う。                                                      |
| 南風原町              | 南風原町           | ちゅら島景観美化町内一斉清掃            | 12月                | 草刈り、ごみ拾い、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施。                                                         |
|                   | 南風原町           | 道路さらけ清掃                   | 8月                 | 町道を中心に草刈りやごみ拾いを行う。また、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施。                                             |
| 南風原町<br>那覇市<br>東村 | 南風原町、那覇市       | 不法投棄監視及び公害防止/パトロール        | 毎月                 | 一般廃棄物処理場周辺の/パトロールを実施。                                                                |
| 東村                | 東村（建設業集積地）     | ホームページによる啓発及び不法投棄監視/パトロール | 6月（普及啓発）、通年（パトロール） | ホームページ等による不法投棄未然防止及びパイ捨て禁止の普及啓発活動を実施する。また、職員及び清掃員による不法投棄監視/パトロール等を実施。                |
|                   | 東村             | クリーンやんばる                  | 1月                 | 村内の幹線道路の清掃を行う。                                                                       |
|                   | 東村             | 地域環境美化活動                  | 年2回                | 地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施。                                                                   |
| 南大東村              | 南大東村           | 地域環境美化活動                  | 20～21日             | H30/4/22（日本丸寄港）に伴う地域美化活動及び全体清掃                                                       |
|                   | 南大東村           | 地域環境美化活動                  | 8月                 | 地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施。                                                                   |
|                   | 南大東村           | 不法投棄警戒活動                  | 通年                 | 不法投棄現場（重点地）の/パトロールを実施。                                                               |
| 宮古島市              | 宮古島市           | 不法投棄監視/パトロール              | 通年                 | クリーン指導員・不法投棄監視員による不法投棄監視/パトロールを実施。また、不法投棄禁止の看板設置・啓発活動を行う。                            |
|                   | 宮古島市           | 宮古島市美化清掃の日                | 5・10月（第4日曜）        | 協議会・市民による不法投棄物の撤去清掃活動を実施。                                                            |
| 本部町               | 本部町            | 一斉清掃                      | 6/3                | 町内の一斉清掃を実施。                                                                          |
|                   | 本部町            | 不法投棄監視/パトロール              | 通年                 | 不法投棄監視/パトロールやごみの回収、注意看板の設置等の不法投棄防止活動を行う。                                             |
| 八重瀬町              | 八重瀬町           | 不法投棄監視/パトロール              | 5月～6月              | 町内の不法投棄・散乱ごみ多発地域を中心に/パトロールを実施する。また、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止等を行う。                          |
|                   | 八重瀬町           | 八重瀬町「心豊かできれいな町」大作戦        | 11月23日             | 町出身の偉人が残した「負けじ魂」や教訓歌「汗水節」の心を普及啓発するとともに、町と住民の協働で美しい環境作りを推進する「八重瀬町心豊かできれいなまちづくり」活動を実施。 |
| 与那原町              | 与那原町           | 不法投棄監視/パトロール              | 5月～6月              | 町職員による不法投棄/パトロールを実施。                                                                 |
|                   | 与那原町           | 不法投棄監視/パトロール              | 通年                 | 不法投棄・散乱ごみ等監視/パトロールを職員が行う。                                                            |
|                   | 与那原町まちづくり推進協議会 | 第1回奉仕作業                   | H30/6              | 加盟団体による草刈及びごみ拾い及び、プランターへ花の植え付け作業を実施。                                                 |
|                   |                | 第2回奉仕作業                   | H31/3              | 加盟団体による草刈り及びごみ拾いを実施。                                                                 |
| 読谷村               | 読谷村            | ちゅら浜クリーンアップ作戦/読谷          | 6/10               | 読谷村内海岸全域のごみ拾い・清掃を実施。                                                                 |

資料：「平成 29 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

## 5. 用語集

### あ行

#### ■ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理の国際規格です。  
組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取組を持続的に実施するために要求される規格です。

#### ■あわせ産廃

廃棄物処理法第 11 条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”旨の規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃といいます。

#### ■安定型 5 品目

有害物質を発生・浸出する恐れが無く、浸出水処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記 5 品目です。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

#### ■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことです。  
一般廃棄物は家庭から排出される家庭系一般廃棄物（生活系一般廃棄物ともいう。）と、商店・事務所等から排出される事業系一般廃棄物に分けられます。

#### ■エコアクション 21

環境省により定められた環境マネジメントシステムの認証・登録制度です。  
基本的な部分は ISO14001 と同じですが、審査費用や維持費用が比較的低価格となっています。

### か行

#### ■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫の家電 4 品目を対象に家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務づけた法律です。

#### ■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

#### ■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染の恐れがある廃棄物をいいます。  
感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められています。

#### ■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国等の公的機関が、環境への負荷の少ない製品やサービスの調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とする法律です。

#### ■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、出来る限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することをいいます。

#### ■グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」の意味です。「緑」が象徴する環境に配慮した行動をする消費者のことをいいます。

#### ■建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律です。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけています。

#### ■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいいます。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされています。

#### ■こどもエコクラブ

環境省が応援することもが誰でも参加できる環境活動クラブです。

平成 22 年度は、全国で約 3,000 クラブ、約 17 万人のこどもたちが、登録・活動しました。

#### ■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称です。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示します。

#### ■ごみ処理広域化計画

国は、ダイオキシン類対策を強化するため、ダイオキシン類を削減するための方策を示したガイドラインを、1997 年に改定しました。

新ガイドラインでは、隣接市町村が連携し、100 トン/日以上全連続炉（24 時間運転の焼却炉）への集約（広域化）を総合的・計画的に進めること等を示しています。厚生省は、同年に、新ガイドラインに基づき、都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知（厚生省課長通知衛環第 173 号）しています。

### さ行

#### ■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化」「リサイクル」ともいいます。

#### ■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことです。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場があります。

##### ① 安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型 5 品目）を埋立対象とした最終処分場です。

##### ② 管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場です。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えています。

③ 遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場です。

■ 3R

リデュース (Reduce) : 発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の頭文字をとったものです。

① リデュース (Reduce)

廃棄物の発生を抑制することです。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることです。

② リユース (Reuse)

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することです。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することです。

③ リサイクル (Recycle)

廃棄物を製品の原料として再生利用することです。一般的には、紙、鉄くず、アルミくすなどについて精製などを行い、資源として再生利用することです。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができますが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかります。

■ 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法等に定められている 20 種類の廃棄物のことです。

■ 残渣

処理等を行った後に残った、残りかすのことです。

■ 資源化 (率)

「再生利用 (率)」「リサイクル (率)」ともいいます。「再生利用 (率)」の項参照。

■ し尿

大小便を合わせた呼び方です。汲み取り便所から収集されるものをいいます。

■ 資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律です。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定しています。

■ 循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことです。

■ 循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律です。



## ■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値である廃棄物及び使用済製品等や副産物等有価値のもの）のうち有用なものです。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられます。

## ■終末処理場

下水処理場ともいいます。公共下水道により収水された下水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するための施設です。

## ■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものです。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことです。

## ■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残しなどの食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律です。また、年間の食品廃棄物量が 100 トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられます。

## ■食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

## ■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルすることを義務づけた法律です。

## ■浸出水処理施設

最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流するための施設のことで、

## ■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。

## た行

## ■たい肥化

廃棄物の処理におけるたい肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）をたい肥化することを指します。

## ■タイミーロール（タイミーパックともいう）

スーパーのレジ等で冷凍食品や惣菜、洗剤等を仕分けるための半透明のポリ袋のことです。

## ■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽です。生活雑排水は、未処理のまま放流します。平成 13 年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されています。

## ■地球温暖化

二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象です。

#### ■中間処理

廃棄物を焼却処理したり、破碎・圧縮、選別したりすることをいいます。最終処分場や資源化を行う前の中間的な処理のことです。

#### ■中水

上水と下水の中間的水質の水のことです。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われています。

#### ■デポジット制度

容器入り商品等を売る際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せした金額が払い戻される制度のことです。地域によっては、地域通貨を代用しているところもあります。

### な行

#### ■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。回収した熱で発電したり、施設内の暖房・給湯などに利用したりすることができます。

#### ■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設です。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設です。

### は行

#### ■バイオディーゼル燃料

菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食用油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことです。

#### ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の定義、廃棄物の排出抑制、適正処理等により、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的に制定された法律です。

#### ■灰溶融施設

廃棄物等を焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設です。

#### ■飛灰

ごみを焼却するときに発生するばいじんのことです。

### ま行

#### ■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながります。

### や行

#### ■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の原料及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めた法律です。

#### ■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものです。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができるなどのメリットがあります。

#### ■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことです。亜鉛・鉛・銅・カドミウムなどの非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていましたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されています。

### ら行

#### ■連続式焼却炉

24 時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことです。これに対し、1 日 16 時間焼却処理を行う焼却炉を准連続式焼却炉、1 日 8 時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉といいます。

#### ■リサイクル（率）

「再生利用（率）」の項参照。

### わ行

#### ■ワンウェイ容器

その形状のまま再使用されない容器のことです。

## 6. 糸満市廃棄物減量等推進審議会委員名簿及び審議経過

### 糸満市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

| 氏 名     | 団体名・役職名等                | 備 考 |
|---------|-------------------------|-----|
| ◎ 成田 一夫 | (公社) 糸満市シルバー人材センター 事務局長 |     |
| ○ 玉城 孝  | 南部広域行政組合 糸豊環境衛生課長       |     |
| 屋富祖 民江  | 糸満市女性連合会 会長             |     |
| 松浦 快奏   | 糸満工業団地協同組合 理事長          |     |
| 上原 一志   | 糸満市商工会 事務局長             |     |
| 山城 渉    | 糸満市 PTA 連絡協議会 会長        |     |
| 徳元 孝進   | 糸満市老人連合会 会長             |     |
| 屋嘉比 康人  | 糸満市自治連絡委員会 会長           |     |
| 金城 順子   | エコールママステーション 代表         |     |
| 波平 美代   | 住民代表                    |     |
| 波平 政安   | 糸満市清掃施設組合 代表            |     |
| 山城 安子   | 糸満市市民健康部 部長             |     |

◎は委員長、○は副委員長

### 糸満市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

| 審 議 会    | 開 催 日                       | 審議内容等                                                                                                                                                                                                             |
|----------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回審議会 | 2019(平成 31)年<br>3 月 5 日(火)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱辞令の交付</li> <li>・市長あいさつ</li> <li>・委員の互選(委員長・副委員長)</li> <li>・市長から委員長へ諮問</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画の策定について</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画(案)の説明</li> <li>・その他(第 2 回の開催日時調整など)</li> </ul> |
| 第 2 回審議会 | 2019(平成 31)年<br>3 月 14 日(木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回審議会における主な意見の概要</li> <li>・一般廃棄物処理基本計画(案)の見直しに関する事項(建議)について</li> <li>・その他(今後の予定など)</li> </ul>                                                                          |

---

---

糸満市一般廃棄物処理基本計画  
平成31年 4月

策 定 者  糸満市 市民健康部 市民生活環境課  
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
TEL (098) 840 - 8124

策定委託  株式会社沖縄チャンドラー  
〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号  
TEL (098) 862 - 5871代表

---

---